

14.4

996

14.4-996



1200501209618

主要各國民間航空保護獎勵概況

逕信省航空局編

昭和九年

年



始



昭和九年十一月

主要各國民間航空保護獎勵概況

遞信省航空局

一本書ハ歐米主要各國ニ於ケル民間航空保護獎勵ニ關
スル事項ヲ輯録シタルモノナリ

發行所寄贈本

一本書ヲ印刷ニ附シタルハ閱覽及執務ノ便宜上筆寫ニ
代ヘタルニ止マリ之ヲ公刊スルノ趣旨ニアラス

昭和九年十一月



遞信省航空局



14.4-996

目次

第六 民間航空政策

正 其ノ動向ニ關スル考察

第一 英吉利

一 英國ノ航空政策……………一頁

二 定期航空ニ關スル保護獎勵……………二頁

 (一) 補助金支給方法……………二頁

 (二) 定期航空會社ノ概況……………八頁

三 航空工業ニ關スル保護獎勵……………二二頁

 (一) 學術研究ニ關スル保護獎勵……………二二頁

 (二) 製作工業ニ關スル保護獎勵……………二四頁

四 私ノ飛行ニ關スル保護獎勵……………二七頁

 (一) 牛津及劍橋大學航空隊……………二七頁

 (二) 輕飛行機俱樂部……………二八頁

 (三) 國民飛行營業會社……………二二頁

五 民間航空豫算……………二二頁

 (一) 一九三三—三四年英國民間航空豫算……………二二頁

 (二) 最近五箇年間英國民間航空豫算總額及補助獎勵金額……………二四頁



航空會社



第二 佛蘭西

一 定期航空ニ關スル保護獎勵……………二五

(一) 定期航空保護政策……………二五

(二) 定期航空會社ノ沿革……………三二

二 私ノ飛行ニ關スル保護獎勵……………三五

(一) 自家用飛行機購買及維持獎勵金支給制度……………三五

(二) 自家用飛行機操縦士免狀受有者ニ對スル獎勵金ノ支給……………三七

(三) 私ノ飛行委員會……………三八

三 航空工業ニ關スル保護獎勵……………三八

(一) 學術研究ニ關スル保護獎勵……………三八

(二) 航空技術員ノ養成……………三八

(三) 製作工業ニ關スル保護獎勵……………三八

四 民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵……………四〇

五 其ノ他ノ事項ニ關スル保護獎勵……………四一

六 民間航空豫算……………四三

第三 獨逸

一 航空全般ノ組織及航空ニ對スル諸方策……………四五

(一) 航空行政機關ノ組織……………四五

(二) 航空關係法規……………四七

(三) 航空ニ對スル諸方策……………四八

(四) 航空豫算……………四九

二 定期航空ニ關スル保護獎勵……………五一

(一) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社補助命令書……………五一

(二) 輸送事業ノ概況……………五五

三 航空工業ニ關スル保護獎勵……………五七

四 民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵……………五八

(一) 養成機關ノ監督……………五八

(二) 乘員養成機關……………五八

五 航空科學研究團體……………六〇

(一) 「ゲッチンゲン」流體力學研究所……………六一

(二) 伯林「アードレルスホーフ」所在獨逸航空研究所……………六一

(三) 「ロニン、ロジッテン」會社……………六一

(四) 伯林航空科學協會……………六一

六 航空保安設備……………六二

(一) 地上設備……………六二

(二) 航空保安業務……………六二

第四 北米合衆國

一 定期航空ニ關スル保護獎勵……………六五

(一) 商業航空法ニ基ク保護獎勵……………六五

(二) 航空郵便法ニ基ク保護獎勵……………六八

二 航空工業ニ關スル保護獎勵……………七八

三 航空科學研究團體……………八〇

四 民間航空豫算……………八二

附錄 佛蘭西航空會社補助法規

第一 英吉利

一 英國ノ航空政策

歐洲大戰當時ノ英國政府當局ハ戰爭ノ遂行ニ寧日ナカリシト雖モ航空機ノ非軍事的用途ニ着目シ一九一七年五月二十二日民間航空輸送委員會 (Civil Aerial Transport Committee)ヲ設置シ之ニ命スルニ「戰後ニ於テ國家的、大英帝國の及國際的立場ヨリ民間商業航空ノ發展及取締ノ爲採ルヘキ方策」ヲ審議スヘキコトヲ以テセリ同委員會ハ一九一八年二月七日ヲ以テ報告書ヲ提出シタルカ微細ノ點ニ於テハ委員會間ニ意見ノ相違ヲ見タレトモ「戰後ニ於ケル民間航空輸送事業ノ充分ナル發達ハ國家的緊要事ニシテ國家ノ援助ナクシテハ實現不可能ナリ」トノ確信ニ於テハ全員ノ一致スル所ナリ

キ委員會ハ「加奈陀、阿弗利加、印度及濠洲ニ至ル航空路ノ開設ニ依ル大英帝國内交通ノ改善カ將來ノ對自治領問題ニ關シ如何ニ重要ナル意義ヲ有スルカハ明瞭ナリ」ト述ヘ「航空路、飛行場ニ關スル調査、自治領及聯合國トノ間ニ於ケル航空郵便業務ノ開始ニ關スル廣範圍ニ亘ル根本的問題ノ討議、民間航空事業ノ經營ニ關スル問題ノ研究機關ノ設置等準備的工作ヲ直ニ開始スヘキ」コトヲ勸告シタリ

大戰後ニ於テモ英國政府ハ大英帝國ニ於ケル航空事業ノ發達ニ關シテ偏狹ナル態度ヲ持スルコトナク一九一九年夏航空大臣「ウインストン、チャーチル」氏ハ民間航空諮問委員會 (Advisory Committee on Civil Aviation)ヲ組織シ「帝國航空路組織ノ最良方法」ニ就キ考究セシメタルカ同委員會ハ同年十月三十日附ノ報告書ニ於テ左ノ如ク答申セリ

「委員會ハ加奈陀、ニュー、ファウンドランド、埃及、南阿弗利加、印度、濠太利及新西蘭ハ英帝國ノ中心ヨリ遠ク離レタル樞要ナル地方ナルヲ以テ先ツ英本國ト此等ノ地方トヲ連絡スル幹線航空路ノ設置問題ヲ主トシテ研究スルヲ最モ賢明ナル方法ト認メタリ斯ノ如キ幹線航空路ハ疑モナク將來ハ自治領及植民地ノ内部及其ノ相互間ニ於ケル航空路ニ依リ補足セラレサルヘカラス」ト又「委員會ハ何等躊躇スルコトナクシテ最初ニ着手セラルヘキハ英本國ヨリ印度ニ至リ又後ニハ更ニ濠太利ニ至ル線ナリト認ム次テ開設セラルヘキハ南阿弗利加線ナレトモ埃及ニ至ル部分ハ最初ハ印度線ト同一

經路ニ由ルヘシ印度内部ニ於ケル航空路ノ開設ハ之ヲ印度政府ニ委セ置キ先ツ第一ニ埃及「カラチ」ノ區間ニ關スル間題ヲ處理スルヲ可トス」ト更ニ又

「何等カノ形式ニ於ケル政府ノ補助ナクシテハ特ニ財界ノ現狀ニ於テハ經驗ナク且多數未知ノ因子ノ現ハレ來ルヘキ此ノ種ノ事業ニ資金ヲ投スル私企業ノ發生ハ之ヲ豫想スルコト能ハス依テ委員會ハ可能ナル三箇ノ方法即チ一、國家自身ニ、官民共同出資ニ係ル會社 三、政府ノ補助ヲ受クル私企業 ニ依ル經營ニ就キ審議ヲ重ネタル結果第三ノ方法即チ英國ノ傳統的政策タル私企業ニ依リ自由ニ其ノ創意ヲ暢フル方法ヲ採リ政府ハ唯事業ノ成功ヲ確保スルニ必要ナル補助ヲ與フヘシトノ結論ニ到達セリ」ト

當時英國政府ハ之ニ基キ何等積極的行動ニ出テサリシト雖モ實ニ現在ノ英國ノ航空政策ハ右ノ報告ニ胚胎セルモノト謂ハサルヘカラス

二 定期航空ニ關スル保護獎勵

(一) 補助金支給方法

(イ) 航空會社ニ對スル補助金支給方法ノ沿革

英國ニ於テハ最初一九一九年八月二十六日「エアクラフト、トランスポート、アンド、トラヴェル」會社政府ヨリ何等ノ補助ヲ受クルコトヲ倫敦「巴里線」經營ヲ開始シタルカ翌年ニハ「ハンドレイ、ベイヂ」會社モ亦同線ノ飛行ヲ開始シ更ニ「ハンドレイ、ベイヂ」會社ハ倫敦「ブラッセル」線ヲ、又「ハンドレイ、ベイヂ」會社及「エアクラフト」會社ハ倫敦「アムステルダム」線ヲ開設シタリ然レトモ當時倫敦「巴里間」旅客運賃ハ二十五磅ニシテ書狀一通ノ増料金ハ二志六片ナリシヲ以テ斯ル高率ナル運賃ニテハ多量ノ載貨ヲ得ルコト能ハサルノミナラス競争會社タル佛國「メサジュリー、アエリエンス」會社カ自國政府ノ補助金ヲ受ケ低廉ナル運賃ヲ以テ飛行シタルヲ以テ英國會社ノ立場

ハ頗ル困難ナル状態ニアリタリ

茲ニ於テ當時ノ英國航空大臣「チャーチル」氏ハ民間航空諮問委員會ニ命スルニ「最大ノ經濟性ヲ願シ民間航空發達ノ爲國家的利害關係上政府ノ採ルヘキ根本的方策ヲ考究スヘキ」コトヲ以テセリ

同委員會ハ一九二〇年四月二十日左ノ趣旨ノ報告書ヲ提出セリ

「國庫ヨリ補助金ヲ支出スルコトハ一時的手段トシテハ適當ト認メラルルニ因リ政府ハ一九二〇年—二一年度及一九二一年—二二年度ノ二會計年度内ニ二十五萬磅ヲ最高限度トスル直接補助金ヲ支給スヘシ右補助金ハ各會社ノ旅客、郵便物及貨物運送ニ依ル確認總收入ノ二割五分ヲ基準トシテ計算セラルヘキモノトス」

然レトモ右意見ハ政府ノ採用スル所トナラサリキ蓋シ政府ハ兩社ハ政府ノ補助ナクモ營業ヲ繼續シ得ヘシトノ意見ヲ抱キタレハナリ然ルニ此ノ秋ニ當リ佛國會社ハ自國政府ヨリ更ニ補助金ノ増額ヲ受タルコトヲ得テ其ノ運賃ノ値下ヲ斷行シタルヲ以テ右英國會社ハ之ト競争スルコト能ハス一九二一年二月遂ニ其ノ營業ヲ中止スルニ至レリ茲ニ於テ「チャーチル」氏ハ三月二日英佛海峽橫斷補助審議會(Cross-Channel Subsidies Committee)ヲ組織シ之ニ英國航空輸送事業ノ緊急救濟策ヲ考究セシメタリ

右委員會ノ審議ニ基キ所謂「一時的補助案作成セラレ英國航空會社ヲシテヨリ完全ナル政策ノ案出セラルル迄存續セシムルコトトナリ」ハンドレイ、ベイヂ、トランスポート「會社」(ハンドレイ、ベイヂ「會社」ノ子會社)及最近航空界ニ進出セル「インスタント」汽船會社トノ間ニ契約締結セラレ兩會社ハ一九二一年三月乃至十月ノ期間ニ付補助金ヲ支給セラルルコトトナリタルカ右契約ハ其ノ後翌年三月三十一日迄延長セラレタリ

右補助契約ハ極メテ複雑ナル内容ヲ有シタルカ主要ナル點ハ政府補助金ノ額カ制限セラレタルコト、會社カ倫敦「巴里間」毎日一往復ノ飛行ヲナスコトヲ條件トシタルコト及使用飛行機ノ型式、時間表及運賃ハ航空諮問會ノ承認ヲ受クヘキコトニアリタリ然レトモ右補助案ハ全然當座凌キ手段ニ過キサリシヲ以テ海峽橫斷補助委員會ハ更ニ審

議ヲ重ネヨリ、健全ナル政策ノ樹立ニ努メ討議ノ結果漸ク「恒久的」補助法案ヲ作成スルニ至レリ
 此ノ時ニ於テ航空輸送ニ従事セル會社ハ「インストン」會社、「インストン」會社、「イン
 プ、ライン」會社、「インストン」會社ノ子會社）及「ダイムラー、エア、ウエイズ」會社（「ダイムラー、ハイア」自動車會
 社）是ナリ而シテ海峽橫斷補助委員會ノ勸告セル所謂「恒久的」補助法案ハ一九二二年四月一日ヲ以テ實施ヲ見タリ
 右法案——間モナク煩瑣ナリトノ非難ヲ受ケタルカ——ハ英國ノ三會社ヲシテ漸次増加シツツアリタル倫敦—巴里
 間ノ貨客ノヨリ、大ナル部分ヲ吸收セシムルコトヲ主眼トシタリ蓋シ航空省ハ競争ニ依リ經營費ノ削減セララルコト
 ヲ希望シタルヲ以テナリ即チ倫敦—巴里線及倫敦—ブラッセル「線ヲ分離セシメ前者ニ對シテハ會社ノ總收入ノ二
 十五%ヲ基礎トシテ計算セラレタル補助金及一旅客當リ三磅、貨物、郵便物一封度當リ三磅ノ交付金ヲ支給スルコ
 トトセリ更ニ航空諮問會ハ會社ノ使用機ノ約五〇%ヲ提供シ右飛行機ハ「濟崩購買組織」ヲ以テ會社ニ貸與シ損料ヲ
 三十回拂トシテ後會社ノ所有ニ歸スヘキコトトセリ一方「インストン、エア、ライン」會社ノ經營ニ係ル倫敦—ブラ
 ヅセル「線」ニ就イテハ之ト異ル制度ヲ採用シ「旅客當リ」ノ「スライデング、スケール」ノ交付金ヲ支給スルコトトセリ
 而シテ此ノ「恒久的」補助法案ニ基ク政府ノ負擔額ハ年七〇〇、〇〇〇磅ナリキ
 不幸ニシテ貨客ハ主トシテ惡天候ノ爲豫想ノ如クニハ増加セス英國ノ三會社ハ各々之カ獲得ニ狂奔シタルモ間モナ
 ク經營維持ニ遙ニ足ラサル收入ヲ得ルニ過キサルニ至レリ斯クシテ「恒久的」補助案ハ僅ニ一九二二年四月一日乃至
 九月三十日ニ至ル六ヶ月間ノ生命ヲ有シタルニ過キサリキ
 然リト雖モ此ノ聞些カノ進展モナカリシニハ非ス即チ倫敦—巴里線ニ付キ「一時的」補助案ニ於ケル補助金ハ一飛行
 機當リ七志一片、一旅客當リ十四磅十五志ナリシカ「恒久的」補助案ニ於テハ夫々三志八片、十一磅五志ニ減少シ
 タリ
 「改正」補助法案ハ一九二二年五月十一日民間航空局長ニ就任セル「セフトン、ブランカー」卿ノ立案ニ成レリ新案ハ

一九二二年十月一日ヨリ施行セラレタルカ從來ノ政策ニ大變革ヲ來シタルモノナリ第一ニ現在ノ如キ線路ノ數及延
 長並國際的競争ニ於ケル民間航空ノ發達段階ニ於テハ國內會社相互間ノ商業的競争ヨリモ航空ノ進歩ソレ自體カ一
 層重要ナリトノ確信ノ下ニ從來必要ナリトセラレタル會社間ノ競争ヲ中止セシメタリ第二ニハ會社ノ收入ヲ基礎ト
 セル補助金ニ代リテ一定期間内ニ於ケル所定最小限度ノ飛行回數及飛行哩數ノ完了ヲ條件トスル補助制度採用セラ
 レタリ第三ハ濟崩購買組織ハ實際ニ於テ實行困難ナリト認めラレ之ヲ中止シ機材ノ大部分ハ無償ニテ提供セラルル
 コトトナリ萬一或ル會社カ解散シタル場合ニ於テハ航空省自ラ之ヲ回收シ得ヘキコトヲ條件トシタリ
 然レトモ此ノ制度ハ決シテ満足スヘキモノニアラサルコト及若シ英國ノ民間航空ヲ健全ニシテ恒久的ナル基礎ノ上
 ニ確立セントセハ國家ノ財政的補助ノ全組織ニ徹底的改革ヲ施ササルヘカラサルコト明瞭トナレリ當時ノ航空大臣
 「サミュエル、ホーア」卿ハ斯カル目的ヲ以テ一九二二年末「ハーバート、ハンプリング」卿ヲ委員長トシ民間航空輸送
 補助委員會 (Civil Air Transport Subsidies Committee) ヲ組織シ之ニ命スルニ「英佛海峽橫斷補助制度ノ現狀ヲ審
 査シ且英國政府ハ數年ニ亘リ——假ニ三ヶ年トス——毎年二〇〇、〇〇〇磅ヲ支給スルノ用意アリトノ假定ノ下ニ
 將來ニ於ケル航空輸送補助ノ最良策ヲ審議スヘキ」コトヲ以テセリ
 「ハンプリング」委員會ハ一九二三年二月十三日ニ至リ報告書ヲ提出シタルカ其ノ中ニ「一般的ニ云ハハ競争ニ依ル
 利益ハ大ナリト雖モ現在ノ特殊ナル事情ニアル英國航空輸送ハ競争状態ニ於テ繁榮ヲ來スコト不可能ナリ如何トナ
 レハ現在ニ於テハ未タ眞ノ意味ノ競争ヲナスニ至ル程航空ニ對スル需要大ナラスシテ「恒久的」補助案ノ結果ハ單ニ
 倫敦—巴里線ヲ飛行スル英國飛行機ノ數ヲ増加シ爲ニ飛行經費、保険料及減價消却費ヲ増加セシメ且組織ノ分化及
 管理ノ獨立ノ爲冗費ヲ増スニ至ラシメタルニ過キス然モ一飛行機當リノ旅客數ハ減少シタリ」ト又「倫敦—巴里線及
 倫敦—ブラッセル」線ハ商業的試驗ノ域ヲ脱スルニハ餘リニ短距離ニシテ會社ハ長距離ノ新線ヲ開設スルコトニ依
 リテノミ獨立化スルコトヲ得ヘシ」トノ意見ヲ述ヘ現在ノ四航空會社トノ契約期間ノ滿了ヲ期トシ一百萬磅ノ資本

金ヲ有スル新會社ヲ設立シ之ニ十ヶ年ニ亘リ一百万磅ノ補助金ヲ支給スヘキコトヲ勸告セリ
 斯クシテ一九二四年四月一日當時航空事業ヲ經營シ居タル四會社即チ「ハンドレー、ベイヂ、トランスポート」會社、
 「インストン、エアライン」會社、「ダイムラア、ハイア」會社及「ブリティッシュ、マリオン、エア、ナヴィゲーション」會社ヲ
 合併シ資本金百萬磅ヲ以テ英帝國航空路會社設立セラレタリ

(ロ) 英帝國航空路會社ニ對スル補助金支給方法

- 英國政府ハ前記「ハンブリング」委員會ノ勸告ニ基キ英帝國航空路會社ニ對シ十ヶ年間ニ亘リ合計百萬磅ノ補助金ヲ
 支給スルコトトナシタルカ本支給方法ハ一九二九年ノ改正ニ至ル迄繼續セラレタリ其ノ概要ヲ掲クレハ左ノ如シ
- (一) 一九二四年以後十ヶ年ニ亘ル政府ノ補助金總額ヲ百萬磅トシ最初四ヶ年ハ各年度十三萬七千磅ヲ次ノ六ヶ年ハ殘
 額ヲ遞減支給シ第十年度ニ於テ三萬二千磅ヲ支給ス
 - (二) 會社ハ前記四會社ノ經營線路ヲ承繼シ即チ倫敦―巴里、倫敦―「ブラッセル」、倫敦―「アムステルダム」及「サザンブ
 トン」―「チャンネル、アイランド」ノ四線ニ於テ旅客、貨物及郵便物ノ輸送ヲナスコトヲ要ス
 - 政府ハ英國及歐洲航空路ヲ經營スル他ノ會社ニ補助金ヲ支給スルコトナシ
 - (三) 會社ハ政府ヨリ必要ナル飛行場勤務員ノ供給ヲ受クルヲ得且機材ノ補給、修理及維持ノ爲前記補助金ノ外財政的
 援助ヲ受ク其ノ金額ハ平均一ヶ年二十三萬磅トス
 - (四) 會社使用ノ飛行機材ニハ英國製品ヲ選ビ從業員トシテハ英國人ノミヲ採用ス
 - (五) 會社ハ毎年少クトモ百萬哩ノ飛行ヲ遂行スヘキ義務ヲ負フ
 - 本條項ハ後次ノ如ク修正セラレタリ即チ會社ハ毎年少トモ四億二千五百萬馬力哩ノ飛行ヲ遂行スヘキ義務ヲ負フ
 - (六) 會社ハ國家危急ノ際其ノ施設ヲ政府ノ用ニ供スヘキ義務ヲ負フ
 - (七) 會社ハ其ノ利益金ヲ左ノ如ク處分スヘキモノトス

(1) 拂込済資本金ノ一割ニ相當スル金額ヲ株主ニ配當シ

(2) 若シ殘額アリタルトキハ之ヲ三等分シ政府補助金ノ償還、會社事業ノ發展ノ爲ノ費用及株主ヘノ配當ニ充當ス
 英國政府ハ一九二九年三月三十日英國―印度間ノ定期航空開始ニ伴ヒ右ノ補助契約ヲ廢棄シ新ニ有効期間十ヶ年ノ
 契約ヲ締結シ一九二九年四月一日ヨリ之ヲ實施セリ

右新契約ノ概要左ノ如シ

- (一) 一九二九年以後十ヶ年間ニ亘ル政府ノ補助金總額ハ二百五十萬磅ニシテ其ノ各年度ノ割當金額左ノ如シ
- | | | |
|--------|------|----------|
| 最初ノ二ヶ年 | 各年度 | 三三五、〇〇〇磅 |
| 次ノ四ヶ年 | 各年度 | 三一〇、〇〇〇磅 |
| 第七年度 | | 一三〇、〇〇〇磅 |
| 第八年度 | | 一七〇、〇〇〇磅 |
| 第九年度 | | 一一〇、〇〇〇磅 |
| 第十年度 | (最終) | 七〇、〇〇〇磅 |

各年度補助金額ハ(一)歐洲線(二)英國―埃及線(三)埃及―印度線ニ對シ一定ノ割合ヲ以テ按分セラレ

(二) 政府ハ英國―印度間ノ定期航空ニ使用スル條件ヲ以テ「カルカタ」型水上飛行機二機ヲ讓渡シ其ノ製作費相當額
 ヲ英國―埃及間線路ノ第一年度補助金ヨリ控除ス

(三) 航空郵便増料金ハ郵政長官ト協議ノ上決定セララルモノナルカ大體英國、埃及、「イラーク」、印度ノ各一區間―
 「オンス」ニ付三片、英國、「イラーク」若クハ印度間「オンス」ニ付六片ト定ム

(四) 歐洲線ニ付テハ舊契約ニ基キ既ニ五ヶ年間補助金ヲ受ケタルカ新契約ニ基キ更ニ今後十ヶ年ニ亘リ逐年遞減ノ方
 法ニ依リ補助金ヲ受ク

- (五) 新契約ニ依レハ會社ハ歐洲線ニ於テハ從來通り毎日一往復ノ飛行ヲ爲シ一年間ニ之カ最低限四億二千五百萬馬力哩ヲ飛行スヘキ義務及英國—印度線ニ於テハ一九二九年四月一日以降每週一往復ノ飛行ヲ遂行シ尙將來之ヲ每週二往復ニ改ムヘキ義務ヲ負フ
- (六) 機體ノ改良殊ニ飛行機ノ運轉費用ニ對スル其ノ貨客搭載量ノ比率ヲ増大セシムルコトノ緊要ナルニ鑑ミ航空大臣ノ別段ノ決定ナキ限り毎年前記補助金ノ二割五分以上ノ金額ヲ機材ノ減價償却費ニ充當スルコトヲ要ス
- 右條件ニ依ルトキハ會社ハ契約期間中ニ於テ現在使用中ノ航空機ノ大部分ヲ新式機ト取換フルコトヲ得又右期間經過後ハ優良機材ノ使用ニ依リ減價償却費ヲ輕減スルコトヲ得ヘク且輸送貨客ノ自然増加ノ趨勢ト相俟ツテ會社ノ收支相償フニ至リ遂ニハ政府ノ補助ヲ必要トセサルニ至ルヘシ
- (七) 舊契約ニ依レハ拂込資本ニ對スル一割ノ配當ヲナシ尙剩餘アルトキハ補助金ノ償却ノ爲其ノ三分ノ一ヲ政府ニ返納スルコトヲ要シタルカ新契約ニ依レハ政府ハ會社ヨリ額面一磅ノ利益後受株二萬五千株ヲ受ケ契約期間中ハ各年度利益金中ヨリ普通株ニ對スル一割ノ配當額ヲ控除セル剩餘利益金ノ半額ノ配當ヲ受ケ期間満了後ハ普通ノ利益配當ヲ受ケ政府ハ之ヲ補助金ノ償還ニ當ツルモノトス
- (八) 大臣ハ會社取締役二名ヲ指名スルノ權限ヲ有ス

(二) 定期航空會社ノ概況

英帝國航空路會社ハ舊契約ニ依レハ補助契約ノ殘期間五ヶ年ニ補助金殘額六十萬磅弱ノ支給ヲ受クルニ過キサリシカ新契約ニ依リテ今後十ヶ年ニ亙リ補助金總額二百五十萬磅ノ支給ヲ受クルコトナリ極メテ有利ナル條件ヲ得タルヲ以テ會社ハ其ノ使用機材ノ改善ヲ爲シ以テ輸送能率ヲ上ケ左表ニ依リテ明カナルカ如ク歐洲線ニ於テ一九三三年ニハ一、四六二、六九二、〇〇〇馬力哩ヲ飛行シ補助契約ニ基キテ要求セラルル最小限度四二五、〇〇〇、〇〇〇馬力哩ヲ遙ニ超ユル飛行成績ヲ擧ケタリ

英帝國航空路會社歐洲線馬力哩統計表

年 度	馬 力 哩 數	年 度	馬 力 哩 數
一九二四年 (四月—十二月)	三五六、〇四、〇〇〇	一九二九年	八四〇、七八、〇〇〇
一九二五年	四二一、一五、〇〇〇	一九三〇年	八〇一、八五、〇〇〇
一九二六年	五四九、一三、〇〇〇	一九三一年	七九七、三九、〇〇〇
一九二七年	五四三、五三、〇〇〇	一九三二年	一、一三五、一九、〇〇〇
一九二八年	七八四、一四、〇〇〇	一九三三年	一、四六二、六九二、〇〇〇

會社ハ又業務擴張ニ依リ増加スル輸送ノ需要ニ應スルノ目的ヲ以テ一九三一年七月新ニ「ヴィクトリア」街ニ事務所ヲ開設シタリ此ノ事務所ハ「サザン、レールウェイ」ノ「ヴィクトリア」驛ニ隣接シ「クロイドン」飛行場トハ道路ニ依リテ連絡シ交通ノ要衝ニ當リ飛行機、汽船、汽車ニテ旅行セントスル者ノ爲ニ共通ノ而モ便利ナル發著所ヲナスモノナリ會社ハ其ノ創立以來大英帝國各種民地ト其ノ本國ノ首都倫敦トノ連絡ヲ能ク限リ短時日ヲ以テセントスル政府ノ重要ナル交通政策ノ先驅ヲ爲シ英國—印度—濠洲線、英國—埃及—南阿弗利加線ノ長距離航空線路ノ開設及經營ノ任ニ當レリ

(イ) 英國—印度—濠洲線

英國—印度間ノ定期航空線路ハ一九二八年五月一日英國政府ト英帝國航空路會社トノ間ニ新ニ締結セラレタル補助契約ニ基キ開設セラレタルモノニシテ一九二九年四月一日以降倫敦—「カチラ」間ニ於テ每週一往復ノ定期航空實施セラレ其ノ成績極メテ良好ナリキ

而シテ「カラチ」以東「デリー」「カルカッタ」及「ラングーン」ニ至ル線路ハ印度政府ノ管理經營ニ屬セシメラレ始メ同政府ハ「カラチ」「デリー」間ニ於テ英帝國航空路會社ヨリ賃借セル航空機ヲ以テ定期航空ヲ實施シタルカ後「デリー」飛行俱樂部之ニ代リ郵便物ノミヲ輸送シタリ然ルニ一九三二年ニ至リ印度大陸橫斷航空路會社設立セラレ英帝國航空路會社ト協同シテ三三年九月ニハ「ラングーン」ニ至リタルカ十二月遂ニ「シンガポール」迄延長セラレタリ又本線ノ最終區間タル「シンガポール」「ポート、ダーヴン」間モ濠洲側ノ經營ニ於テ近ク開設ヲ見ル豫定ニシテ一九三四年四月濠洲聯邦政府ト英帝國航空路會社ノ姉妹會社タル「クワンタス、エンパイア、エアウエイズ」會社トノ間ニ五ヶ年期限ノ契約締結セラレタリ而シテ本線ハ濠洲内部線ト連絡シテ「ブリスベン」「クイタマンドラ」及「パース」ニ至ル筈ナリ

本線ノ完成ニ關シテハ英帝國各政府ハ深甚ナル關心ヲ持チ英本國政府ハ全線開通ノ曉ニ於テハ

- 第一年度 四〇、〇〇〇磅
- 第二、三年度 三〇、〇〇〇磅
- 第四、五年度 二〇、〇〇〇磅

ノ補助金ヲ支給スル筈ニシテ又印度、海峽植民地及「マレイ」聯邦ノ各政府ハ地上組織ノ建設及維持費ヲ負擔スルコトニ決定シタリ

(ロ)英國—埃及—南阿弗利加線

阿弗利加ニ於ケル英國ノ航空事業ハ從來僅ニ南阿聯邦ノ「ケーブ、タウン」「ヨハネスブルク」線及「ポート、エリザベス」「ダーバン」線並東阿弗利加ニ於ケル「キスム」「カルツーム」間ノ空軍ニ依ル不定期航空線路アルノミニ過キサリシカ數年前ヨリ英本國ト南阿弗利加トノ連絡大航空路計畫樹立セラルルニ至レリ固ヨリ本線ハ阿弗利加内地ニ於ケル廣茫タル領域ノ開發及植民ノ促進ニ重要ナル關係ヲ有スルノミナラス軍事上將又經濟上重大ナル意義ヲ有

スルモノナルカ近來白耳義、佛蘭西各國ノ航空會社カ夫々政府ノ援助ノ下ニ阿弗利加航空線路ノ開拓ヲ計畫シ著々其ノ準備ヲ進メツツアルニ依リ之カ開設ハ英國ニトリ緊要缺ク可カラサルモノタルニ至リタルナリ英國政府ハ幾多ノ大飛行ノ經驗並實地踏査ニ依リ著陸地等ノ設置ニ關シ完全ナル資料ヲ蒐集シ得タル結果今後倫敦「ケーブ、タウン」間航空輸送事業經營ノ出願アリテ其ノ經營ノ可能性ヲ認メタル時ハ南阿政府ノ贊同ヲ得タル上直ニ之カ許可ヲ與フル旨發表シタリ

茲ニ於テ阿弗利加航空界ニ活躍セル「コーバム、ブラックバイン」會社ハ該阿弗利加縱斷線路ノ試驗飛行ヲ行ヒ之カ經營ヲ企圖シタリシカ英本國政府ヨリノ補助ハ英帝國航空路會社ノ優先權ニ妨ケラレ又該線沿線ノ各英國植民地政府ヨリノ補助ハ本國政府ノ之ニ對スル補助金支給ヲ條件トセルヲ以テ其ノ孰レヨリモ補助金ヲ受クルコトヲ得サリシヲ以テ該企圖モ遂ニ一時頓挫スルノ已ムナキニ至レリ然ルニ一九三〇年ニ至リ該線ト關係最モ深キ南阿聯邦政府ハ本國政府トノ數次ノ交渉ノ結果遂ニ該縱斷航空線路ノ設置經營ニ對シ爾後五ヶ年ニ亘リ必要ナル補助金ヲ下付シ且其ノ他ノ協力援助ヲ惜マサル旨發表シ次テ該線沿線ノ「スーダン」「ケニヤ」「タンガニカ」「ウガンダ」、北部「ロデシア」及南部「ロデシア」等ノ諸政府モ亦同シク補助金下付ニ協力援助ノ保證ヲ與フル旨發表シ他方「コーバム、ブラックバイン」會社ト英帝國航空路會社トノ協定モ結ハレタレハ茲ニ前記諸政府ヲ代表セル航空省及「コーバム、ブラックバイン」會社ヲ代表セル英帝國航空路會社トノ契約案起草セラレ大體ニ於テ關係者ノ承認スル所トナリタリ而シテ會社ハ本線ニ就キ英本國政府ヨリ二七〇、〇〇〇磅、阿弗利加植民地政府ヨリ七九〇、〇〇〇磅ノ補助金ヲ支給セラルルコトトナリタルカ其ノ年度割ヲ示セハ左ノ如シ

(1)埃及—「ムアンザ」

最初ノ三ヶ月 一六〇、〇〇〇磅

(2)埃及—「ケーブ、タウン」

第一年度	二四〇、〇〇〇磅
第二年度	二一〇、〇〇〇磅
第三年度	一八〇、〇〇〇磅
第四年度	一五〇、〇〇〇磅
第五年度	一二〇、〇〇〇磅

斯クシテ本大航空線路モ漸ク實現ノ運トナリ其ノ第一期區間タル埃及「アレキサンドリヤ」ヨリ「ムアンザ」ニ至ル區間ハ既ニ一九三一年二月下旬ヨリ定期航空輸送ヲ開始セルカ「ケープ、タウン」ニ至ル殘リノ區間モ同年末ノ「クリスマス」特別郵便飛行ヲ契機トシテ航空輸送開始セラレ遂ニ一九三二年一月二十一日ヲ以テ全線ノ開通ヲ見タリ

(ハ)大西洋橫斷線

英帝國航空路會社ハ又「アゾーレス」群島及「バーミューダ」島ヲ經由スル歐洲—米國間ノ航空線路ヲ他國航空會社トノ共同經營ノ下ニ開設セントシテ之カ可能性ニ就テ目下研究中ナリ「バーミューダ」島長官ノ要求ニ基キ代表者一名同地ニ派遣セラレ適當ナル飛行場敷地選定セラレツツアルカ此ノ飛行場ハ主トシテ「バーミューダ」島—北米合衆國間ノ旅客輸送ノ爲ニ使用セララルル筈ナリ

而シテ此ノ線路ハ英本國ヲ加奈陀ニ連絡スル幹線ニシテ英帝國ニトリテハ極メテ重要ナルモノナルヲ以テ一九三二年「オッタワ」ニ開催セラレタル英帝國經濟會議ニ於テハ本問題ヲ研究スル爲メ委員會設置セラレタリ

三 航空工業ニ關スル保護獎勵

(一)學術研究ニ關スル保護獎勵

英國政府ハ次ノ諸機關ヲ設置シ自ラ航空學術研究ニ努ムルト共ニ又民間ニ對シテモ之カ指導獎勵ニ盡瘁シ居レリ

(イ)國立航空機研究所

國立航空機研究所ハ飛行機模型ノ製作、抗力及飛行機試驗並發動機ノ製作及性能試驗等各種ノ研究實驗ヲ爲シ航空調査委員會等ト連絡ヲ保チ軍事並民間航空ノ研究ヲ爲ス

(ロ)航空省實驗所

航空省實驗所ハ帝國科學工科大学内ニアリテ同大學ニ於ケル一般科目ヲ修了シタル者ヲシテ更ニ一年間航空科ノ專攻ヲ行フニ當リ學科ト共ニ基礎的實驗ヲ爲サシメ希望ニ依リ尙一年乃至二年間實驗ニ携ハルヲ得シメ以テ有爲ノ技師ヲ養成スルコトヲ目的トスルモノナリ

(ハ)航空調査委員會

航空調査委員會ハ航空大臣ニ隸屬スル諮問機關ニシテ其ノ組織及職務左ノ如シ

組織

本委員會ハ左ノ委員ヨリ成ル

航空省ヨリ四名、航空機製作業者ヨリ二名、理化學工業調査會ヨリ二名、理化學者ヨリ五名、理科大学ヨリ二名
主ナル職務

- (1)航空機ノ構造、航空科學及工業ニ關スル意見ヲ具進スルコト
- (2)航空大臣ノ指示スル調査及實驗ニ關スル作業ノ企圖及監督ヲ爲スコト
- (3)飛行學校ノ振興ヲ圖ルコト
- (4)科學上ノ研究ノ發表又ハ他ノ調査會ト協力シ國內航空工業ノ發展ヲ助成スルコト

(ニ)航空研究委員會

本委員會ハ航空省ニ依リ設置セラレタル委員會ニシテ各方面ニ亘ル權威ヲ集メ左ノ如キ小委員會ヲ設ク

(一)氣體力學(二)合金(三)發動機(四)事故調査(五)航空船(六)航空輸送(七)壓縮風洞(八)彈力及歪(九)振動(十)音波光波等ノ干涉(十一)大風洞(十二)荷重係數(十三)水上飛行機(十四)安定(十五)風式氣球(十六)工業トノ關係(十七)國產機及其ノ羽翼
而シテ各小委員會ハ屢々其ノ研究結果ヲ報告發表セリ

(ホ)國立理化學研究所

本研究所ハ八部ニ分タレ其ノ一ニ航空部ヲ有ス其ノ研究ハ全ク航空省ノ管轄外ニ在リテ直接實用ニ關係ナキ基礎的學理ノ實驗研究ヲ行フヲ以テ其ノ目的トス從ツテ設備トシテハ四箇ノ風洞及一箇ノ實驗用水渠ヲ有スルニ過キス

(ヘ)共同研究部

本研究所ハ一九二〇年ニ設立セラレタルモノニシテ左ノ目的ヲ有ス

(一)政府ノ施設ニ係ル各種研究機關ノ研究科目及其ノ研究ノ結果ヲ相互ニ報告シ以テ研究ノ重複ノ弊ヲ防キ

(二)差支ナキ限リ諸研究結果ヲ政府外ノ關係者ニ發表シ

(三)政府諸機關ノ要求ニ依ル特殊研究ノ爲メ必要ナル諸般ノ準備ヲ爲ス

(ト)水上機研究所、飛行機及裝備研究所

前者ハ「フレクストウ」、後者ハ「マートルシャム」ニ在リ共ニ航空省ノ設置スル所ニシテ新ニ設計製作セラレタル水上又ハ陸上飛行機ノ實地試験ヲ行フ

主トシテ軍用機ニ關スルモノナレトモ民間飛行機ニ對シテモ二十五磅ノ試験料ヲ徵收シテ其ノ性能試験ヲ行フ

(ニ)製作工業ニ關スル保護獎勵

(イ)航空機及發動機製作ノ獎勵

英國政府ハ製作工業ノ保護獎勵ノ意味ヲ含メ優良ナル航空機及發動機ノ買上ヲ爲シ居レリ

即チ其ノ必要ト認メタル航空機又ハ發動機ノ用途及性能ニ應シ豫メ研究ヲ重ネタル結果夫々適當ナル會社ニ注文ヲ

爲ス

(ロ)航空船建造ノ獎勵

英國政府ハ大型航空船ニ依ル植民地聯絡ノ計畫ヲ樹立シ之カ爲使用スヘキ航空船R一〇〇號及R一〇一號ヲ建造スルニ當リ民間航空船製作工業ノ保護獎勵ノ一助トシテ前者R一〇〇號ノ建造ヲ航空船保證責任會社ニ請負ハシメ又其ノ姉妹船R一〇一號ハ之ヲ航空船工廠ニ於テ製作セシメタル所兩航空船ハ何レモ一九二九年中ニ竣工シタリ然ルニR一〇一號ハ訪印飛行ノ途次佛國ニ於テ爆破シ其ノ犠牲者中ニハ英國航空界ノ名士多數アリタルニ依リ一方加奈陀飛行ニ成功シタルR一〇〇號モ遂ニ航空ニ不適ナル状態ノ下ニ「カーディントン」ニ於テ繫留セラルル運命ニ至リタリ

一九三一年ニ至リ英國政府ハ最初R一〇〇號ヲ再ヒ續裝シ英本國島一周飛行ヲ始トシ數多ノ試験飛行ヲ爲スコトニ決意シタルモ財政上ノ危機ノ爲此ノ消極的計畫スラ之ヲ拋棄スルノ已ムナキニ至リタリ

降テ同年九月「マクドーナルド」首相ハ下院ニ於テR一〇〇號ヲ賣却シ「カーディントン」所在航空船工廠ノ人員ヲ減少セシムヘキ旨言明シ斯クテR一〇〇號ハ遂ニ十一月賣却セラレ年末ニハ既ニ殆ント完全ニ解體セラレタリ

然レトモ航空船工廠自體ハ現在モ尙必要アラハ何時ニテモ再開シ得ル状態ニ維持セラレ外國航空船降著ノ際ニハ之ヲ利用シ得 又絶ヘス外國ニ於ケル航空船ノ設計及建造ノ發展ニ着目シテ機會アラハ之ヲ活用スヘク「カーディントン」ノ工場ニハ數多ノ専門家ヲ殘留セシメタリ

(ハ)新式航空機ノ設計、試作ノ獎勵

英國政府ハ軍事上又ハ商業上有效ナル新式航空機ノ設計、試作ヲ獎勵スル方針ノ下ニ從來ヨリ發明家ニ相當ノ賞金ヲ與ヘ又ハ發明權ノ買上ヲ爲シ居レリ

(ニ)航空機展覽會

英國ニハ一九一六年英國航空機製作業者組合 (Society of British Aircraft Constructors) 設立セラレ航空協會及飛行俱樂部等ト協力シ加盟員ノ共同利益ノ促進ノ爲活動シ來リ現ニ内外ニ於ケル航空機展覽會ニ際シテハ或ハ之ヲ主催シ或ハ之ニ出品シ英國航空機ヲ一般ニ紹介シ以テ其ノ販路ノ擴張ニ努メタリ
而シテ航空省當局ハ其ノ度毎ニ之ニ援助ヲ與フルコトヲ各マサリシカ一九三二年ニハ「ヘンドン」飛行場ニ於ケル第一回英國航空機展覽會ニ對シテ絶大ナル後援ヲ與ヘタリ而シテ一九三三年六月ニハ一層大規模ノ第二回ノ展覽會ノ開催ヲ見タリ

英國製航空機、發動機及部分品ノ輸出額統計表ニ依リ政府ノ保護獎勵ノ效果ヲ見レハ左ノ如シ

年次	機體		發動機		部分品價格	總價格
	數量	價格	數量	價格		
一九二四年	一八八	四八、七三	五八〇	四九、一七三	三三八四三	一、一〇、三三〇
一九二五年	一四八	三四、八八六	四九〇	四三、八六八	三六三〇八五	一、四、六三九
一九二六年	一五〇	三九、四七	三六六	二九、六三七	四三〇、八一	一、二八、六六九
一九二七年	一四〇	三〇、五八三	三六〇	三九、六四三	四八三、六三九	一、〇八、四五五
一九二八年	三五八	四〇、五五三	四三三	三九、六六六	五三一、五九二	一、三六、八七三
一九二九年	五三五	八〇、三五八	一、一四八	五〇、三五八	八五一、五九二	二、一五、六六七
一九三〇年	三七七	六〇、一八一	五三三	五三、九五一	九〇九、〇九八	二、〇四、九三二
一九三一年	三〇四	七九、五六八	三六三	四一、三四八	六六九、三〇三	一、八〇、二九八
一九三二年	三〇〇	六四、一四八	四三三	四六、七四九	六三三、九八五	一、七四、一八三

一九三三年	三三四	四七、八九七	四〇九	四四、八三三	五四、三三五	一、四六、五五五
-------	-----	--------	-----	--------	--------	----------

四 私ノ飛行ニ關スル保護獎勵

(一) 牛津及劍橋大學航空隊

牛津、劍橋兩大學航空隊ハ世界最初ノ航空科學研究團體タル王立航空協會 (Royal Aeronautical Society) ノ支部トシテ一九二五年大學當局ノ熱烈ナル賛意ヲ得航空省ニ依リ創設セラレタリ
其ノ主タル目的ハ飛行及之ニ關聯セル諸問題ニ對スル眞摯ナル興味ヲ増進シ且職業トシテ航空ニ携ハル者及英國空軍ニ籍ヲ置カムトスル者ノミナラス國家並民間航空ノ發展ニ密接ナル關係ヲ有スヘキ職業ニ就カムトスル者等ニ航空科學研究及實地飛行ノ指導教練ヲ爲スニ在リ

(イ) 設備

航空機、發動機、無線電信機、空中攝影機、航空機用兵器、航空用機器、高度測定裝置等技術的及軍事的方面ニ迄及フ各種ノ研究設備ヲ有シ劍橋大學航空隊ハ更ニ風洞、「タンク」及實驗室ノ設備ヲ有ス而シテ航空隊ノ練習機ハ最新型ノモノニシテ空軍軍人ニヨリ維持管理セラレ

(ロ) 教授科目

教授科目ハ理論及實地ノ兩方面ニ亘ル左ノ科目ヨリ成ル
航空術及航空原理、航空機ノ構造及手入、發動機ノ構造、手入及運轉、航空機操縱術
右以外ノ事項ニ關スル教育ハ聽講希望者ニ對シテ行ハレ尙又來朝ノ權威者ノ講演會ヲ開催ス
(ハ) 飛行練習

飛行練習ハ複操縦装置航空機ニ依リ行ハレ航空機操縦術ノ實地的訓練トシテ野外飛行ヲ行フ有資格者ニ對シテハ單獨飛行許可セラル

會員ハ通常二ケ年間同隊ニ於テ教授ヲ受クルトキハ單獨操縦ノ正式資格ヲ得尙特別優秀ナルモノハ一ケ年ニシテ同資格ヲ受クルコトヲ得ヘシ

(ニ) 學位

兩大學ノ航空課程ハ之ヲ學位課程ニ入レス但シ劍橋大學ニ於テハ機械學優等試験ノ一部又ハ普通工學學位課程ノ一トシテ之ヲ選擇シ得ルコトトセリ

現在兩大學航空隊ノ有スル會員ハ夫々七十五名ニシテ空軍ヨリ派遣セラレタル教官ノ指導ヲ受ケツツアリ

(二) 輕飛行機俱樂部

英國政府ハ航空思想ノ普及、航空機操縦術ノ教授ヲ目的トシテ設立セラレタル輕飛行機俱樂部ヲ以テ國家有事ノ際空軍ニ編入シ得ヘキ民間操縦士ヲ養成スルノ機關ト見做シ之ニ對シ多額ノ補助金ヲ支給シ且各種ノ援助ヲ與ヘツツアリ右俱樂部ノ組織、之ニ對スル政府ノ補助金支給制度及操縦士養成成績左ノ如シ

(イ) 組織

一九二四年八月航空大臣ハ一定數ノ輕飛行機俱樂部ヲ設立シ之ニ對シ二ケ年ヲ一期トシテ財政上援助ヲ與フヘキ旨發表シタリ茲ニ所謂輕飛行機俱樂部トハ右決定ニ基キテ設立セラレタルモノヲ指稱ス該決定ニ依レハ俱樂部ハ創立ニ際シ公認輕飛行機購入費トシテ創立補助金ヲ尙二ケ年間維持費及材料消耗品購入費トシテ補助金ヲ受ケ之ニ對シ俱樂部ハ少クトモ創立補助金ト同額ノ出費ヲ爲スコトヲ要シ且飛行場及其ノ他ノ設備並補助金ニヨル購入品ノ維持管理ヲ爲スヘキ義務ヲ負フ

輕飛行機俱樂部ハ公認ノ操縦教官及地上機關士ヲ任用スルコトヲ要ス

俱樂部員ハ英國人タルヲ以テ足り其ノ性、年齡、職業其ノ他ニ關シ何等制限無シ

(ロ) 補助金支給制度

一九二四年輕飛行機俱樂部創設ノ際定メラレタル補助金支給制度ハ一九二七年次ノ如ク改メラレタリ

(一) 「A」「B」兩號免狀ノ下付アル毎ニ夫々五十磅ヲ支給ス

(二) 現會員ニシテ正規ノ免狀ヲ所有スル者ニ對シ十磅尙二十時間ニ達スル迄飛行一時間ニ付三十志ヲ加ヘ支給ス故ニ一會員ニ對スル一ケ年ノ最高支給額ハ四十磅トナル

(三) 各俱樂部ニ支給スル最高年額ハ二千磅トス

右ノ制度ハ一九三〇年ノ夏迄ノ期限ナリシヲ以テ既ニ廢止セラレタルカ航空省ハ各俱樂部ノ現状及各俱樂部關係者ノ要望ヲ考慮シ其ノ補助金支給繼續ノ必要ヲ認メ左ノ如キ補助金支給制度ヲ採用シタリ

本制度ハ次ニ述フル國民飛行營業會社ニ對スルモノト同様ニシテ

(一) 俱樂部員ノ操縦士免狀(自家用又ハ旅客貨物輸送用タルヲ問ハス)ノ交付ヲ受ケ又ハ其ノ更新ヲ受クル毎ニ十磅ヲ支給ス

(二) 補助金總額ハ各飛行機俱樂部及國民飛行營業會社ニ對スルモノヲ合シテ二萬磅トス

(三) 空軍操縦士タル會員ニ對シテハ其ノ現役タルト退役タルトヲ問ハス補助金ヲ支給セス

然ルニ一九三二年ニ至リ輕飛行機俱樂部諮問委員會ノ提出セル輕飛行機俱樂部財政調查報告書ニ基キ補助金不充分ナリト認メラレ一九三二年四月ヨリ一九三七年三月三十一日迄効力ヲ有スル新制度實施セララルコトトナレリ其ノ概要左ノ如シ

(一) 「A」又ハ「B」免狀ノ下付アル毎ニ二十五磅ヲ支給ス但シ一九二一年以前ニ退役シタル空軍操縦士ニシテ「A」免狀ヲ獲得シタル者ニ對シテハ十磅トス

- (二) 倶楽部員ノ「A」又ハ「B」免状ノ更新ヲ受クル毎ニ十磅ヲ支給スルコト従前ノ如シ
- (三) 各倶楽部ニ支給スル最高年額ハ一千二百磅トス但シ最高年額一千五百磅ヲ超エサル限度ニ於テ前記ノ諸金額ノ五〇%ヲ増スコトアルヘシ

(ハ) 現況

被補助輕飛行機倶楽部ノ現況(一九三三年末現在)ハ左表ノ如シ (* 括弧内ハ一九三三年中ニ新ニ免状ヲ獲得シタル者ナリ)

倶楽部名	飛行會員數	會員總數	A免状受有者數	B免状受有者數	總飛行時間數
倫敦	三三七	三三七	一三四*	五*	二,一九四
ミッドランド	二二七	二五九	七六(二九)	一	一,四三〇
ニューカースル・オン・タイン	二四二	二〇二	九四(一九)	三	一,三三八
ランカシャー	一八〇	二六六	九〇(一五)	七	一,〇八七
ハンプシャー	二〇五	二九一	一七三(二九)	八	一,八八〇
ブリストル・アンド・ウエセックス	一四四	三〇〇	九三(一八)	八	一,五八〇
ノーフォーク・アンド・ノーウィッチ	八一	二五五	三八(九)	二	七五八
スコット・ディッシュ	一八二	五三三	九二(二五)	四	二,三三三
シンク・ポーツ	一八八	二三八	一四七(三一)	二	一,二九三
リヴァプール・アンド・ディストリクト	一四九	三〇九	八一(三三)	二	二,五二三
ノーサンプトンシャー	四三	一三六	三三(四)	一	四九六

レスター・シャー	一九三三年總計	二,五〇八	四,九三二	一,五六九(三五四)	九四(三)	二五,二五五
サザン	一九三二年總計	三,一五〇	六,〇四〇	一,六七五(三〇八)	一〇七(四)	二六,七二八
ハーツ・アンド・エセックス	一九三一年總計	三,四三三	六,五七二	一,五二六(三七〇)	一〇八(三)	二八,六八六
イースターン・カンティーズ	一九三〇年總計	三,二六九	五,八〇八	一,二七〇(四八一)	九九(二)	二九,八八八
ブルックランド	一九二九年總計	二,二四九	三,八七三	七二七(三三四)	五〇(五)	一八,七三三
カーディフ	一九二八年總計	一,五二〇	二,八四〇	四三三(二一九)	四〇(四)	一三,一〇一
スカーボロ						
スコット						
ブリストル						
ノーフォーク						
ノーウィッチ						
ディッシュ						
シンク						
ポーツ						
リヴァプール						
ディストリクト						
ノーサンプトン						
シャー						

備考 一九三〇—三二年ノ總計ハ國民飛行營業會社ノ分ヲ含ム

(三) 國民飛行營業會社 (National Flying Services, Ltd.)

國民飛行營業會社ハ一九二九年四月十五日一般ノ私飛行家並各輕飛行機俱樂部員ノ使用ニ供スル爲全國各地ニ亙リ飛行場ヲ經營シ各種ノ飛行營業ヲ爲シ且自ラ各地ニ飛行俱樂部ヲ設置スル目的ヲ以テ設立セラレタリ而シテ會社ハ一九三二年七月期限ノ補助契約ニ基キ

一九二九年	五〇〇磅
一九三〇年	五、〇〇〇磅
一九三一年	五、〇〇〇磅
一九三二年	一、五〇〇磅

合計一萬二千磅ノ補助金ヲ支給セラレタルカ其ノ經營セル輕飛行機俱樂部ノ業務成績ハ左ノ如クナリキ

年次	俱樂部數	飛行會員數	會員總數	A免狀受有者數	B免狀受有者數	會員ノ同乘及單獨飛行時間	俱樂部飛行機ノ總飛行時間
一九三〇年	六	九八四	一、三六五	三〇三(四四)	四七	—	一〇、四一九
一九三一年	七	一、二二九	一、五八四	五三九(九一)	六四	七、〇三三	九、四五四
一九三二年	七	一、〇九六	一、四一一	五六九(六〇)	四三	六、一〇六	七、五七四

* 括弧内ハ當該年度ニ於テ新ニ免狀ヲ獲得シタル者ナリ

五 民間航空豫算

(一) 一九三三—三四年 英國民間航空豫算

項	目	金	前年度トノ比較
政府所有民間航空用飛行場維持費及人件費		三三、〇〇〇	(+)
航空路測量及試驗		三三、〇〇〇	(-)
技術的設備		三三、〇〇〇	(-)
工場		三三、〇〇〇	(-)
諸設備		三三、〇〇〇	(+)
民間航空本部人件費		一八、〇四七	(+)
氣象通報設備		三三、〇〇〇	(+)
民間航空補助獎勵金		五、四八〇〇〇	(-)
(イ) 英國帝國航空路會社		二〇、〇〇〇	(+)
(ロ) 輕飛行機俱樂部		六、九四〇四七	(+)
英國帝國航空路會社南阿線補助ノ爲ノ諸植民地政府ヨリノ助成金		一、四六〇〇〇	(-)
豫定收入		五、四八〇四七	
(イ) 倫敦「リム」等ノ民間航空用飛行場ヨリ生スル收入		二六、五〇〇	

第二 佛 蘭 西

(二) 最近五箇年間英國民間航空豫算總額及補助獎勵金額

年 度	民間航空豫算總額	補 助 獎 勵 金
一九二九—三〇年	四二六、一六〇	內 英帝國航空路會社 三六〇、〇〇〇 輕飛行機俱樂部 一八一、五〇〇 國民飛行營業會社 五〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年	五二五、五〇〇	內 英帝國航空路會社 四〇八、〇〇〇 輕飛行機俱樂部 一〇五、〇〇〇 國民飛行營業會社 五〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年	六七八、四〇〇	內 英帝國航空路會社 五二〇、〇〇〇 輕飛行機俱樂部 一五〇、〇〇〇 國民飛行營業會社 五〇〇、〇〇〇
一九三二—三三年	六九五、三六四	內 英帝國航空路會社 五五一、〇〇〇 輕飛行機俱樂部 一八、五〇〇 國民飛行營業會社 五〇〇、〇〇〇
一九三三—三四年	六九四、〇四七	內 英帝國航空路會社 五四八、〇〇〇 輕飛行機俱樂部 五六八、〇〇〇

(口) 其	他
五〇〇	五二一、〇四七

一 定期航空ニ關スル保護獎勵

(一) 定期航空保護政策

(イ) 歐洲大戰後ノ定期航空補助政策

歐洲大戰終熄スルヤ佛蘭西政府ハ戰時中ニ進歩シタル航空技術ヲ平時ニ於テ維持シ且之カ發達ヲ圖ルコト緊要ナリト認メ一九一九年度豫算ニ三千七百萬法ノ民間航空ニ關スル經費ヲ計上シ其ノ中千八百萬法ヲ民間航空補助ノ爲ニ支出シタルカ右民間航空補助金ハ必スシモ定期航空ノミニ之ヲ支給シタルモノニ非ス純然タル私ノ飛行ニ付テモ飛行距離補助金ヲ、不定期航空輸送物ニ付テモ其ノ重量ニ應スル補助金ヲ支給セル外軍用ニ供シ得ヘキ優秀ナル飛行機ニ付テハ其ノ購買價格ノ二割五分ヲ補助スルコトトセリ

右補助金支給ニ關スル條件左ノ如シ

(一) 飛行機及附屬品ハ佛蘭西人ノ所有スルモノタルコト

(二) 事業ノ運用管理モ亦佛蘭西人之ヲ行フモノタルコト

(三) 操縦ニ従事スル操縦士モ亦全部佛蘭西人タルコト

次テ一九二〇年ニ至リ政府ハ一月三十日附ノ大統領令ヲ以テ民間航空ニ關スル主管ヲ陸軍省ヨリ土木省ニ移シ之ト同時ニ新ニ定期航空補助制度ヲ定メタルカ從來ノ制度ト略同様ニシテ只其ノ相違スル所ハ飛行郵便物百瓦以下ニ付八法、之ヲ超ユルコト二十五又ハ其ノ端數毎ニ一法六十參ノ増料金ヲ徴收シ増料金ハ全部之ヲ受命者ニ支給スルコトトセリ

一九二一年度ニ於テハ飛行機購買補助金ヲ飛行機價格ノ五割トシタル外略前年ト同様ナリキ

一九二二年度及一九二三年度ニ於テハ飛行機購買補助金ノ外飛行時間及飛行距離ニ應シテ支給スル補助金及輸送シ

タル旅客及貨物ノ數量ニ應シテ支給スル補助金ヲ設ケテリ

一九二四年ニ至リ又其ノ補助方法ニ改正ヲ加ヘ購買補助金及輸送貨客ノ數量ト飛行距離トニ應シテ支給スル飛行距離補助金ノ二種トシ飛行機ノ速力ハ之ヲ考慮ニ入レサルコトトセリ但シ會社ノ營業上ノ收支計算ニ缺損ヲ生シタル場合ハ當該年度ノ支給補助金ノ五割以内ニ限り政府ニ於テ之ヲ補償スルコトトシ以テ斯業發達ノ徹底ヲ期セリ

(ロ) 一九二五年度ヨリ一九二八年度迄ノ定期航空補助政策

一九二五年度ニ於テハ從來定期航空會社ニ對シ支給シ居タル飛行機購買補助金ヲ廢止シ飛行補助金及割増飛行補助金ヲ支給スルコトトセリ即チ飛行補助金ハ政府、會社間ノ契約ニ定ムル要件ニ從ヒ規定ノ區間ヲ正規ニ飛行シタル場合飛行距離ニ應シ之ヲ支給シ尙政府ノ認ムル補充航空ニ對シテモ亦之ヲ支給セリ而シテ飛行補助金ノ率ハ飛行距離一軒毎ニ有效積載量百軒ニ付之ヲ左ノ如ク定メタリ

最初ノ四百軒ニ對シテ

一・七五法ノ五倍

四百軒以上ノ百軒ニ對シテハ

一・二五法ノ五倍

右係數五ハ各會社ノ經營線路毎ニ契約ニ於テ之ヲ定メ五十軒ニ滿タサル端數ハ之ヲ切棄テ五十軒以上ハ之ヲ百軒トシテ計算セリ

割増飛行補助金ハ會社ノ政府ニ提出スヘキ營業報告中ニ借越額アル場合飛行補助金ト同一條件ノ下ニ會社ニ之ヲ支給スルモノニシテ其ノ率ハ營業報告ヲ均衡セシムル如ク之ヲ定メタリ然レトモ右割増飛行補助金額ハ飛行補助金額ノ五割ヲ超ユルコトヲ得ス且飛行補助金及割増飛行補助金ノ總額ハ當該航空會社ニ對スル補助金經費總額ヲ超ユルコトヲ得サルモノトセリ

右ノ外政府ハ基礎ノ確定シ良好ナル成績ヲ舉クルニ至レル「エール、ユニオン」會社經營ノ倫敦―巴里間航空線路ニ關シテハ一九二五年度ヨリ從來ノ毎年度契約ニ代フルニ十箇年契約ヲ締結シテ右會社ヲ補助スルコトトセリ而シテ其

ノ補助金支給方法ハ前記毎年度契約ノ場合ト殆ト同様ナリキ

斯テ一九二六年度、一九二七年度及一九二八年度ニ於テハ大體右ノ如キ支給方法ニ基キテ補助金ヲ支給セリ

(ハ) 一九二九年度ヨリ一九三三年五月末日迄ノ定期航空補助政策

一九二九年度以降ニ於テハ從來ノ如ク飛行補助金及必要アラハ割増飛行補助金ヲ支給スルモ飛行補助金ノ支給法方ハ飛行軒數ト飛行機ノ有效積載量トニ基クコトナク飛行軒數ト飛行機ノ性能トニ基クコトトセリ

右軒當リ飛行補助金ハ一ハ發動機ノ總馬力數ニ比例シテ變化シ他ノ一ハ機體ノ性能ニ從ヒ變化スル左ノ二元(原則)ヲ以テ計算セラル

第一元P¹ハ左ノ割合ヲ以テ計算セラル

二百五十馬力迄ニ付テハ

$$P^1 = K \times 0.28 \times \frac{\text{總馬力數(編數ヲ算入セス)}}{10}$$

二百五十馬力以上八百馬力迄ノ追加ニ付テハ

$$P^1 = K \times 0.15 \times \frac{\text{總馬力數}-250}{10}$$

八百馬力以上ノ追加ニ付テハ

$$P^1 = K \times 0.10 \times \frac{\text{總馬力數}-500}{10}$$

K ハ各航空線路ニ付契約ニ於テ之ヲ定ム

第二元P²ハ左ノ通り定メラル

單發動機付陸上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{450} - 1 \right)$$

第一種多發動機付陸上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{400} - 1 \right)$$

單發動機付水上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{300} - 1 \right)$$

第一種多發動機付水上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{250} - 1 \right)$$

右算式中ノAハ左式ヲ以テ之ヲ求ム

$$A = \frac{W}{(P^1 - P^m + n25)(V - 50)}$$

P^1 ハ飛行機ノ堪航證明書記載ノ全備重量

P^m ハ飛行機ノ堪航證明書記載ノ自重

n ハ飛行機ノ旅客座席數

V ハ發動機ノ利用回轉數ヲ以テスル地上附近ニ於ケル水平速度

W ハ發動機ノ總公稱馬力數

割増飛行補助金ハ從來ノ如ク共通指令書ニ定ムル會社ノ政府ニ提出スヘキ營業報告中ニ借越額アル場合飛行補助金ト同一條件ノ下ニ會社ニ之ヲ支給スルモノニシテ其ノ率ハ營業報告ヲ均衡セシムル如ク之ヲ定ム然レトモ其ノ割増飛行補助金額ハ飛行補助金額ノ五割ヲ超過スルコトヲ得ス又飛行補助金及割増飛行補助金ノ總額ハ當該航空會社ニ對スル豫算ニ定ムル補助金經費總額ヲ超ユルコトヲ得サルモノトセリ

(二) 一九三三年六月一日以降ノ定期航空補助政策

世界大戰ヲ契機トシテ擡頭シタル佛蘭西航空輸送事業ハ爾來多數ノ航空會社ノ分立ヲ見其ノ航空線路網ハ統制アル國家的計畫ニ依ルコトナク各會社個々ノ企圖ト利益トニ依リテ設定セラレタルモノナレハ時ニ利害ノ撞着スルコトスラアリテ各會社ノ一般營業費ハ著シク膨脹シテ國家ノ財政的支援ノ多大ナリシニモ拘ラス佛蘭西定期航空ノ經營ハ之カ競争會社タル英帝國航空路會社、獨逸ルフト、ハンザ會社、和蘭KLM會社ノ夫ニ遙ニ劣ル有様ナリキ

政府ハ斯ル事態ヲ深ク憂慮シ一九三〇年以來定期航空會社ノ合同ヲ考慮シ此等外國航空會社ニ對抗シ得ル強力ナル單一會社ノ創立ヲ企圖シ居タルカ一九三一年三月航空郵便會社カ一般經濟界ノ不況ノ影響ヲ受ケ破産ニ瀕スルニ及ヒ益々之カ急務ナルヲ認メ遂ニ一九三二年十二月十一日定期航空事業ニ適用スル商業航空法(附録一頁參照)ヲ制定スルニ至レリ

本法ノ要點ハ國ハ隨意ニ最大期間十五箇年ノ契約ヲ締結シ期間滿了前五箇年以内ニ之ヲ更新スルコトヲ得ルコト(第六條)、國ノ支給スル補助金率ニ就テハ五箇年毎ニ之ヲ改定シ得ルコト(第十二條)、會社ニ賦與スル各種利益ノ代價トシテ増資ノ場合ニ於テモ常ニ會社株式總數ノ二割五分ニ當ル享有株ヲ受ケ尙補助會社ノ經營ニ參加スルコトヲ得ルコト(第十一條)、右享有株數ニ相當スル取締役ヲ取締役會及支配人會ニ出席セシメ(第九條)、相當廣汎ナル權限ヲ以テ監督セシムルコト(第十條)、監査委員會ヲシテ技術、營業及財政的方面ヲ監視セシムルコト等之ナリ

斯クテ一九三三年四月二十五日ニハ右商業航空法ノ施行規則トモ稱スヘキ共通指令書(附録一二頁參照)ヲ制定シ翌月三十日ニハ航空會社合併ノ爲ニ假ニ設立セラレタル中央航空會社トノ間ニ補助金支給ニ關スル契約(附録二七頁參照)ヲ締結シ其ノ結果一九三三年八月三十日「エール、フランス」會社(Compagnie Air-France)ノ設立ヲ見タリ

右補助契約ニ依レハ從來使用機ノ馬力數、有效搭載量、速度等ヲ考慮シタル複雜ナル式ニ依リテ計算セラレタル料當リ補助金及豫算額ノ範圍内ニ於テ航空會社ノ缺損ヲ補填スル爲ニ支給セラレタル追加補助金ハ何レモ廢止セラレテ

極テ簡單ナル飛行籽補助金ノミトナリ左ノ如ク各線路別ニ其ノ最高年額及各年度補助金ノ最高額定メラレタリ(契約第四條)而シテ會社ハ一九三六年一月一日以降一九三四年ノ旅客、貨物及郵便物收入ヲ基礎トシテ各年ノ右收入超過額ノ半ヲ政府ニ拂戻スコトヲ要ス(第四條ノ二)

航 空 線 路	一籽當リ補助金	毎年ノ最高額
A線 ツールーズ カザブランカ	1100 ^法	14900000 ^法
Aノ二線 マルセイユ バルセロナ	1100	11100000
B線 カザブランカ ダカール	1400	37900000
C線 マルセイユ アルジェ	1100	70000000
D線 巴里 ブカレスト	1400	161300000
E線 プラトーグ ワルソー	1050	12000000
F線 ブカレスト スタンブール	1050	6000000
G線 ペルグラード ソフィア	1500	8000000
Gノ二線 ソフィア サラゴニカ	1500	4000000
H線 巴里 バーゼル	1050	7000000
I線 巴里 アムステルダム	1000	36000000
J線 巴里 伯林(ケルン經由)	1000	19000000
K線 巴里 伯林(フランクフルト經由)	1000	14000000
L線 ブラッセル マルメ	1000	11000000
M線 マルセイユ 西貢	2800	390000000

N線 巴里 倫敦	750	61000000
O線 巴里 マルセイユ	800	46000000
Oノ二線 里昂 カンヌ	800	11000000
Oノ三線 里昂 ジュネーヴ	800	6000000
P線 マルセイユ チュニス	1500	102000000

又右補助金總計ノ年別最高額左ノ如シ

一九三三年六月一日以降同年末迄	九四,五〇〇,〇〇〇 ^法
一九三四年	一五〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三五年	一四五,〇〇〇,〇〇〇
一九三六年	一四〇,〇〇〇,〇〇〇
一九三七年以降毎年	一三五,〇〇〇,〇〇〇

(ホ) 航空輸送最高諮問會

政府ハ航空輸送ノ發展ニ鑑ミ將來起リ得ヘキ各種問題ノ審議機關トシテ一九三〇年五月政府委員、兩院議員、航空製作者、定期航空輸送業者ヨリ組織セラルル諮問會ヲ設立セリ

本諮問會ハ航空大臣ニ隸屬シ航空ニ關スル一切ノ法規ノ草案並航空ニ關スル全般約組織及財政制度ニ關スル諸問題ヲ審議ス而シテ尙本諮問會ノ下ニ航空輸送技術評議會及航空輸送監理評議會アリテ各々其ノ事務ヲ分擔ス

航空輸送技術評議會ハ航空大臣又ハ航空輸送最高諮問會ノ提出ニ係ル航空輸送ニ關スル技術上ノ諸問題ヲ審議ス即チ運航ニ關スル全般的組織方法、會社ノ規程、工事、諸手當、乗員ノ退職及救濟ニ關スル規定、飛行機材ノ配置及其ノ承認等ニ關スル事項ヲ掌理ス

航空輸送監理評議會ハ航空大臣又ハ航空輸送最高諮問會ノ提出ニ係ル航空輸送ニ關スル商業上ノ諸問題ヲ審議ス即チ航空會社ノ申請セル時間表及料金ノ承認、航空會社間又ハ航空會社、航空官憲間ノ問題、航空郵便ノ發達ニ關スル事項、國內會社ト外國航空會社間トノ營業上ノ協定等ヲ審議ス

(二) 定期航空會社ノ沿革

一九三三年八月三十日單一會社タル「エール、フランス」會社創立セラルル迄佛蘭西ニ於テ定期航空事業ヲ經營セル主ナル航空會社五アリタリ其ノ概況ヲ述フレハ左ノ如シ

(イ) 「エール、ユニオン」會社(Compagnie Air-Union)

佛蘭西最初ノ航空會社ハ世界大戰直後飛行機製作業者「ルイ、ブレーゲ」氏ノ創設セル航空輸送會社(Compagnie des Messageries Aériennes)ニシテ同社ハ初メ英國ノ「ハンドレー、ベイヂ」會社ト提携シテ倫敦―巴里間ノ旅客運送ヲ營ミタリシカ佛國政府ヨリ補助金ヲ支給セラルルニ及ヒ右英國會社ト分離セリ次テ一九二〇年ニハ航空通運會社(Compagnie des Grands Express Aériens)創設セラレ同會社ハ前記航空運送會社ト同一航空線路ヲ經營シ互ニ競争ヲ爲シタルモ一九二三年ニ至リ兩會社ハ合併シテ「エール、ユニオン」會社ノ名稱ノ下ニ四百七十萬法ノ資本金ヲ以テ同航空線路ヲ經營シ一九二六年五月ニハ巴里―里昂―「マルセイユ」ノ航空線路ヲ開設シ又同時ニ里昂ヨリ瑞西ノ「ジュネーヴ」ニ至ル支線ヲ開設シ七月ニハ從來「アンチープ」間ノ航空線路ヲ經營シ居タル水上航空會社(Compagnie Aéro-Naval)ヲ併合シ資本金ヲ六百二十萬法ニ増額シ「アンチープ」―「アジャクシオ」間ノ航空ヲ其ノ手ニ收メ一九二六年十一月ニハ此ノ線路ヲ「アジャクシオ」ヨリ佛領北部阿弗利加ノ「チュニス」迄延長シ一九二九年四月ニハ此ノ線路ノ起點タル「アンチープ」ヲ「マルセイユ」ニ移シ愈々北ハ倫敦ヨリ南ハ「チュニス」ニ至ル南北縱貫航空線路ヲ完成シ又同時ニ巴里―倫敦間ノ夜間定期航空ヲ開始セリ一九三〇年ニハ千四百萬法ニ資本金ヲ増額シ巴里―里昂―「マルセイユ」線ノ夜間航空設備ヲ完備シ一九三一年ニハ大西洋就航汽船ニ聯絡シテ無補助線路タル

巴里―「シユルプール」線及巴里―「ル、アール」線ヲ開設シ更ニ一九三二年ニハ巴里―「ジュネーヴ」ノ直通線及里昂―「カンヌ」線ヲ開設セリ

(ロ) 空中輸送會社(Société Générale de Transports Aériens)

本會社ハ百萬法ノ資本金ヲ以テ一九二〇年創設セラレタルモノナリ最初巴里―「ブラッセル」―「アムステルダム」ノ航空線路ヲ經營シ和蘭ノK, L, M航空會社ト輸贏ヲ争ヒツツアリシカ一九二六年五月巴里―伯林線ヲ開設シ一九二八年資本金ヲ一十萬法ニ増資シ爾來漸次其ノ翼ヲ中歐ニ延ヘ「ブラッセル」―「アントワープ」―「ロッテルダム」―「アムステルダム」線、巴里―「ケルン」―「ドルトムント」―「ハンブルヒ」―「コペンハーゲン」―「マルメ」線等ヲ開設セリ

(ハ) 國際航空會社(Compagnie Internationale de Navigation Aérienne)

本會社ハ一九二〇年ノ創設ニ係リ一九二四年十二月迄ハ佛羅航空會社(Compagnie Franco-Roumaine)ト稱シ最初巴里―「ストラスプール」―「ブラーグ」間ノ航空線路ヲ經營シタルカ爾來漸次其ノ航空線路ヲ延長シテ巴里―「ブラーグ」―「スタンブル」線及「ブラーグ」―「ワルソー」線ヲ經營スルニ至レリ而シテ一九二五年ニハ獨逸版圖上ノ飛行ヲ禁止セラレ種々經營上困難ニ遭遇シタルモ一九二六年五月二十六日佛獨航空協定ノ締結ヲ見ルニ及ヒ再ヒ獨逸國版圖上ノ飛行ヲ許可セラレ「ニルンベルヒ」及「プレスラウ」ニ著陸セリ
本會社ハ八百二十五萬法ノ資本金ヲ擁シ其ノ中六割一分ハ佛國側、一割九分ハ「ルーマニア」國側、二割ハ「チッコスロヴァキア」國側ノ出資ニ係リタリ

(ニ) 航空郵便會社(Compagnie Générale Aeropostale)

本會社ハ元航空興業會社(Compagnie Générale d'Entreprises Aéronautiques)ト稱シ一九一八年ノ創設ニ係ル一九一九年「ツールズ」―「ラバ」間ノ航空線路ヲ開設シテ以來漸次其ノ航空線路ヲ延長シ一九二五年ニハ其ノ線路ヲ「ラバ」ヨリ「ダカール」迄延長シ主トシテ佛領北部阿弗利加―佛本國間ノ郵便物ノ輸送ヲ爲シタルカ一九二八年二月現

在ノ航空郵便會社ト其ノ社名ヲ改稱シ數年來研究ヲ重ネ居タル佛本國—南米間ノ航空郵便線路ヲ開設スルニ至レリ
 此ノ線路ハ「ダカール」ヨリ南大西洋ヲ横斷シテ「アルゼンチン」國ノ「ブエノス、アイレス」ニ至ルモノニシテ安全ニ
 大西洋ヲ飛過スルコトヲ得ル優秀ナル飛行機ノ出現スル迄「ナタール」—「ダカール」間三、四六〇軒ノ區間ハ高速汽
 船ヲ以テ中繼セリ又同年十月ニハ「マルセイユ」—「アルジエ」間ノ郵便線路ヲ開設シ一九二九年ニハ南米線ヲ智利ノ
 「サンチャゴ」迄延長セリ

本會社資本金ハ創立當時五百萬法ナリシカ事業擴張ニ伴ヒ漸次増資セラレ四千五百萬法トナレリ

本「エール、オリアン」會社(Compagnie Air-Orient)

本會社ハ一九二七年ノ創設ニ係リ「マルセイユ」—「バグダッド」間ノ定期航空ヲ開始シタル「エール、ユニオン」、
 「ニム、ドリアン」會社ト極東方面ニ於テ定期航空開設ノ爲著々準備ヲ爲シ居タル「エール、アジ」會社トノ合併ノ結
 果二千二百四十萬法ノ資本金ヲ以テ設立セラレタル會社ニシテ一九三一年一月「マルセイユ」—「西貢」間ノ歐亞聯絡大
 幹線ヲ開設セリ

會社別支給補助金額

會社名	年 度	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
エール、ユニオン會社 (資本金1,500,000法)		7,000,000	8,500,000	9,500,000	13,500,000	18,200,000	20,500,000	23,000,000	23,500,000	25,000,000
空 中 輸 送 會 社 (資本金1,000,000法)		1,100,000	2,000,000	2,100,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000
國 際 航 空 會 社 (資本金1,100,000法)		1,300,000	1,500,000	1,500,000	1,000,000	3,300,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000
航 空 郵 便 會 社 (資本金500,000法)		1,500,000	2,100,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
備 考					4,500,000	12,300,000	12,900,000	20,000,000	20,000,000	25,000,000

エール、オリアン會社 (資本金1,500,000法)										
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

尙政府豫算總額ハ一九三三年度一八二、〇〇〇、〇〇〇法一九三四年度一六〇、〇〇〇、〇〇〇法ナリ

二 私ノ飛行ニ關スル保護獎勵

(一) 自家用飛行機購買及維持獎勵金支給制度

政府ハ英米ニ於ケル私ノ飛行ノ發達ニ鑑ミ比較的發展ノ遅々タル私ノ飛行ヲ保護スル爲一九三〇年四月省令ヲ以テ自
 家用飛行機購買及維持獎勵金支給方法ヲ定メ直接ニハ私ノ飛行界ノ發展ヲ促進シ又間接ニハ製作工業ノ發達ニ寄與ス
 ルコトトセリ

而シテ自家用飛行機購買及維持獎勵金ハ六箇年以内ノ標準型式飛行機ニシテ佛蘭西人又ハ佛蘭西ノ俱樂部ニ依リテ佛
 蘭西ノ製作業者ヨリ直接購入セラレタル飛行機ニ對シテ之ヲ支給セリ

(イ) 購買獎勵金支給方法

被補助飛行機ハ一九三〇年一月一日以後ノ製作ニ係リ専ラ個人的ニ使用セラルルモノタルコトヲ要シ獎勵金ハ基本
 補助金、有効搭載量補助金及馬力補助金ヨリ成ル

基本補助金ハ飛行機型式ノ何タルヲ問ハス八千法ナリキ

有効搭載量補助金ハ操縦者席以外ノ搭乗者席ヲ有スルモノニ支給セラルルモノニシテ其ノ第一搭乗者席ニ對シテハ
 一萬法、第二搭乗者席ニハ一萬二千法、第三搭乗者席ニハ又一萬二千法ヲ支給セリ

馬力補助金ハ裝備内國製發動機ノ馬力數ニ應シ支給セラルルモノニシテ四〇馬力以下及一〇〇馬力以上ノ部分ニ對
 シテハ補助金ヲ支給セス而シテ四〇馬力以上六〇馬力迄ノ部分ニ對シテハ一馬力ニ付百法又六〇馬力以上一〇〇馬

力迄ノ部分ニ對シテハ一馬力ニ付二百法ヲ支給セリ以上ノ規定ニ依レハ操縦士ト共ニ四人乘百馬力以上ノ發動機ヲ
裝置セル飛行機ハ購買獎勵金トシテ五萬二千法ヲ支給セラルル計算トナル
尙右ノ根本的ニ補助金ノ外ニ追加補助金アリテ飛行機ノ安全ニ關スル特殊ノ設備ヲ有スルモノニ對シニ座席機ニハ
八千法、三座席機ニハ九千法ヲ限度トシ又金屬製飛行機ニハ六千法ヲ限度トシテ支給セラレタリ

然レトモ前記一九三〇年ノ省令ハ一九三二年六月及十二月ノ兩省令ニ依リテ改正セラレ第一、第二、第三搭乗者席ニ
支給スル有效搭載量補助金ハ各々一萬法ニ減額セラレ又安全ニ關スル裝備タル「バラシュート」一箇ニハ千法、二箇ニ
ハ二千法、三箇ニハ三千法ヲ支給スルコトトセリ

其ノ後又此ノ省令ハ一九三三年八月九日ノ省令ニ依リ改正セラレ飛行機ニ關シ陸上機ハ二百馬力以下、水上機及水
陸兩用機ハ二百五十馬力以下ト制限セラレ有效搭載量補助金ハ第一搭乗者席ニハ一萬法、第二搭乗者席ニハ九千法、
第三搭乗者席ニハ五千法ニ減額セラレ馬力補助金ハ六〇馬力迄ハ一馬力ニ付六十法、六〇馬力以上九〇馬力迄ハ一
馬力ニ付百法、九〇馬力以上一二〇馬力迄ハ一馬力ニ付百八十法、一二〇馬力以上一五〇馬力迄ハ一馬力ニ付百法ト
セラレ「バラシュート」ニ關シテハ從前ノ通り一箇ニ付一千法トセラレ又水上機及水陸兩用機ニ付テハ單座席機ニハ
何等補助金ヲ支給セサルモ多座席ノモノニ付テハ前記ノ補助金ハ夫々二〇割及五割増加セラルルコトナレリ
尙政府ハ一九三三年八月九日付省令ヲ以テ購入價格二萬法以下ニシテ五〇馬力以下ノ單座席付小型家用飛行機ニ
對シ別ニ購買補助金ヲ支給スルコトトシタルカ此ノ飛行機ノ補助金ハ飛行機ニ付七千法「バラシュート」ニ付一千法
ト定メラレタリ

ロ) 維持獎勵金支給方法

此ノ獎勵金ハ一九二九年六月三十日以降ノ製作ニ係リ専ラ個人的ニ使用セラルル飛行機ニ對シ其ノ百時間以上ノ飛
行時間ニ應シテ左ノ如ク支給セラレタリ

一〇〇時間ヨリ一五〇時間迄ハ	一時間ニ付	六十五法
一五〇時間ヨリ二〇〇時間迄ハ	一時間ニ付	八十五法
二〇〇時間ヨリ二五〇時間迄ハ	一時間ニ付	百三十五法
二五〇時間以上	一時間ニ付	百六十法

然レトモ其ノ後前記一九三〇年、省令ハ一九三二年六月及一九三二年十二月ノ兩省令ニ依リテ改正セラレ一九三三
年以降ハ八千軒以上ヲ飛行シタル飛行機ニノミ此ノ維持獎勵金ヲ支給スルコトトシ二十軒以上ノ直線飛行ニ付複座
席飛行機ニ對シ一軒ニ付一法、單座席飛行機ニ對シ五〇參トセリ

家用飛行機購買及維持獎勵金トシテ政府ハ一九三〇年度ニハ四百九十五萬四千七百四十一法、一九三一年度ニハ千
二萬四千五百六十八法、一九三二年度ニハ五百四十二萬二千二十九法又一九三三年度ニハ九百三十一萬八千四十三法
ヲ支出セリ

二) 家用飛行機操縦士免狀受有者ニ對スル獎勵金ノ支給

政府ハ一九三一年六月二十九日附ノ航空省令ヲ以テ家用飛行機操縦士免狀ノ受有者ニモ獎勵金ヲ支給スルコトニ決
定シ機材及人員ノ兩方面ニ亙リ多大ナル物質的援助ヲ爲シ以テ私ノ飛行ノ普及ト發達トノ爲遺憾ナカラントヲ期シ
タリ此ノ獎勵金額ハ一人當リ二千法ニシテ一九三一年四月一日以降ニ於テ自己ノ費用ヲ以テ新ニ家用飛行機操縦士
免狀ノ發給ヲ受ケタル者ニ之ヲ支給スルコトトシ一九三二年一月十五日現在ニ於テ此ノ獎勵金ヲ支給セラレタル操縦
士ハ實ニ一六九人ニ達セリ然レトモ此ノ獎勵金ハ一九三三年一月一日以降ノ免狀受有者ニハ千五百法ニ減額セラレタ
リ而シテ政府ハ一九三二年度豫算ニ於テ之カ經費トシテ四十萬法、一九三二年度二十九萬二千九百法及一九三三年度
十八萬八千三百法ヲ計上セリ

此ノ外政府ハ家用飛行機競技會ニ對スル補助金トシテ一九三二年度四十五萬法及一九三三年度二十七萬九千三百法、

航空團體ニ對スル補助金トシテ一九三二年度四十五萬法、一九三三年度二十一萬四千五百法又其ノ自家用飛行ニ使用スル土地ノ購入、管理、維持及其ノ格納庫建設ノ爲ノ補助金トシテ一九三二年度二百萬法、一九三三年度二百四十九萬八千二百法ヲ計上セリ

(三) 私ノ飛行委員會

本委員會ハ私ノ飛行ノ進歩發達ニ關スル諸事項ヲ審議スル爲一九三一年七月組織セラレタルモノニシテ夫々政府、航空聯合會、自家用飛行機ノ所有者ヨリ選出セラレタル委員ヨリ成リ其ノ主ナル任務ハ自家用飛行機購買及維持獎勵金ノ割當及會計検査、私ノ飛行發達促進ニ關スル方策、私ノ飛行ニ使用セラルル機材ノ選擇、航空大臣ノ提出ニ係ル問題ノ審議ニアリ

三 航空工業ニ關スル保護獎勵

(一) 學術研究ニ關スル保護獎勵

佛國政府ハ基礎的航空科學研究ノ爲一九三〇年度ニ於テ九百萬法、一九三二年度及一九三三年度ニ於テ各一千萬法ヲ計上シ直轄研究所並各大學及其ノ他ノ研究所ニ於ケル學術研究費ニ充當セリ

(二) 航空技術員ノ養成

佛國政府ハ從來航空技術員養成ノ爲毎年高等航空工業學校(Ecole Supérieure d'Aéronautique)ニ經營費トシテ補助金ヲ支給シタル外毎年數名ノ給費生ヲ入學セシメ相當額ノ學資ヲ支給シ居タルカ一九三〇年五月二十一日ノ省令ヲ以テ航空省ニ直屬スル官立高等航空學校(Ecole Nationale Supérieure d'Aéronautique)ヲ設立シ航空技術員ノ養成ニ努ムルコトトナリタリ

(三) 製作工業ニ關スル保護獎勵

政府ハ一九三〇年ヨリ自家用飛行機ニ對シ購買及維持獎勵金ヲ支給シテ間接ニ製作者ヲ保護シ尙毎年一般飛行機ニ關シテ「標準型式機器研究及製作費」ノ名目ノ下ニ莫大ナル經費ヲ計上シテ標準型式機器ヲ製作セシメ之ヲ購入シテ製作工業ノ世界的聲價ノ維持ニ努メ居レリ此ノ經費ハ一九三〇年度ニハ九千百萬法、一九三一年度ニハ一億二千六百萬法、一九三二年度ニハ八千六百萬法、一九三三年度ニハ一億二千五百萬法ニ達シタリ又他方ニ於テハ優秀ナル航空記録又ハ飛行競技成績ヲ舉クルコトヲ得タル飛行機ノ製作者ニハ獎勵金ヲ支給ス此ノ金額ハ一九三二年度及一九三三年度夫々五百萬法ニ上レリ

(イ) 航空科學研究最高諮問會

本諮問會ハ航空科學ニ關スル最高ノ諮問機關ニシテ航空ノ發達ニ必要ナル科學的研究制度ニ關スル一切ノ問題ヲ審議ス而シテ本會ハ航空大臣ヲ會長、航空技術局長ヲ副會長トシ各課長、學士院會員、參議員、各大學教授、航空團體代表等ヲ委員トス

(ロ) 新型航空機器設計審査委員會

本委員會ハ新型航空機器ノ設計ヲ審査シ其ノ價值アルモノナリヤ否ヲ決定ス

(ハ) 飛行試驗委員會

本委員會ハ國ノ使用スル又ハ國カ其ノ購入ニ付監督權ヲ有スル企業者ノ使用スル標準型飛行機並飛行機ニ搭載スル標準型式機器及武器ノ試驗ヲ行ヒ其ノ意見ヲ直接航空大臣ニ具申ス

(ニ) 航空省購買諮問委員會

本委員會ハ航空機材ノ購入、施行工事ニ關スル契約、仕様書等ヲ審議シ航空大臣ニ其ノ意見ヲ具申ス

(本)同一型式製作検査委員會

本委員會ハ設計及契約書ノ規定ト其ノ製品ノ一致シ居ルヤ否ヲ検査スルヲ以テ其ノ任トナス

四 民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵

佛蘭西ニ於ケル民間操縦士ハ總テ民間航空團體ニ依リテ養成セラレ政府ハ民間養成所ニ對シ毎年豫備役操縦士養成費トシテ莫大ナル經費ヲ支出シ第二軍タル民間操縦士ノ養成ニ努メツツアリ而シテ此等養成所ハ主トシテ航空機製作業者ノ直接ノ經營又ハ其ノ幹部ノ經營ニ係リ政府ハ監督官ヲ派遣シテ其ノ養成狀況ヲ監視ス此ノ經費ハ主トシテ飛行練習費トシテ飛行時間ニ應ジテ支給セラルルモノナリ

而シテ此ノ經費ノ支給ヲ受クル養成所ノ經營者ハ「フランセーズ、ダヴィアション」會社、國際航空輸送會社、「アンリオ」航空製作會社、「モラン、ソールニエ」航空製作會社及「アエリエンヌ、フランセーズ」會社ナリシカ一九三三年ヨリ政府ハ此等團體ノ經營スル學校ヲ統制スル爲新ニ地方別ニ管區ヲ設ケ從來雜然ト各地ニ設ケラレタル養成所ヲ整理シ「オルリ」養成所(巴里區)、「ヂョーエ」養成所(北部)、「アンヂェール」養成所(西部)、「ボルドー」養成所(西南部)、「馬耳塞養成所(東南部)」、「里昂養成所(東部)」、「ナンシー」養成所(東北部)並佛領北阿弗利加ニ於ケル「アルジ」養成所及「カザプランカ」養成所ニ指定セリ

右支給費左ノ如シ

一九二四年度	三、〇〇〇、〇〇〇法
一九二五年度	四、〇七五、〇〇〇法
一九二六年度	五、三七五、〇〇〇法
一九二七年度	五、八〇〇、〇〇〇法
一九二八年度	五、五〇〇、〇〇〇法

一九二九年度	七、〇〇〇、〇〇〇法
一九三〇年度	七、三〇〇、〇〇〇法
一九三一年度	一三、三〇〇、〇〇〇法
一九三二年度	一二、五〇〇、〇〇〇法
一九三三年度	一三、五〇〇、〇〇〇法
一九三四年度	二七、六四〇、三〇〇法(計上額)

五 其ノ他ノ事項ニ關スル保護獎勵

(イ)外國及佛蘭西ニ於ケル航空展覽會參加ニ對スル補助

佛國政府ハ有力ナル航空展覽會ニ參加スル場合補助金ヲ支給シ一九三一年度及一九三二年度ニ於テ夫々百萬法又一九三三年度ニハ二十四萬五百法ヲ計上セリ

(ロ)長距離試験飛行及國際的大飛行ノ實施ニ關スル補助

佛國政府ハ一九二七年度以降航空線路開設ノ爲ニスル國際的大飛行ニ要スル經費ヲ補助シ居レリ之カ爲ニ計上セル金額ハ一九二七年及一九二八年ノ兩年度夫々五十萬法、一九二九年度九十萬法、一九三〇年度百二十萬法、一九三一年度及一九三二年度夫々百五十萬法並一九三三年度二十八萬四百法ナリ

(ハ)航空地圖作成ニ關スル補助

佛國政府ハ航空ノ便益ニ供セムカ爲航空地圖ノ作成ヲ陸地測量部及佛蘭西飛行俱樂部ニ委託シ毎年左ノ金額ノ補助金ヲ支給セリ而シテ陸地測量部ハ航空一般圖ヲ又佛蘭西飛行俱樂部ハ航空地方圖ヲ作成ス

一九二五年度	一二〇,〇〇〇法	航空一般圖	三〇,〇〇〇法
	航空地方圖	九〇,〇〇〇法	
一九二六年度	一〇五,〇〇〇法	航空一般圖	一五,〇〇〇法
	航空地方圖	九〇,〇〇〇法	
一九二七年度	一一六,〇〇〇法	航空一般圖	一六,〇〇〇法
	航空地方圖	一〇〇,〇〇〇法	
一九二八年度	一三六,〇〇〇法	航空一般圖	三六,〇〇〇法
	航空地方圖	一〇〇,〇〇〇法	
一九二九年度	一八〇,〇〇〇法	航空一般圖	八〇,〇〇〇法
	航空地方圖	一〇〇,〇〇〇法	
一九三〇年度	一六〇,〇〇〇法	航空一般圖	六〇,〇〇〇法
	航空地方圖	一〇〇,〇〇〇法	
一九三一年度	一〇〇,〇〇〇法		
一九三二年度	一〇〇,〇〇〇法		
一九三三年度	七〇,〇〇〇法		

(二) 佛蘭西飛行俱樂部及其他ノ航空團體ニ對スル補助
 佛國政府ハ一八九八年創設セラレ航空全般ニ亙ル進歩發達ヲ目的トスル佛蘭西飛行俱樂部(Aéro-Club de France)及其ノ他ノ航空團體ニ對シ毎年相當額ノ補助金ヲ支給シ居レリ

六 民間航空豫算

年	次	民間航空豫算總額	内補助獎勵金
一九一一年	九	三七,〇〇〇,〇〇〇法	一八,〇〇〇,〇〇〇法
一九一二年	〇	二八,七四,七〇〇法	一〇,四三七,五三法
一九一三年	一	二四七,四〇一,五二法	三二,七〇〇,〇〇〇法
一九一四年	二	一四七,二〇九,七〇〇法	四五,三八二,〇〇〇法
一九一五年	三	一八,四三,三五〇法	四六,九三二,〇〇〇法
一九一六年	四	一八,四三,三五〇法	四六,九三二,〇〇〇法
一九一七年度	五	一六三,五一八,二〇〇法	六二,七五,〇〇〇法
一九一八年度	六	一五三,五七五,〇〇〇法	七二,九五,〇〇〇法
一九一九年度	七	一六九,二二,二四〇法	七九,七五,〇〇〇法
一九二〇年度	八	二八一,七四,一四〇法	一六,三〇〇,〇〇〇法
一九二一年度	九	五五一,四九五,六五三法	一七,四八五,〇〇〇法
一九二二年度	〇	四九九,四四〇,〇六〇法	二二,七七,〇〇〇法
一九二三年度	一	四九八,三六七,八七六法	一九,九三七,〇〇〇法
一九二四年度	二	四一九,四九三,六五六法	一五,七二四,七五〇法
一九二五年度	三	四一四,四八九,九五法	一八,七八四,三四法
一九二六年度	四	四〇四,四六二,一四法	一七,四二六,〇〇〇法

第三
獨
逸

一 航空全般ノ組織及航空ニ對スル諸方策

(一) 航空行政機關ノ組織

從來航空ニ關スル全般の統制ハ交通省(航空局)ヲシテ當ラシメシカ左掲一九三三年二月二日附大統領令ヲ以テ新ニ航空長官設置ノ旨ヲ公布シ航空關係事項ヲ之ニ移管セシメタリ

「一九三三年二月二日附航空長官設置ニ關スル大統領令」

航空事務監理ノ爲航空長官ヲ置ク航空長官ハ總理大臣ニ直屬シ伯林ニ在任ス航空長官ハ國ノ最高官廳トス
航空ニ關スル交通大臣及防空ニ關スル内務大臣ノ權限ハ之ヲ航空長官ニ移管ス航空保安中央局ハ航空長官ノ指揮監督ヲ受ク

航空長官ハ別ニ細則ヲ定ム航空長官ハ交通省及内務省トノ協議ヲ以テ航空及防空事務ノ移管並人員ノ引繼ニ必要ナル措置ヲ採ルモノトス

本令ハ一九三三年一月三十日ヨリ之ヲ施行ス

伯林

一九三三年二月二日

大統領 「ファン・ヒンデンブルグ」

總理大臣 「アドルフ・ヒトラー」

次テ一九二七年七月二十三日附大統領令ヲ以テ設置セラレタル航空保安中央局(Zentralstelle für Flugsicherung)ハ一九三三年二月二十八日ヲ以テ航空保安局(Reichsamt für Flugsicherung)ト改稱セラレ從前ノ如ク全獨逸ニ及フ航空保安業務ノ統一的管理ニ任セリ

斯テ航空長官ノ任命ニ依リ統制セラレタル獨逸ノ民間航空ハ更ニ一九三三年五月五日ノ航空省設置ニ依リテ愈々強力

ナル基礎ノ上ニ樹立セラルルニ至レリ

「航空省設置ニ關スル大統領令」

航空ニ關スル最高官廳トシテ航空省ヲ置ク航空省ノ長官ヲ航空大臣トス
事務ノ範圍ハ航空ニ關スル國ノ事務ニシテ爾後航空長官ノ職務權限ハ航空大臣ニ移轉ス
本令ハ一九三三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

伯林 一九三三年五月五日

大 統 領 「フォン・ヒンデンブルグ」
内閣總理大臣 「アドルフ・ヒトラー」
航 空 長 官 「ゲ ー リ ン グ」

更ニ一般氣象業務ヲ航空省ニ統制スルト共ニ一九三四年四月ニハ國ノ航空事務監理ノ爲航空大臣ノ下ニ特別地方官廳
タル航空官署ヲ設置スルニ至レリ

獨逸ニ於ケル航空諮問機關ハ航空諮問會及獨逸航空機委員會ノ二機關ナルカ左ニ之カ組織及權限ヲ略述セム

航空諮問會 (Beirat für Luftfahrwesen) ハ一九二四年二月五日附閣令ヲ以テ設置セラレタルモノニシテ其ノ名譽會員
ハ航空大臣ノ選任スル所ナリ而シテ其ノ主タル目的ハ重要ニシテ且根本的ナル航空關係事項ニ對スル意見具申ニシテ
左ノ四委員會ヨリ構成セラル

(イ) 安全委員會

本委員會ハ專ラ航空事故ノ技術的原因ノ調査ヲ爲シ且航空安全性ニ就キ提案ヲ爲スヘキモノトス

(ロ) 交通委員會

本委員會ハ航空路網ノ設定ニ關シ諮問ニ應フルモノトス

(ハ) 航空地圖委員會

本委員會ハ航空地圖ノ作成ニ援助ヲ與フルモノトス

(ニ) 航空機乘員委員會

本委員會ハ航空機乘員(操縦士、機關士、航空士)ノ利益ヲ其ノ一身上ノ關係ニ於テ確認スルニ當リ諮問ニ應フルモ
ノトス

獨逸航空機委員會 (Der Deutsche Luftfahrzeug-Anschluss) ハ一九三〇年七月十九日附航空法施行規則第二條ニ基キ

設置セラレタルモノニシテ航空機建造檢査規則ヲ起草シ實際ノ必要ト科學ノ進歩ニ順應シテ之ヲ改正變更スルヲ以テ

目的トス委員會ハ航空大臣ニ依リテ任命セラレタル二十一名ノ正會員及同數ノ代表會員ヨリ成リ五箇ノ分科會ニ分ル

(イ) 飛行機分科會

(ロ) 發動機分科會

(ハ) 無發動機航空機分科會

(ニ) 航空船分科會

ホ組織問題分科會

(二) 航空關係法規

一九二二年八月一日附航空法ノ施行規則ハ一九三〇年七月十九日公布、同年十月一日ヨリ施行セラレタルヲ以テ航空
法規ハ一先ツ整備ノ域ニ達シタルカ航空ニ對スル國家的統制ヲ契機ニ法規ノ改正ハ必然的ニ起リ一九三三年十二月十
五日ニハ航空行政法ノ公布ヲ見タリ同法ノ内容トスルハ航空保安業務、一九二二年八月一日附航空法ノ改正ハ帝國保
險法等ノ改正ニシテ何レモ航空ノ國家的統制ニ基ク結果ナリト稱セラルヘキモノナリ
抑々獨逸政府カ航空法規制定ニ手ヲ染メシハ已ニ一九一三年ノコトニシテ議會ノ協賛ヲ經ルニ至ラスシテ大戰ノ勃發

ニ遭遇シタレハ制定ノ業ハ茲ニ一頓挫ヲ來セリ然ルニ平和ニ依ル國內秩序ノ回復ト國內航空ノ發達トハ頓ニ航空法制定ノ急ナルヲ知ラシメ一九二〇年起草提出セラレタル航空法案ハ一九二二年ノ議會ニ於テ可決、一九二三年十月一日ヨリ施行セラルルコトナレリ航空法規制定ノ翌年參議院及議會ニ提出セラレタル右航空法ノ施行規則ハ同年會期中ニ議決ノ運ニ至ラスシテ止ミ爾來改正ニ改正ヲ加ヘ漸ク一九三〇年七月十九日ヲ以テ其ノ公布ヲ見ルニ至レリ然レトモ同國ノ航空ハ依然「ヴェルサイユ」條約及一九二六年五月二十二日ノ巴里航空協定ニ基キ制定ヲ餘儀ナクセンメラレタル諸法規ノ拘束ヨリ離脱スルニ至ラサレハ今ヤ之等諸法規ノ廢棄ハ同國ノ目指ス最モ重要ナル目標ノ一トナレリ自由ナル航空ノ發達ヲ妨クル諸法規トハ次掲ノモノナリ

- (イ)「ヴェルサイユ」條約第一七七條、第一七八條及第一九八條ノ實施ニ關スル法律……………一九二六年七月 八日附
 - (ロ)航空機建造規則……………一九二六年七月十三日附
 - (ハ)無操縦士及近代式戰闘機ノ技術的特徴ヲ具フル飛行機ニ關スル規則……………一九二六年七月十三日附
 - (ニ)航空機乗員ノ養成制限ニ關スル規則……………一九二六年七月十三日附
 - (ホ)航空者名簿ノ保管ニ關スル規則……………一九二六年七月十三日附
- 對外航空關係ハ相手國トノ特別航空協定ニ因リ規律セラルルモノニシテ一九三三年一月ニ於ケル締約國ハ英、米、佛ヲ初メ其ノ數十五ヶ國ニ及ヘリ之等箇々ノ協定ハ一九一九年十月十三日ノ巴里航空條約ト同一ノ事項ヲ律スルモノナリ尙獨逸ハ未タ右條約ニ加盟スルノ運ニ至ラサレトモ空域ニ於ケル平等ナル權利ヲ行使シ得ルノ曉ニ於テ之ニ參加スヘキハ蓋シ自明ノコトニ屬ス

(三)航空ニ對スル諸方策

獨逸ハ「ヴェルサイユ」條約第一九八條ニ因リテ空軍ノ保有ヲ禁止セラレ居ルノミナラス一九二六年五月二十二日ノ巴

里航空協定ニ基キ競技飛行ニ對スル財政的支持モ亦原則トシテ之ヲ爲スコト能ハサルヲ以テ同國航空ノ主タル活動領域ハ獨リ航空輸送事業ニ在ルノミ

特ニ外國ニ通スル航空路ノ經營ニ對シ補助金ヲ支給スルハ國ニシテ航空保安業務及地上施設ニ對シテ財政的支持ヲ爲ス外、航空機並同機器ノ製作委託又ハ補助金ノ支給ニ依リテ航空工業全般ノ發達ヲ促進セリ

各州ハ飛行場ノ設置及氣象業務ニ補助金ヲ支給スル等主トシテ國內航空ノ發達ニ協力シ都市ハ多ク飛行場ノ維持管理ニ依リテ航空ノ發達ニ貢獻シツツアリ

更ニ航空ハ競技的、科學的又ハ經濟的ナル數多ノ私的團體ニ依リテ促進セラレ其ノ大部分ハ私的團體ノ中心ト見做サルル飛行俱樂部ノ所屬スル獨逸航空協會(Deutscher Luftfahrt-Verband)ニ依リテ統轄セラル本協會ニ所屬スル各種團體ノ特ニ努力スル所ハ會員ヲシテ實際飛行ニ慣レシムルコトニシテ同會員ハ時ニ操縦士トシ或ハ又搭乗者トシテ飛行スルコトヲ得更ニ會員個人ノ飛行機ノ保管及讓渡ヲ容易ナラシメ之カ爲適切ナル措置ヲ講セリ

右ノ他同協會ハ完備セル所屬飛行學校ヲシテ競技飛行ノ操縦士養成ニ當ラシメ同方面ニ優秀ナル實績ヲ止メツツアリ又競技飛行ハ航空協會又ハ所屬團體ノ開催スル競技會ニ依リテ促進セラレ各大學專門學校ニハ科學的及實際的研究ニ依リテ貢獻セムトスル航空科學研究團體アリ

尙一九三二年設立セラレタル國民競技飛行聯盟ハ航空全般ノ促進ヲ計ルト同時ニ地上組織ノ構成ニ當リ、滑空飛行及模型飛行ノ發達ニ與ルハ「フランクフルト、アム、マイン」ニ於ル獨逸模型滑空飛行聯盟ナリ

(四)航空豫算

一九三三年度航空豫算額ハ七八、〇二二、〇〇〇馬克ニシテ一九三二年度ノ三九、三一〇、八〇〇馬克ニ比シ三二、七一、二〇〇馬克ノ増加ヲ見タルカ其ノ中ノ主要ナル費目ヲ掲クレハ左表ノ通ナリ

費目	年度	
	一九三二年	一九三三年
航空ノ技術的目的促進ノ爲ニ	五,130,000	九,900,000
航空工業ノ經濟的促進ノ爲ニ	11,000,000	11,448,000
獨逸航空試験所維持費	1,135,000	1,950,000
特殊科學研究委託費	700,000	1,183,000
獨逸「ルフト、ハンザ」會社補助金	17,322,000	11,482,000
航空氣象事業費	507,300	
職業的航空機乘員養成費 (獨逸交通飛行學校)	11,000,000	5,100,000
航空地圖並航空案内作成補助費	6,500	
滑空飛行補助金	345,000	
航空専門雜誌刷成補助費	36,000	
飛行競技會及高等專門學校所屬航空研究團體維持費	284,000	300,000
自由氣球補助金	5,000	
非定期航空ニ對スル促進費		808,000
航空船航空促進費	700,000	900,000
防空費		1,100,000

一九三四年度豫算總額ハ二二〇、一八七、六五〇馬克ニ達シ居レルカ航空ニ對スル同國政府ノ態度ヲ如實ニ物語ルモノナリ

二 定期航空ニ關スル保護獎勵

(一) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社補助命令書

第一條 航空線路網

中央政府補助金ハ原則トシテ唯定期航空ニ對シテノミ之ヲ支給ス補助スヘキ航空線路ハ飛行年度ノ各經營期間毎ニ交通大臣之ヲ決定ス

第二條 郵便物輸送

獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ中央政府ノ補助ヲ受クル飛行ニ於テ一〇〇珎以内ノ郵便物ヲ運送スヘキ義務ヲ負フ

第三條 補助金額

(イ) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ中央政府ノ完全ナル補助ヲ受クル航空線路ニ於テ定期的ニ飛行シタル料ニ應シ飛行機ノ各型ニ就テ別ニ定ムル額ヲ受クルモノトス

(ロ) 航空線路ノ長サハ離着陸地ノ中央ニ地點間ノ空中距離ヲ以テ計算ス但シ他ノ飛行方向カ豫期セラレ又ハ政治的、地理的理由ニ依リテ制約セララルル場合ハ此限ニ在ラス

交通大臣ハ中央政府ノ補助ヲ與フル各航空線路ニ就テ右距離ヲ確定シ之ヲ會社ニ通告スルモノトス
航空線路ノ距離カ一般の原則ニ異リテ一ニ地點間ノ直線距離一計算セラルヘキトキニハ直ニ交通大臣宛航空線路及通過スヘキ主タル都邑ヲ記入シタル三十萬分ノ一梯尺ノ地圖ヲ提出スルコトヲ要ス

(ハ) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社カ定期航空ニ於テ獨逸定期航空飛行場若クハ着陸場ニ就テ契約ノ定ムル所ニ從ヒ飛

行場經營者ニ對シ離着陸手数料ヲ支拂ハサルヘカラスルトキハ其ノ限度ニ於テ別ニ定ムル標準ニ從ヒ交通大臣之ヲ補償ス

飛行場經營者トノ契約締結ニハ豫メ交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

- (二) 中央政府ノ完全ナル補助ヲ受クル航空線路ニシテ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ニ對シ國內又ハ國外ノ他ノ方面ヨリ補助金ノ流入アルトキハ中央政府補助金中ヨリ其ノ相當額ヲ削減ス流用性アル補助金ハ特別ノ條件ノ下ニ航空擴張補助金トシテ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ニ支給スルコトヲ得獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ各飛行期間經過後（一九三〇年十二月十五日及一九三一年五月十五日迄）他方面ヨリ受ケタル補助ノ種類及金額ヲ交通大臣ニ報告シ場合ニ依リテハ補助金ヲ受ケサル旨ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

- (三) 第一項イ及ハニ基ク中央政府補助金ハ時間表ニ從ヒ豫定日ニ於テ完全ニ（即チ出發飛行場ヨリ到着飛行場迄）又ハ一部分（即チ航空路中ノ任意ノ數飛行場間）完了セラレタル飛行ニ對シテ全額又ハ一部ヲ支給セラルル定期的ニ着陸スヘキ飛行場ヲ飛過シタルトキニハ其ノ理由ヲ航空日誌ニ記入セサルヘカラス

- (四) 飛行經營ノ維持ノ爲ニ必要ニシテ豫メ準備セラレタル航空ノ補償ニ對シテハ飛行ノ月次計算ニ於テ第三項所定全額ノ他二・五％ノ割増ヲ與フ但シ右割増ニ依リ一飛行年度ニ對シテ豫定セラレタル全額ヲ超過スルコトヲ得ス

- (五) 若シ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」カ交通ノ要求ニ應ジ第二ノ飛行機ヲ中央政府ノ完全ナル補助ヲ受クル航空線路又ハ其ノ區間ニ於テ就航セシメサルヘカラスリシトキニ於テハ之等ノ飛行ニ對シテモ亦別ニ定ムル額ノ補助金ヲ支給スヘシ但シ之カ別途ノ支出金ナキ限右金額ハ當該飛行年度分ノ金額ヲ超過スルコトヲ得ス此等ノ飛行ニ於テハ時間表ニ豫定セラレ居ルモ交通上不必要ナル中間着陸ヲ除外スルコトヲ得

- (六) 中央政府補助金ノ決算ハ毎月別ニ雛形（一）ノ形式ニ從ヒテ之ヲ行フコトヲ要ス雛形（二）ノ形式ニ從ヘル證明資料ヲ以テ右計算ノ基礎ト爲ス右證明資料ニハ公ノ記入アル航空日誌ノ紙葉ヲ證據トシテ添付スルモノトス雛形（一）及（二）記

載ノ注意事項ハ良ク之ニ留意セサルヘカラス唯飛行經營カ一月中僅ノ回数ノミ遂行セラレタルトキハ翌月又ハ前月ト同時ニ各月ノ補助金決算ヲ爲スコトヲ得

- (七) 中央政府補助金ハ月次決算ノ検査後之ヲ支給ス但シ検査完了前ニ於テモ既ニ飛行セル距離ノ範圍内ニ於ケル補助金ノ内金拂ノ請求ヲ爲スコトヲ得

各飛行期間前ニ於テ經營開始準備ノ爲獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ多額ノ費用ヲ必要トスヘシ交通大臣ハ航空線路計畫認可後右經費補填ノ爲請求ニ基キ相當額ノ前拂ヲ爲スヘキコトヲ留保ス

- (八) 毎日二枚ノ無料航空券ハ任意ノ使用ニ供セラルル爲交通省ニ提供セラルヘキモノトス本規定ニ基キテ申込ミタル航空旅客ハ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」經營ノ全航空線路ニ於テ其ノ有償旅客ト同等ノ待遇ヲ受ケ無償ニテ輸送セラレ六月十六日乃至八月二十三日ノ期間内ニ於ケル右航空券ハ有償旅客ヲ收容シテ尙空席アル場合及其ノ限ニ於テノミ有效ナリ郵便物遞送ニ關シ外國航空會社トノ協同經營ニ依ル航空線路上ノ輸送ハ例外的ニ唯獨逸航空機ニ依リ且協同經營會社ノ同意ヲ得タル場合ニノミ行ハルヘシ之等ノ航空旅客ハ交通省ヨリ有效ナル航空券ヲ供與セラル郵便物輸送航空線路ニ於ケル無償飛行ニ就テハ交通大臣ハ少クトモ飛行豫定日ノ十日前ニ之ヲ通告シ其ノ他ノ飛行ニ就テハ七十二時間ノ時間ヲ嚴守スヘシ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ右通告ノ故ヲ以テ既ニ豫約セラレタル座席ヲ開放スルノ義務ナキモノトス

(ロ) 獨逸海外駐在官吏ハ當該官憲ノ證明アル場合獨逸及外國内ノ公ノ旅行ニ際シ四％ノ料金割引ヲ許與セラル外國航空會社トノ協同經營航空線路ニ於テハ當該外國カ其ノ官憲ニ與フルト同一ノ割引ヲ受ケ全額支拂ヲ爲ス旅客ト同等ノ待遇ヲ受クルモノトス

- (ハ) 記載ノ航空旅客ハ出發ニ先チ料金表所定額ノ一〇％ノ手数料ヲ出發飛行場ニ於テ支拂フコトヲ要ス右手手数料ニハ保險ヲモ包含ス若シ航空旅客カ右手手数料ノ支拂ヲ拒絕シタルトキニハ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ右旅

客ヲ輸送ヨリ除外スルコトヲ得

五四

第四條 從業員及使用機材

- (一) 獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」主ナル使用人及會社ノ配置スル獨逸飛行場ニ於ケル從業員並飛行機乘員ハ獨逸國籍ヲ有スルモノタルコトヲ要シ之カ例外ニ就テハ交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- (二) 經營ニ使用セララルル凡テノ機材ハ原則トシテ獨逸工場ニ於テ獨逸ノ材料ヲ以テ製作セラレタルモノナラサルヘカラス外國製機材ハ臨時交通大臣ノ許可ヲ受ケテノミ之ヲ使用スルコトヲ得交通大臣ハ右許可ノ附與ニ際シ特別ノ條件就中其ノ許可ヲ獨逸航空研究所ニ對シ同所ニ於テ決定シ得ル範圍内ノ完全ナル製作證書ヲ堪航性ノ試験及之カ保管ノ爲ニ提出スヘキコトニ懸ラシムヘキコトヲ留保ス
- (三) 飛行機乘員ノ後繼者ヲシテ航空線路業務ニ慣レシメムカ爲獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ獨逸交通飛行學校ニ對シ五〇〇、〇〇〇飛行料内ニテ第一操縦席ヲ無償ニテ提供スヘキモノトス
- (四) 自己ノ經營ニ於テ飛行機ノ製作ヲ爲スコトヲ許サス
如何ナル試験タリトモ書面ヲ以テ申請シ交通大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルモノトス右許可ハ提案セラレタル試験ノ實施ニ就テ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ニ大ナル利益存スルトキ及試験カ獨逸航空研究所及實地試験ヲ委託セラレタル其ノ他ノ機關ト一致シテ行ハルルトキニ於テノミ之ヲ附與ス
獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ其ノ經營ニ於テ使用セラレタル機材ニ依リ蒐集セラレタル技術的經驗ノ全部ヲ獨逸ノ當該機製作業者及獨逸航空研究所ニ提供スルノ義務アルモノトス
獨逸航空研究所ハ更ニ取締役ノ同意ヲ經テ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ニ於ケル機材ノ維持ニ關スル技術的懸案ニ關シ其ノ必要ト認ムル範圍内ニ於テ之ニ相應スル根據ニ關シ調査ヲ爲スコトヲ得交通大臣ハ右ト同一ノ權利ヲ實地検査ヲ委託セラレタル其ノ他ノ機關ニ移轉スルコトヲ得右義務ニ關聯シ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ何等特

別ノ經費ヲ支出スルコトナシ

第五條 會社ノ監督

- (一) 獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ハ交通大臣ノ代理人及其ノ特ニ任命セル鑑定人ヲシテ凡テノ帳簿及書類ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ要ス
交通大臣ハ會社ノ經費ヲ以テ帳簿—經營検査ヲ爲サシムルコトヲ留保ス獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」カ外國會社ニ參加シ又ハ之ト協同シテ航空輸送事業ヲ經營スルトキハ請求ニ基キ之等ノ會社トノ決算書ヲ提出スルコトヲ要ス

第六條 結尾規定

- (一) 前掲ノ諸規定及獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ニ特ニ課セラレタル義務ニ違反シタルトキニハ交通大臣ハ中央政府補助金ノ支給ヲ取消シ又ハ減額スルコトアルヘシ
- (二) 交通大臣ハ必要ニ應シ本補助命令書ヲ補充又ハ更改スルノ權ヲ留保ス交通大臣ハ右變更ヲ少クトモ效力發生ノ二週間前ニ獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」ニ通告スヘシ

伯林

一九三〇年七月十九日

交通大臣 「フォン・グエラアルド」

(二) 輸送事業ノ概況

獨逸航空輸送事業ハ數年來歐洲大陸ヲ席捲シ遂ニ全世界ヲ覆フニ至リタル世界經濟恐慌ニ因ル不況ノ重壓ヲ受ケ加フルニ補助金ノ削減アリタルカ爲一九三二年ニハ其ノ運航成績ニ於テモ若干ノ退歩ヲ示シタルカ航空省ノ設立ニ基ク強力ナル國家的支持並獨逸「ルフト」、ハンザ「會社」全員ノ協力ハ克ク此ノ難局ヲ打開シ一九三三年ニ於ケル會社ノ運航成績ハ其ノ飛行成績ニ於テ一九・六「パーセント」、其ノ輸送成績ニ於テハ夫々一三・三「パーセント」乃至四〇「パーセント」ノ増加ヲ來サシメタリ而シテ其ノ航空路網ヲ見ルニ主要ナルモノニ在リテハ前年ト大差ナク伯林「コンベハーゲ

五五

「線、漢堡」コペンハーゲン「線、ハルレノライプツヒ」ザールブリュッケン「線、伯林」「チューリッヒ」線、維納
 「チューリッヒ」線及「ミュンヘン」線ハ冬季ニ於テモ亦運航セラレタリ
 又一九三〇年獨逸「ルフト、ハンザ」會社ト協定シテ専ラ國內航空路ノ經營ニ任シタル獨逸航空會社モ一九三三年冬期
 ニハ三線(一二二杆)、夏期ニハ一〇線(一、六九三杆)ヲ經營シ其ノ實施率モ九八・七「パーセント」ニ及ヘリ
 今一九一九年航空輸送事業創始ノ年ヨリ最近ニ至ル輸送成績表ヲ掲ケ其ノ發展ノ跡ヲ示サム

獨逸航空輸送統計

年次	飛行距離	輸送旅客數	輸送貨物量	輸送郵便物量
一九一九年	五八〇、一三九	二、〇四三	—	—
一九二〇年	四八〇、〇五三	三、九七五	五、七〇〇	六、四〇〇
一九二一年	一、六五四、〇〇〇	六、八二〇	—	—
一九二二年	一、三〇三、六八〇	七、七三三	三、七〇〇	三、三〇〇
一九二三年	七、七七八四三	八、五七	三、九〇〇	五、〇〇〇
一九二四年	一、五八三、四九三	一、三四三	二、一〇〇	三、三〇〇
一九二五年	四、九四九、六六一	五、五、一八五	五、二、〇〇〇	三、八、〇〇〇
一九二六年	六、五四一、一五九	八、四、五九四	一〇、五六、八三四	五、五〇、八五二
一九二七年	九、九六九、九五	一五、一〇、九一	二、三六、〇七四	八、二六、八八六
一九二八年	一、四、四九、七四四	一三〇、七一	二、一六、三八七五	三、五〇、三九三

一九二九年	一〇、四一八、七四五	九六、八三五	二、〇九、三五五	三、八五、三三四
一九三〇年	一〇、八六一、八四九	九三、六七七	二、一七、〇二六	四、八〇、九六〇
一九三一年	一〇、三三八、四六六	九八、一六七	二、三〇、七五六	四、〇五、九三三
一九三二年	九、三六七、一三〇	九八、四八九	二、一八、六七〇	三、八四、三〇〇
一九三三年	一〇、五五四、〇〇三	一三〇、三六	二、五九、五〇五	四、六七、三三四

三 航空工業ニ關スル保護獎勵

中央政府ハ航空機並同機器ノ發達等所謂技術促進ノ爲一九三二年度ニハ五、一三〇、〇〇〇馬克ヲ一九三三年度ニハ九、九〇〇、〇〇〇馬克ヲ計上シ技術獎勵ノ目的ヲ以テ開催シタル展覽會及競技會ノ爲ニモ亦其ノ資金ヲ提供シタリ特ニ政府ハ世界經濟恐慌ノ渦中ニ在ル自國航空工業ノ確立ヲ計ラムトシ之カ經濟的促進ノ目的ヲ以テ一九三三年度ニハ二一、四四八、〇〇〇馬克ヲ計上シタルカ之ヲ前年度ニ比スレハ實ニ一〇、四四八、〇〇〇馬克ノ増加ナリ即チ斯クノ如ク主力ヲ航空工業促進ノ爲ニ致シタル一事ニ徴スルモ如何ニ政府カ同工業ノ確立ニ嚮心シアルヤヲ窺フニ足ルヘシ
 航空工業ノ發達ヲ促進セムカ爲ノ私的機關トシテ獨逸航空工業組合(Reichsverband der Deutschen Luftfahrt-Industrie)アリ他ノ經濟的團體及官廳ニ對スル協同的利益ノ代表機關ニシテ少數ノ例外ヲ除キテハ概ネ之ニ結合セラル今之ニ屬スル主要ナル製作會社數ヲ擧クレハ左ノ如シ

- (イ) 飛行機製作會社……………一七
- (ロ) 滑空機製作會社……………六
- (ハ) 自由氣球—航空船製作會社……………四

(ニ) 發動機製作會社……………
 從來本組合ハ航空官廳ニ對シ航空全般ノ獎勵策ヲ建議シ更ニ航空機輸出ニ關スル具體的方策トシテ支那及伯刺西爾方面ニ對スル輸出商組合ノ成立ヲ助成シタリ因ニ本組合ハ常ニ各種展覽會參加ノ爲準備シ就中先年巴里ニ開催セラレタル航空展覽會ニハ共同出品テフ新ナル形式ヲ以テ參加シタルコトアリ

四 民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵

(一) 養成機關ノ監督

航空機操縦士ノ實際的養成及飛行學校ノ經營ニ關スル公ノ監督機關ハ航空省ニシテ之カ民間的統制機關ハ未タ設置ノ運ニ至ラス

(二) 乘員養成機關

航空機操縦士養成機關ニハ政府ヨリ補助金ノ支給ヲ受ケテ専ラ職業的操縦士ノ養成ニ携リ以テ航空輸送會社乘員ノ補充ニ任スル獨逸交通飛行學校及全然公ノ補助金ナク競技飛行家ノ養成並操縦士ノ補習教育ニ當ル私立飛行學校ノ二種アリ後者ノ中獨逸航空協會ニ依リ設立セラレテ私的資金ヲ以テ維持セララル獨逸飛行學校 (Deutsche Luftfahrt G. m. b. H.) ハ一九二六年十二月十八日創立セラレ其ノ資本金ハ二〇、〇〇〇馬克ニシテ伯林「シュターケン」、「ベエープリンゲン」及「ウールツブルク」ノ三箇所ニハ規模大ナル養成機關ヲ有セリ右三養成機關ノ間ニハ夫々教育範圍ノ協定ヲ爲サシメ初等教育ハ主トシテ伯林「シュターケン」及「ベエープリンゲン」ヘ再教育ハ之ヲ「ウールツブルク」養成所ヘ委託スルニ至リシハ一九三〇年七月ナリキ

(イ) 伯林「シュターケン」養成所
 A一級及A二級假免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

A一級及A二級操縦士免狀ヲ受クル爲ノ初步教育
 曲技飛行教育(一定ノ制限ノ下ニ)

A一級、A二級及曲技飛行機ニ依ル練習飛行ノ指導

(ロ) 「ベエープリンゲン」養成所

A一級及A二級假免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

A一級及A二級操縦士免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

A一級、A二級及曲技飛行機ニ依ル練習飛行ノ指導

(ハ) 「ウールツブルク」養成所

A二級假免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

A二級操縦士免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

K一級及K二級曲技飛行教育

競技飛行ノ再教育

主トシテA二級及曲技飛行機ニ依ル練習飛行ノ指導

教育成績統計

年次	養成生徒數	飛行時間數	飛行距離	飛行回數
一九二七年	二八八	三、七七三時	七六、九二〇浬	二一、四三六
一九二八年	一八三	四、四六六	七七、八九〇	二八、九八五
一九二九年	一七八	五、六二九	一一三、〇三三	三四、三〇六

一九三〇年	一六一	五、〇九〇	一三、五五一	三五、四八三
一九三一年	二〇九	六、一八八	一五、八六五	四五、八三三
一九三二年	二六〇			

六〇

尙獨逸競技飛行協會 (Deutscher Luftsport-Verband) ハ獨逸航空協會及獨逸飛行俱樂部所屬ノ飛行學校ヲ合同シテ獨逸競技飛行學校 (Deutsche Sportfliegerschule) ヲ設立シ A 二級操縦士以下ノ養成ニ當リ居レリ

翻ツテ前掲獨逸交通飛行學校ノ沿革ヲ見ルニ同校ハ一九二五年五月設立セラレ政府ノ參加額五〇、〇〇〇馬克、獨逸「ルフト、ハンザ」會社ノ二〇、〇〇〇馬克合計七〇、〇〇〇馬克ノ資本金ヲ有シ「ブラウンシュワイヒ」、「シュライスハイム」(「ミュンヘン」) 及「ワルネミンデ」ニ養成機關ヲ置ク一九三三年度ノ之ニ對スル政府補助金ハ五、一〇〇、〇〇〇馬克ナリ

又航空船操縦士ノ養成機關トシテハ一九二九年設立セラレタル獨逸航空船會社アリ P・N 二十八型航空船ヲ以テ「シュターケン」ニ於テ乗員ノ養成ニ當リ一九三〇年ニハ既ニ四名ノ操縦士免狀受有者ヲ出シタリ

無發動機飛行機操縦士養成機關トシテ著名ナルハ三十九箇所ニ練習所ヲ有スル獨逸航空協會及「ワッサークッペ」、「ロジッテン」ノ二校ヲ有スル「ロニン、ロジッテン」會社ニシテ本會社ハ別ニ航空科學ノ研究ニ當レリ

五 航空科學研究團體

航空科學研究部門ニ於テ其ノ統制監理ニ任スルハ獨逸航空科學研究評議會 (Deutscher Forschungsrat für Luftfahrt) ニシテ各種航空研究團體ノ主席ヲ以テ之ヲ組織シ研究範圍ノ協定及關係官廳ヨリノ請求ニ基キ專門的意見ヲ具申スルヲ以テ目的トス

(一) 「ゲッティンゲン」流體力學研究所

本研究所ハ在伯林「カイゼル、ウキルヘルム」氣流研究所ノ一部ニシテ政府補助金及其ノ固有ノ收入ヲ以テ一切ヲ維持ス而シテ主タル研究ハ模型航空機ニ對スル人工氣流ノ作用ニ關スルモノ及氣體力學ノ二部門ニシテ航空機器ノ製作改良ニ對シ價値アル役目ヲ果シツツアリ

(二) 伯林「アードレルスホーフ」所在獨逸航空研究所

本研究所ハ公ノ補助金ヲ受クル航空關係團體ヲ以テ組織ス航空技術、科學ノ研究及實驗ヲ主トスル航空ノ助長ヲ以テ主タル目的トシ氣體力學、靜力學、發動機、機材、寫真航法、電氣工學、航空及試驗ノ八部ヨリ成ル一九三三年度ノ之ニ對スル維持費ハ一、九五〇、〇〇〇馬克ナリ

(三) 「ロニン、ロジッテン」會社

本會社ノ主タル使命ハ滑空飛行ノ助長ニアレトモ同時ニ「ワッサークッペ」研究所ヲシテ航空科學ノ研究ヲ爲サシメ且ツ滑空競技會ヲ支援ス

(四) 伯林航空科學協會

公ノ補助金ヲ受クル航空關係團體ノ組合ニシテ航空ニ關スル講演會及研究會ノ開催並專門書ノ刊行及他ノ團體トノ協同研究ヲ以テ任務トス

此ノ外「アーヘン」工業大學空力學研究所及「シュットガルト」工業大學航空技術研究所等各大學專門學校所屬研究機關ハ航空機製作ノ組織問題ヲ研究シ一九三三年度ニ於テ政府ヨリ之カ研究費トシテ計上シタルハ一、一八三、〇〇〇馬克ナリキ

六 航空保安設備

(一) 地上設備

航空ノ用ニ供セラルル飛行場及着陸場ノ設置ハ中央政府ノ管掌スル所ニ非ラスシテ専ラ私企業ヲ以テ又ハ自治團體ノ經營スル所ナリ從テ半官半民ノ形式ニ依リ設置セラレ各都市ノ關與スルモノ多シ
獨逸飛行場ノ約三分ノ二ハ一九二六年九月漢堡ニ設立セラレタル「獨逸飛行場組合」ニ所屬ス飛行場ハ航空一般ノ用ニ供セラルル「公共用飛行場」、特殊ノ目的ニ使用セラルル「私ノ飛行場」及不時着陸場ニ分タレ公共用飛行場ハ更ニ設備ノ大小ニ應シテ第一級及第二級ニ區別セラルル一九三三年一月現在ニ於ケル飛行場數左ノ如シ

第一級飛行場.....	三一	陸上.....	二五
水陸兩用.....	四	水上.....	六一
第二級飛行場.....	六五	陸上.....	四
第一級不時着陸場.....	一一〇	水上.....	四
第二級不時着陸場.....	一一〇		

(二) 航空保安業務

一九二七年七月二十三日附屬令ニ基キ設置セラレタル航空保安中央局ハ前述ノ如ク航空保安局ト改稱セラレ航空大臣ニ直隸シ航空氣象業務、遠距離航空通信業務及夜間航空路照明業務ヲ管理ス政府ハ航空保安施設費及維持費並人件費及物件費ヲ包含シ一九三二年度豫算トシテ二、二六四、九〇〇馬克ヲ計上シタリ

(イ) 航空氣象業務

飛行機操縦士ニ對スル氣象通報ハ伯林ヲ初メ十六飛行場ニ存在スル特殊ノ航空氣象觀測所ニ於テ行ハレ飛行ニ先チ又ハ飛行間適時通報セラル

右航空氣象觀測所ハ其ノ他自ラ航空氣象ヲ觀測シ上空ニ於ケル風力測定ヲ爲スモノトス前項豫算金額ノ中之ニ充當セラレタルハ一九六、〇〇〇馬克ナリキ

(ロ) 遠距離航空通信業務

遠距離航空通信業務ノ使命ハ航空保安ニ必要ナル通信施設ヲナシ航空ノ爲ノ通信連絡ニ任スルニ在リ而シテ之ヲ要約スレハ國內、國外飛行場相互間ヲ連絡スヘキ「航空路遠距離通信」、飛行場及飛行機間並飛行機相互間ノ通信ヲ計リ方向ヲ探知セシムル「飛行機遠距離通信」及氣象通報ノ受領及傳達ニ任スル「航空氣象遠距離通信」ニ分タレ別ニ無電技術員ノ養成ニ當レリ一九三二年度之カ爲計上セラレタル豫算額ハ四七〇、六〇〇馬克ニ及ヒタリ

(ハ) 夜間航空路照明業務

航空保安局ノ照明業務ハ夜間航空路ニ於ケル航空路照明及不時着陸場ノ設置及其ノ經營ヲ目的トス個々ノ夜間航空路ニハ夜間航空ノ必要ニ從ヒ二〇—四〇軒ノ間隔ヲ以テ航空標識燈ヲ設タル外五〇—七〇軒ノ間隔毎ニ夜間地上標示燈ヲ有スル不時着陸場ヲ設置シ飛行機之ニ近ツキタルトキハ信號燈ヲ以テ其ノ所在ヲ知ラシム夜間航空路ニ沿ヘル不時着陸場ハ遠距離通信施設ヲ有シ夜間航空ノ保安ニ必要ナル機器ヲ備フ而シテ一九三二年度政府ハ夜間航空路照明及不時着陸場經營費トシテ二〇三、五〇〇馬克ヲ計上シタルカ現在右ノ如キ夜間航空路設備ヲ有スルハ左ノ七線ナリ

(一) 伯林——「ダンチヒ」——「ケーニヒスベルヒ」

(二) 伯林——「ライプチヒ」——「ニムンベルヒ」——「ミューンヘン」

(三)伯林——「ハンノーヴァー」——西部國境——

〔「阿姆斯特ダム」
〔「ブラッセル」〕

(四)「ケルン」——「フランクフルト、アム、マイン」

(五)「ハンノーヴァー」——「フェーマルン」〔「コペンハーゲン」方向〕

(六)「フランフルト、アム、マイン」——

〔「スツットガルト」
〔「ミュンヘン」〕

(七)「ミュンヘン」——「ライヘンハル」

第四 北米合衆國

一 定期航空ニ關スル保護獎勵

(一) 商業航空法ニ基ク保護獎勵

一九二六年五月「ビンガム、パーカー」案米國上下兩院ヲ通過シ「一九二六年商業航空法」トシテ施行セララルニ至リ米國ノ民間航空政策ノ基礎ハ茲ニ始メテ確立セラレタルカノ感アリ即チ同法ニ依リ米國民間航空事業ハ商務省ノ主管事項トナリ商務大臣カ民間航空ノ保護、助長、取締等ニ付廣汎ナル權限ヲ有シテ事ニ當ルコトトナリ從來其ノ取締ハ素ヨリ其ノ助長保護等ニ關シ統一スル所ナカリシ米國民間航空事業ハ茲ニ始メテ政府ノ直接ノ支配下ニ置カレ同時ニ其ノ發達ノ基礎確保セララルニ至リタルモノト謂フコトヲ得ヘシ

一般ニ民間航空事業ノ保護獎勵等ニ關シ米國從來ノ航空政策ハ歐洲諸國政府ノ夫ニ比シ著シク自由主義的傾向ヲ有シタリ例之政府カ直接民間航空事業者ニ對シ其ノ定期航空ニ付補助金ヲ交付スルカ如キ事例ハ米國民間航空界ニ於テ之ヲ發見スルコトヲ得ス蓋シ建國以來ノ傳統的精神タル獨立自由ノ思想ハ其ノ豐富ナル富力、特殊ノ政治的及經濟的組織、地理的諸條件等ト相俟テ直接ノ補助ヲ好マス却テ間接ノ補助即チ飛行場ノ設置、航空標識ノ建設、氣象通報及通信連絡ノ完備等ニ付政府ノ助力ヲ仰クヲ悅フノ風ヲ馴致シタルモノナルヘシ

從テ一九二六年商業航空法モ右ニ記述シタル間接的補助ヲ以テ民間航空事業保護策ノ根本方針トシ其ノ主義ノ下ニ諸種ノ保護の規定ヲ設ケ居レリ然ルニ民間航空ノ發達ハ定期航空線路網ノ充實ニ極ルモノト謂フコトヲ得ヘク而シテ民間航空ノ保護獎勵ハ定期航空ニ重點ヲ置クヘキコト明白ナルカ故ニ一九二六年商業航空法モ亦此ノ點ニ着眼シテ諸種ノ保護規定ヲ設ケタリ即チ一九二六年商業航空法ニ依レハ左ノ規定有リテ一般民間航空ト共ニ定期航空ニ間接ノ保護ヲ與ヘ居レリ

(1) 商務大臣ハ商業航空發達ノ可能性ニ關スル研究、氣象事務ニ關スル勸告、事故原因ノ調査、記錄及公表、外國政

府トノ航空情報ノ交換並飛行場建設獎勵ニ依リ民間航空ヲ獎勵スルノ一般の權限ヲ賦與セラレ
 (2) 議會ノ承認ヲ經タル豫算ノ範圍内ニ於テノ燈火及信號設備ノ建設、運用及維持、航空路地圖ノ刊行、中央政府ノ
 管理スル飛行場其ノ他ノ航空設備ハ當該設備管轄官廳長官ノ命令ニ基キ之ヲ一般ニ公開ス
 (3) 商務大臣ハ如何ナル航空路ト雖之カ獨占の使用權ヲ許與スルコトヲ得ス
 (4) 外國人所有ノ航空機ハ國內商業航空ヲ爲スコトヲ得ス
 (5) 氣象局ハ議會ノ承認ヲ經タル豫算ノ範圍内ニ於テ航空線路ノ航空ノ爲必要ナル氣象報告ヲ爲スコトヲ要ス
 商務省航空局ノ航空路開設狀況ヲ一瞥セムニ一九三三年末ニ於ケル航空路ノ全長ハ一九、九九二哩ニシテ内夜間照明
 航空路ハ(一)紐育―市俄古―桑港 (二)紐育―カンザス、シタイ―「羅府 (三)紐育―「アトランタ」「サン、ディエゴ」ノ三
 大陸橫斷線ヲ始トシテ一八、六五五哩ニ達ス而シテ商務省ニ依リ建設、維持セラレ居ル航空路施設ノ主ナルモノ左ノ如
 シ

- (イ) 飛行場 六五〇
 - (ロ) 中間及不時著陸場 七四四
 - (ハ) 夜間照明燈 一、五一〇
 - 閃光燈 二八六
 - (ニ) 航空無線電信局 六八
 - (ホ) 「ラディオ、ビーコン」 九四
 - (ヘ) 「マイカー、ビーコン」 七七
 - (ト) 氣象通報ノ蒐集及傳送ノ爲ノ全國的印字電信機組織網 一三、〇〇〇哩
- 右施設ノ效果ハ航空機ノ性能ノ改善及操縦士ノ技倆ノ向上ト相俟テ左ニ示スカ如キ安全率ノ増大トナリテ現レタリ

期	間	事	故	數	一事故當リ飛行哩數
一九三一年	一月―六月			六一	三三〇、九九〇
	七月―十二月			六五	四一八、三八六
一九三二年	一月―六月			六七	三六八、一八五
	七月―十二月			四八	五四七、一七八
一九三三年	一月―六月			四八	五三八、七九四

同時ニ大陸橫斷所要時間モ一九三二年ノ二十四時間四十二分ヨリ一九三三年十九時三十分、一九三四年十八時三十分
 ニ短縮セラレ又政府ノ設備ノ改善ニ伴ヒテ米國定期航空輸送事業ハ左表ノ如ク年ト共ニ發達ヲ遂クルニ至レリ

年	次	飛行距離	輸送旅客數	輸送貨物量	輸送郵便物量
一九二九年		二〇、三四二、八九一	一六五、三六三	一九七、五三八	七、七三〇、二一五
一九三〇年		三八、八三三、九六七	三九五、九一〇	三六六、七九八	八、五三三、六七五
一九三一年		四三、三九五、四七八	四七五、七五三	八八五、一六四	九、三五一、一九五
一九三二年		四八、三四三、三八	五〇四、五七五	一、三四四、三八	七、六五八、三三三
一九三三年		五〇、八〇〇、七〇五	五四六、三三五	一、八八四、五四五	七、六四四、六四六

(二) 航空郵便法ニ基ク保護獎勵

(イ) 國內航空郵便

定期航空ノ保護獎勵ニ關シテニ注目スヘキハ一九二五年二月二日ノ「ケリー」法(航空郵便法)ノ制定ナリトス即チ本法ニ基キ

「郵政長官ハ一切ノ個人、商社又ハ法人トノ間ニ航空郵便ヨリ生スル收入ノ五分ノ四ヲ超エサル歩合ヲ以テ其ノ指定スル地點間ニ於ケル航空郵便物ノ航空機ニ依ル遞送契約ヲ締結シ及第一種郵便物ヨリ生スル收入ノ五分ノ四ヲ超エサル歩合ヲ以テ航空郵便以外ノ第一種郵便物ノ航空機ニ依ル遞送契約ヲ締結スルノ權限ヲ有スル」

コトトナリ又航空郵便料金ハ「一オンス」又ハ其ノ端數毎ニ十仙ヲ下ルコトヲ得ス」トノ規定ニ基キ一、〇〇〇哩以下ノ各契約線路ニ於テ十仙及政府直營ノ大陸橫斷線路ニ於テ五仙ト定メラレタリ斯クテ一九二五年七月十五日最初ノ競争入札公告行ハレ爾來六線ニ就キ契約ノ締結ヲ見タリ一九二六年二月十五日ヲ以テ開始セラレタル「フォード、モーター」會社ノ「デトロイト」「クリーヴランド」及「デトロイト」「市俄古ノ兩線ハ實ニ民間企業トシテ米國最初ノ國內航空郵便線ニシテ引續キ爾餘ノ會社モ航空郵便業務ヲ開始スルニ至レリ

然レトモ前記法律ノ規定ニ依ル報償金ノ決定ハ勿論航空郵便料金率ノ算定モ極メテ煩瑣ナリシヲ以テ右規定ハ一九二六年六月三日附法律ヲ以テ左ノ如ク改正セラレタリ

「郵政長官ハ一切ノ個人、商社又ハ法人トノ間ニ其ノ定ムル歩合並規則及規定ノ下ニ於テ設備ヲ含ム一封度當リ一定歩合ヲ以テ其ノ指定スル地點間ニ於ケル航空郵便ノ航空機ニ依ル遞送契約ヲ締結シ及航空郵便以外ノ第一種郵便物ノ航空機ニ依ル遞送契約ヲ締結スルノ權限ヲ有ス但シ右歩合ハ航空郵便一封度ニ付最初ノ一、〇〇〇哩ニ對シ三弗及一、〇〇〇哩以上ノ線路ニ於テ右距離ヲ超ユル一、〇〇〇哩又ハ其ノ端數毎ニ三〇〇仙ヲ超エ並航空郵便以外ノ第一種郵便物一封度ニ付最初ノ一、〇〇〇哩ニ對シ六〇仙及一、〇〇〇哩以上ノ線路ニ於テ右距離ヲ超ユル一、〇〇〇哩又ハ其

ノ端數毎ニ六仙ヲ超ユルコトヲ得ス」

而シテ既ニ締結セラレタル契約モ右規定ニ從ヒ更改セラレタリ

翌一九二七年九月一日以降從來ノ政府直營航空郵便線路ハ之ヲ全部民間ノ經營ニ移シタルカ當時民間會社線路既ニ十一線ニ増加シ居タリ而シテ同年二月一日航空郵便料金ハ半「オンス」ニ付一〇仙ト改正セラレタルカ更ニ一九二八年五月十七日附法律ニ依リ「一オンス」又ハ其ノ端數毎ニ五仙ニ引下ケラルト同時ニ同法ニハ「航空路免狀」ニ關スル規定設ケラレタリ右免狀ハ二年以上満足ニ航空郵便線路ヲ經營シタル契約者ニ之ヲ發給スルモノニシテ其ノ受有者ハ郵便業務ノ要求ニ應ジ且航空郵便ヲ飛行技術ノ發達ニ順應セシムルコトヲ條件トシテ定期的ニ郵政長官トノ交渉ニ依リ定メラルヘキ歩合ヲ以テ不定期間ニ互リ航空郵便ヲ遞送スルコトヲ得ルコトトナレリ

「ケリー」法ハ一九三〇年四月二十七日ヲ以テ第三回ノ重大改正ヲ蒙リタルカ是即チ「マクナリー、ワトレス」法ニシテ米國航空郵便史上ノ一轉換點ニ當レルモノナリ本法ニ於テハ報償金算定ノ基礎ヲ重量容積ニ置キ報酬支拂ノ公平ヲ期シタリ即チ左ノ如シ

「郵政長官ハ最低有責入札者トノ間ニ指定スヘキ地點間ニ於テ容積一立方呎ヲ航空郵便九封度ニ等シキモノト算定シテ一定重量容積ニ對シ每哩一、二五弗ヲ超エサル一定歩合ヲ以テ航空機ニ依ル航空郵便遞送契約ヲ締結スルノ權限ヲ有ス但シ指定地點間ニ於ケル輸送航空郵便ニシテ每飛行二五立方呎(二五封度)ヲ超エサル場合ニ在リテハ郵政長官ハ二五〇哩ヲ下ラサル距離並入札公告前六ヶ月ヲ下ラサル期間ニ互リ定期毎日運航ヲ經營シタル最低有責入札者トノ間ニ重量容積二五立方呎(三五封度)ニ付每哩四〇仙ヲ超エサル歩合ヲ以テ遞送契約ヲ締結スルコトヲ得」

又前記「航空路免狀」ニ關スル規定モ左ノ如ク改正セラレタリ

「郵政長官ハ一切ノ航空郵便契約ノ解約ニ際シ其ノ公益上ノ必要ヲ認メタルトキハ二ケ年ヲ下ラサル期間ニ互リ航空郵便線路ヲ完全ニ經營シ來リタル一切ノ請負人又ハ其ノ下請負人ニ對シ該契約ニ基キ事業開始セラレタル日ヨリ

以後十ヶ年ヲ超エサル期間ニ亙ル航空路免狀ヲ舊契約ノ代リニ發給スルコトヲ得右免狀ノ受有者ハ郵政長官カ郵便業務ノ必要上並郵便遞送業務ヲ飛行技術及旅客輸送ノ發展ニ順應セシムル爲定ムヘキ一切ノ規定及命令ヲ遵守スル限リ免狀又ハ其ノ修正免狀ニ指定セル航空線路上ニ於テ郵政長官カ隨時但シ少クトモ年一回定ムヘキ歩合ヲ以テ航空郵便ヲ遞送スルノ權利ヲ有ス但シ右歩合ハ每哩一、二五弗ヲ超ユルコトヲ得ス

左ニ一九三三年ノ國內航空郵便線路一覽表ト併セテ最近五ヶ年間ノ統計ヲ示サムモ航空郵便封度數カ一九三二年以來遞減セルハ一九三二年七月一日ニ航空郵便料金カ從來ノ五仙ヨリ八仙ニ引上ケラレタルニ依ル

(一)一九三三年國內航空郵便線路一覽表

請負者、線路及番號	距離	飛行距離	輸送郵便物量	報償金總額
(一)アメリカン、エアウェイズ會社				
(1)ボストン—ニューヨーク	三〇一	二七〇、八八一	八九、三五〇	一〇六、二八八
(2)市 俄 古—メンフィス	五四八	五六一、四二三	六一、二九九	三三、〇六四
(20)紐 育—フォート、ウォース	一九二	二、六八八、四四六	三九四、六五	一、七三、七五八
(21)フォート、ウォース—ガルヴズトン	三〇〇	三三九、九八三	二九、三三九	一〇、五九四
(22)ダラ—スーブラウンズヴィル	五五二	三九、〇七三	八五、四三六	一七、九〇三
(23)アトランタ—ニュー—オルレアンス	四三九	三〇七、五八八	六四、〇三	一四、四六九
(24)市 俄 古—シンシナティ	三七一	三九〇、六三八	六六、四三	一三、三六〇
(27)バファロー—市 俄 古	七三六	一、三〇、三四七	一三、五二四	五、三六二

(29) ニュー—オルレアンス—ヒューストン	三三七	三三四、四九七	三三、八五三	一〇、九五〇
(30) 市 俄 古—アトランタ	八〇三	一、〇六六、七五七	一六、一〇八	四、五、三六四
(33) アトランタ—ロー	二四八	二、九二、四九三	三四、六八四	一、三八、一三五
計	八、五七三	一〇、三七、五二五	一、四六、二七五	四、五五、〇三八
(二) イースタン、エア、トランスポート會社				
(19) 紐 育—マイアミ	二、二一八	三、五八〇、八四八	七九、五二六	一、五八、五五七
(三) コーラー、アヴィエーション會社				
(9) ミルウォーキー—デトロイト	二五七	二、六九、一八七	一四、三五〇	九、三五九
(四) ナショナル、パークス、エアウェイズ會社				
(26) フォート—ソールト、レイク	五七	七三、八四三	五、四九一	二、八九、五五五
(五) ノースウエスト、エアウェイズ會社				
(9) 市 俄 古—ピリシグス	一、三六三	一、六三三、六〇三	二八、六〇三	七、三八、三三三
(六) ベンシルヴァニア、エア、ラインズ會社				
(11) 華 府—タリ—ヴァラド	三三二	八〇三、七五七	一九、一四九	三、二〇、一〇六

年次	飛行距離	實施率	輸送郵便物量	報償金總額	報一哩當り
一九二九年	一三、〇五、六四〇	九三%	七〇、九六、九三〇	一三、八六、九〇六	一〇、五
一九三〇年	一六、六三、七四	九三	八、〇〇、五二〇	一四、六五、一三三	〇、八七
一九三一年	二八、〇五、五三三	九三	九、〇〇、五〇九	一九、八八、八六八	〇、七〇
一九三二年	三三、七三、九三三	九四	七、七三、三三〇	一九、三六、四八二	〇、五七
一九三三年	三七、九〇、四六九	九四	七、三三、一八〇	一六、四六、八三六	〇、四三
計	計	計	計	計	計
(33) アルプケルケール、パソ	二二三		一〇七、八九二	七、九三三	四、七六〇〇〇
計	一、五〇九		一、八〇、六三三	三、〇六、七三三	七、一、三九、三九〇
合	計	二五、四七〇	三七、九三、四六九	七、三六、二一八	一六、四六、八三六

(二) 國內航空郵便年次統計表

一九三四年二月九日ニ於テ「ファミリー」郵政長官ハ突如トシテ航空郵便契約ノ廢棄ヲ聲明シ次イテ「ルーズヴェルト」大統領ハ非常對策トシテ陸軍航空隊ニ航空郵便ノ遞送ヲ命シタリ右ハ「ブラック」氏ヲ長トスル上院ノ大洋航送及航空郵便調査委員會ニ依リテ舊契約締結ニ際シテノ不正事實摘發セラレタルニ因ル然レトモ陸軍航空隊ハ航空郵便飛行實施以來事故ノ續發ノ爲途ニ其ノ任ニ在ラサルコト明トナリタルヲ以テ郵政長官ハ速ニ新航空郵便遞送契約ヲ締結スルコトニ決シ三月三十日第一回(二十一線)、四月七日第二回(四線)及五月三日第三回(十線)ニ就キ入札募集公告ヲナセリ

(7) トランスコンティネンタル、アムド、ウエスタン、エア會社	育一桑	三九六〇	六、一八、〇三七	一、二四、四六六	三、七四、三九三
(8) ユナイテッド、エア、ライトンズ會社	古一ダ	一、〇三二	一、七二、七四三	三、六三、〇三二	七、一八、六六八
(9) ソールト、レイク、ポートランド	市一サ	八七五	一、三三、六五四	三、三九、三三八	五、五五、三〇七
(10) シル、テイ、イー、ク、ディー、エ、ゴ	市一サ	一、三四三	一、八四、九一八	三、六九、四〇一	八、二八、二五六
(11) 紐	育一市	七三四	二、五三、二四三	一、〇六、二七七	八、九七、六三三
(12) 沙	古一桑	二、三五五	四、八七、九〇六	一、一九、五三五	三、一九、〇九七
(13) 市	古一桑	一、六五	一〇七、〇二二	二〇、八六二	五、二八、四二五
(14) オ	マ	六、二九三	一、三三、四七四	三、七四、八七四	五、三三、五九四
(15) 計	計	五〇九	五、四七、八六四	一〇七、五九八	三、六九、〇五八
(16) (9) ユナイテッド、ステート、エアウエイズ會社		五六〇	三、九四、三三二	一八、三三六	一、三三、八三三
(17) (30) カンザス、シティー、ヂ、ン、ヴァー		七七八	一、〇四、八七七	一九、一五〇	五、二七、一八〇
(18) (10) ウエスタン、エア、エクスプレス會社		五〇九	五、四七、八六四	一〇七、五九八	三、六九、〇五八
(19) (4) ソールト、レイク、イー、ク、ディー、エ、ゴ		七七八	一、〇四、八七七	一九、一五〇	五、二七、一八〇
(20) (12) シャイ、エン、アル、ケル、ケ		五〇九	五、四七、八六四	一〇七、五九八	三、六九、〇五八

此等ハ夫々四月二十日、二十七日及五月二十五日ニ開札セラレタルカ郵政長官ハ其ノ内容ヲ審査シ六月初旬迄ニ左ノ二十四線ニ就キ新契約ヲ締結スルニ至レリ

線	路	距離	一哩當リ 報償金	契約者
ボストン	ニューアーキ	三〇一	三三・一	
フォート、ウォースロー	府	一、三八	三九五	
ニューアーキ市	俄古	七九四	三九五	
ニューアーキ	フォート、ウォース	一、四六〇	一三〇	アメリカン、エアラインズ會社
クリーヴランド	ナッシュビル	四七〇	一四七・八	
ボストン	クリーヴランド	六二二	二四五	
華府市	俄古	六七九	二九〇	
華府	デトロイト	四五七	三三八	セントラル、エアラインズ會社
チャールストン	フォート、ウォース	一、〇八七	二四八	デルタ、アヴィエーション會社
市	俄古	九八八	一九〇	
ニューアーキ	ニュー、オルレアンス	一、三〇五	一九〇	イースタン、エア、ラインズ會社
ニューアーキ	マイア	一、二九五	二九〇	

ソールト、レイク	サン、ディエゴ	七六	二四〇	ジェネラル、エア、ラインズ會社
ボストン	バーリントン	四二〇	二九五	ナショナル、エアウェイズ會社
アマリ	ローブラウンスヴィル	一、二三五	一九三・四	ロング、アンド、ハーマン會社
市	俄古	九〇三	一七五	パシフィック、シーボールドエアラインズ會社
デトロイト	ミルウォーキー	二六五	三六九	ペンシルヴァニア、エア、ラインズ會社
ニューアーキ	羅	二六〇九	二四〇	トランスコンティネンタル、アンド、ウエスタン、エア會社
ニューアーキ	オークラホマ	二七三〇	三六〇	
沙市	サンディエゴ	一、三三五	三九五	ユナイテッド、エア、ラインズ會社
ソールト、レイク	市	一、〇三九	三九五	
ブウェブ	ローエル、パソ	三三七	二四〇	ヴァーニー、スピード、ラインズ會社
シャイエ	ンブ	三〇二	三三〇	ワイオミング、エア、サーヴィシズ會社
ピリング	グ	四〇五	二八・五	



而シテ「ブラック、マクケラー」法案ハ一九三四年六月十二日ヲ以テ大統領ノ署名ヲ見茲ニ新航空郵便契約ニ對應スル新航空郵便法生レタリ

本法ニ依リ航空郵便料金ハ七月一日以降「オンス」又ハ其ノ端數毎ニ六仙ニ引下ケラレ競争入札ニ依リ締結セラルヘキ契約ニ於ケル遞送報償金額ハ

一、郵便物三〇〇封度迄一哩當リ三三^三/₁₀仙以下トシ

二、三〇〇封度ヲ超ユル一〇〇封度又ハ其ノ端數毎ニ基本金額ノ十分ノ一ヲ加ヘ

三、總額一哩當リ四〇仙ヲ超ユルコトヲ得ス

ト定メラレ又郵政長官ハ新ニ設置セラレタル州際商業委員會ノ毎年一回再審査ノ結果算定スヘキ公正ニシテ合理的金額ニ右報償金ヲ改定スルノ權限ヲ附與セラレタリ

(ロ) 國外航空郵便

米國ノ國外航空郵便線路ノ中北方加奈陀ニ至ル線路ヲ現在經營セル二會社トノ間ニハ左ノ如キ契約アリ

(イ)「カナディアン、コロンビア、エアウエイズ」會社

線 路 紐育—「オルバニー」—「モントリオール」(三三四哩)

契約期間 一九二八年十月一日ヨリ十ヶ年

(ロ)「シャトル、ヴィクトリア、エア、メール」會社

線 路 沙市—「ヴィクトリア」(七四哩)

契約期間 一九三三年七月一日ヨリ四ヶ年

他方中南米ニ至ル航空郵便線路ハ一九二九年三月二日附法律ニ基キ汎米航空路會社トノ間ニ締結セラレタル一九三九年期限ノ契約ニ依リ形成セラレタルモノナリ會社ハ右契約ニ基キ毎年約六、八〇〇、〇〇〇弗ヲ支給セラレ居レリ其ノ

經營線路左ノ如シ

- (一)「マイアミ」—「クリストバル」(中米經由) 二、二二八・五哩
- (二)「マイアミ」—「バランキラ」—「クリストバル」 一、八一〇哩
- (三)「バランキラ」—「ボート、オブ、スペイン」 一、〇二一哩
- (四)「マイアミ」—「ボート、オブ、スペイン」—「バラマリボ」 二、五五八・五哩
- (五)「マイアミ」—「ナッソー」 一八八哩
- (六)「ブラウンスヴィル」—「メキシコ、シティー」—「サン、サルバドル」 一、三三六・五哩
- (七)「クリストバル」—「リマ」—「モンテヴィデオ」 四、四五一・五哩
- (八)「バラマリボ」—「ナタール」—「プエノス、アイレス」 四、八四〇・五哩
- (九)「バンゴ」—「ハリファックス」(「ニューファウンドランド」) 二二八哩

又一九三四年七月一日從來ノ「ジョンソン」會社ニ代リ「トロピカル、エアウエイズ」會社トノ間ニ「ニュー、オルレアン」—「パイロット、タウン」線(七五哩)ニ於テ一飛行ニ付四十八弗ヲ支給スヘキ六ヶ月期限ノ契約締結セラレタリ

國外航空郵便統計

一九二九年	六七五、〇八四
一九三〇年	五〇八、四七四
一九三一年	三四六、一一六
一九三二年	二八七、一六三
一九三三年	二七七、二九三

二 航空工業ニ關スル保護獎勵

一九一四年歐洲大戰勃發當時米國ニハ數箇ノ小規模ノ製作工場アリテ試驗的ニ航空機ヲ製作シタルニ過キサリシカ戰爭ノ進展ト共ニ聯合國側ヨリノ註文殺到シ休戦ノ頃ニハ二三〇〇〇〇〇弗ノ資本金ト一七五〇〇〇〇人ノ職工ヲ擁スル二十四ノ製作會社ノ出現ヲ見其ノ製作能力ハ一年約二一〇〇〇機ニ達シタリ然レトモ戰爭終熄ト共ニ諸外國ヨリノ註文ハ全ク跡ヲ絶チ米國航空工業ノ能力ハ戰時ノ十分ノ一ニ減少シ又米國政府ヨリハ競争入札ニ依リ僅少ノ註文ヲ受ケタルニ過キスシテ米國航空工業ハ殆ト滅亡ニ瀕シタリ

於茲陸軍「ランスタ」委員會ハ一九二三年十月十一日ノ報告書ニ於テ米國空軍ノ劣勢ヲ指摘シ平時ニ於テ相當數ノ人員及機材ヲ保有スルノ必要性ヲ強調シ併セテ約十ヶ年ニ亘ル購入計畫ヲ提案シ又國民航空諮問委員會モ一九二四年ノ報告書ニ於テ政府ハ健全ナル財政的基礎ニ立チ戰時ニ政府ノ緊急ノ需要ニ應ジ得ル様全國ニ散在スル一定數ノ製作會社ヲ存立セシムル爲大イニ其ノ註文數ヲ増加スヘキコト及競争入札ニ依ラスシテ公正ナル交渉價格ヲ以テ購入スルノ方法ヲ案出スヘキコトヲ勸告セリ

次イテ一九二五年二月二十七日陸、海軍次官ハ「政府ハ航空機ノ設計及製作ヲ獎勵シ之ニ關シ民間會社ト競争スルコトナカルヘシ」ト聲明セリ一方數ヶ月ニ亘リ徹底的調査ヲ進メ來レル「ランバート」委員會ハ一九二三年十二月十四日ノ報告書ニ於テ米國航空工業ノ衰微ノ原因ハ政府側ヨリノ註文繼續的ナラサルノミナラス政府直營工場ヨリ直接ノ競争ヲ受ケ及設計上ノ保護ヲ欠キ競争入札ノ方法ノ破壊的ナルコトニ存ストナシ此ノ原因ヲ排除スヘキコトヲ勸告セリ他方一九二五年九月「クローリッチ」大統領ノ任命シタル「モロー」委員會モ同年十一月三十日ノ報告書ニ於テ殆ト同一趣旨ノ意見ヲ具申シタリ而シテ右ニ委員會ノ報告書ニ基キ議會ニ提出セラレタル法案ハ一九二六年七月二日附ノ「航空隊ニ關スル法律」トナリテ公布セラレ本法ニ基キ陸海軍次官ハ試驗ノ目的ノ爲必要ト認ムル設計、航空機及其ノ部分品ヲ購入シ且

之カ試驗ノ結果陸海軍ニ於テ最優秀ナリト認メタルトキハ註文ヲ發スルノ權限ヲ附與セラレタリ

米國政府ハ斯クシテ定期航空ニ對スルト同様航空工業ニ對シテモ亦補助金ヲ交付スルカ如キ直接ノ保護獎勵策ヲ採ルコトナケレトモ唯陸海軍ノ航空隊ヨリ國內ノ民間航空機製作業者ニ對シテ莫大ナル額ノ航空機及發動機ノ製作ヲ註文シ來レリ例之一九三二年ニ於テハ陸軍側ハ飛行機三〇七機、發動機三二七基、海軍側ハ飛行機一五九機、發動機二九〇基ノ註文ヲ發シタリ如斯クニシテ陸海軍ハ米國民間航空機製作業者ニトリテハ民間航空會社ニモ劣ラサル重要ナル得意先ニシテ此ノ事實ハ政府カ米國航空工業界ヲ間接ニ保護シ居ルモノト看做スコトヲ得ヘシ蓋シ大量生産ハ生産費ノ減少ヲ來サシムルノミナラス製作業ノ經營自體ヲ確保スルモノナレハナリ

試ミニ最近五ヶ年間ニ於ケル米國民間航空機製作業者ノ製作高ヲ具體的數字ニ就イテ見レハ左ノ如シ

年次	飛行機		民機		軍機		發動機	
	機數	金額	機數	金額	機數	金額	基數	金額
一九二九年	六七七	一〇八三、五〇四	五三三七	三三六、四七六	一八六一	八、六〇〇、三〇〇	五五七七	一七八、五三〇、〇〇〇
一九三〇年	七四七	一〇七三、七一〇	一九三七	一〇七、六〇四	一八四一	一〇、八三三、三三三	一九七	六三、五、四九三
一九三一年	八二二	一、三九七、〇三八	一、五八三	六、六五、七七八	一、八〇〇	一〇、四一七、七一八	一九七六	四、四八、一三三
一九三二年	五九三	一、〇三六、九三六	五四九	二、三三七、八九九	一、〇八五	六、三七〇、六七八	八二三	二、八九、九三七
一九三三年	四六六	九、七四、六四三	五九二	六、一八〇、九〇〇	八六〇	四、九六、六一八	一一一〇	四、七三、四四一

米國航空機材ノ優秀性ハ海外ニ於テモ亦絶大ノ名聲ヲ博シ世界各國ニ其ノ販路ヲ開拓シ居レリ 今左ニ最近五ヶ年間ノ航空機材輸出統計表ヲ掲ケム

年 別	飛行機		發動機		部品		總額
	機數	金額	機數	金額	品數	金額	
一九二九年	三三	五五七四八〇	三二	一三五六七	二二五三〇八	九一〇三三五	
一九三〇年	三三	四八一九六九	三七	一六三三〇七六	二二五二六五二	八八六三九五	
一九三一年	一八〇	一八二二八三	三八	一四七四八五	一五二一八八	四八〇九、四〇	
一九三二年	二八〇	四三、五六七	二五、六	一五、七六三	一七、六四三	七、六三〇七〇	
一九三三年	四七	五、四三、九一	二、八九五	一、四三、二八二	二、五〇、九六九	九、三、七、八三	

三 航空科學研究團體

(一) 國民航空諮問委員會 (National Advisory Committee for Aeronautics) (NACA)

設置目的

航空ニ關スル諸問題ノ科學的研研ヲ指導監督シ之カ實際的解決及試驗的ニ檢討スキヘ諸問題ノ決定、其ノ研究及之カ實際上ノ應用ヲ目的トス

組織

大統領ノ任命スル委員十五名ヨリ成ル其ノ内譯左ノ如シ

陸軍省 二名、海軍省 二名、「スミソニアン・インスティテューション」、氣象局、規畫局ヨリ各一名及其ノ他ノ航空ニ關スル専門家八名

設備

「ラングレイ、フィールド」ニ完備セル航空實驗所ヲ有シ直接航空ニ關スル科學的研究及實驗ヲ爲シ其ノ結果ヲ年報又ハ隨時刊行物ヲ以テ公表ス

(二) 航空協調委員會

設置目的

各省ニ分屬セル航空官憲間ニ於テ共同政策ニ關スル問題ヲ協議スルヲ以テ目的トス

組織

陸軍省航空次官、海軍省航空次官及商務省航空次官ヲ以テ組織ス

(三) 民間航空共同調查委員會

設置目的

航空界ノ經濟的状況ヲ全世界ニ亘リテ總括的ニ研究シ併セテ米國ニ於ケル商業航空ノ全國的發達ノ爲ニ缺クヘカラサル方策ヲ建議ス

組織

商務省及亞米利加工學評議會トノ共同委員會ニシテ委員長ハ商務次官、副委員長ハ亞米利加工學評議會々長ニシテ其ノ他ノ委員ハ官吏、大學教授等ヨリ成ル

(四) 航空線路設定合同調查委員會

設置目的

國內航空線路ノ開設ニ關スル研究ヲナス

組織

六名ノ委員即チ商務省ヨリ三名、郵政廳ヨリ三名選任セラレ

四 民間航空豫算

年次	内	譯	金	額	計
一九二五—二六	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	二,八一〇,〇〇〇	五,三四〇,〇〇〇	三,三四四,〇〇〇
一九二六—二七	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	二,六五〇,〇〇〇	五,二三〇,〇〇〇	三,一六三,〇〇〇
一九二七—二八	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	三,七九一,五〇〇	四,一五〇,〇〇〇	八,四五四,五〇〇
一九二八—二九	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	四,三六一,八五〇	五,二三〇,〇〇〇	一,一九一,八五〇
一九二九—三〇	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	六,四三〇,〇〇〇	六,四〇〇,〇〇〇	一,二〇八,八〇〇

一九三〇—三一	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	九,一〇七,四三〇	二,六〇〇,〇〇〇	三,二一八,四三〇
一九三一—三二	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	一〇,三六一,三〇〇	一,三三三,〇〇〇	三,八四三,三七〇
一九三二—三三	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	一,〇五九,〇〇〇	八,五五三,五〇〇	四,五九三,五〇〇
一九三三—三四	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	二,四六〇,〇〇〇	九,一〇〇,〇〇〇	二,九三五,七八〇
一九三四—三五	N 航 A 空 C 郵	N 航 A 空 C 郵	七,六六〇,七八〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,四九三,一三三

備考 一九三〇—三一年ノ「航空郵便」中六、六〇〇、〇〇〇弗及其ノ後毎年七、〇〇〇、〇〇〇弗ハ國外航空郵便ノ分ナリ

附錄

佛蘭西航空會社補助法規

第一章 總則	第一條 宗旨	第二條 組織	第三條 經費	第四條 附屬機關
第二章 航空會社	第五條 航空會社之種類	第六條 航空會社之設立	第七條 航空會社之組織	第八條 航空會社之業務
第三章 補助法規	第九條 補助之種類	第十條 補助之對象	第十一條 補助之申請	第十二條 補助之決定
第四章 附則	第十三條 施行細則	第十四條 附則	第十五條 附則	第十六條 附則

目次

一 商業航空法	一頁
二 共通指令書	一二
三 契約書	一七
四 補助航空輸送會社取締役	四五
五 航空會社ノ會計書類作成ニ關スル省令	四九

目次

第一章 商業航空法	一
第一篇 一般商業航空運送	一
第一條 旅客、貨物又ハ郵便物ノ定期航空輸送業務ハ直接國ニ依リ又ハ補助セラレサル企業若ハ補助セラルル會社ヲ介シテ實施セラルヘシ	一
第二條 郵便、電信、電話管掌大臣ハ郵便物ノ運送ニ付定期航空業務ヲ行フ非補助企業ト五箇年ヲ超エサル期間ノ契約ヲ締結スルノ權限ヲ有ス此ノ場合右郵政廳及航空運送業者ノ相互ノ義務ハ民間航空管掌大臣ノ署名アル一般行政規則ニ依リテ定メラルヘシ	一
第三條 民間航空管掌大臣ハ一九三二年度ヨリ公益ノ性質ヲ有スル業務ヲ實施スル航空運送企業ヲ補助スルコトヲ得	一
第四條 毎年豫算法ハ民間航空管掌大臣及一會社間ニ締結セラレタル各契約中ニ定ムル補助金ノ支拂並會社資本ノ構成ニ於ケル國ノ參加額ノ支出ニ要スル經費ヲ定ム	一
第三條ニ定ムル契約履行ノ爲民間航空管掌大臣カ一九三二年ニ於テ支拂契約ヲ爲スコトヲ得ル年度補助金ノ最高額ハ二億法ヲ超ユルコトヲ得ス	一

一 商業航空法

佛蘭西共和國大統領ハ兩院ノ協贊ヲ經テ左ノ法律ヲ公布ス

第一篇 一般商業航空運送

第一條 旅客、貨物又ハ郵便物ノ定期航空輸送業務ハ直接國ニ依リ又ハ補助セラレサル企業若ハ補助セラルル會社ヲ介シテ實施セラルヘシ

補助會社トハ本法ノ適用ニ依リ民間航空ヲ管掌スル省ヨリ補助金ヲ受クル會社ノミヲ謂フ

第二篇 非補助航空企業

第二條 郵便、電信、電話管掌大臣ハ郵便物ノ運送ニ付定期航空業務ヲ行フ非補助企業ト五箇年ヲ超エサル期間ノ契約ヲ締結スルノ權限ヲ有ス此ノ場合右郵政廳及航空運送業者ノ相互ノ義務ハ民間航空管掌大臣ノ署名アル一般行政規則ニ依リテ定メラルヘシ

第三篇 補助航空會社

第一章 總則

第三條 民間航空管掌大臣ハ一九三二年度ヨリ公益ノ性質ヲ有スル業務ヲ實施スル航空運送企業ヲ補助スルコトヲ得

被補助業務ニ關スル郵政廳及航空運送業者ノ相互ノ義務ハ指令書ニ依リテ定メラルヘシ

第四條 毎年豫算法ハ民間航空管掌大臣及一會社間ニ締結セラレタル各契約中ニ定ムル補助金ノ支拂並會社資本ノ構成ニ

於ケル國ノ參加額ノ支出ニ要スル經費ヲ定ム

第三條ニ定ムル契約履行ノ爲民間航空管掌大臣カ一九三二年ニ於テ支拂契約ヲ爲スコトヲ得ル年度補助金ノ最高額ハ二億法ヲ超ユルコトヲ得ス

契約

第五條 本法ニ基キテ締結セラルル契約及一切ノ企業ニ適用セラルル共通指令書ハ民間航空管掌大臣及大藏大臣ノ副署アル大統領令ニ依リテ承認セラルヘシ
右契約ハ多數ノ航空線路ニ付適用セラルルコトヲ得ルモノトス但シ第十二條ニ掲クル請負契約ニ依ル補助金ハ各線路ニ付之ヲ定ム

契約書、指令書及附屬書類ハ登録セラルヘシ右登録税ハ二十二法五十參トス

契約期間

第六條 契約ノ最大期間ハ之ヲ十五箇年トス
契約ハ其ノ期間滿了前五箇年以内ニ契約更新證書署名ノ日ヨリ十五箇年ヲ超エサル期間ニ付更新セラルルコトヲ得更新ノ請求ハ官報ニ公告セラルヘク公告後六箇月ヲ經ルニ非サレハ認可セラルルコトナシ

競争入札

第七條 契約ハ公告及競争入札ノ後締結セラルヘシ
入札者ヨリ提出セラレタル入札書ハ決定權ヲ有スル競争入札審査會ノ審査ニ付セラルヘシ
右入札審査會ハ民間航空管掌大臣又ハ其ノ代理者ヲ會長トシ航空輸送最高審議會々長及他ノ三委員即チ大藏大臣ヨリ任命セラルル者一名、民間航空管掌大臣ヨリ任命セラルル者二名ヲ以テ組織セラル
但シ右規定ノ除外例トシテ通常ノ經營ニ係ル航空線路ニ關スル契約ノ期間滿了ニ際シテハ民間航空管掌大臣ハ當該線路ニ關スル既存契約ノ當事者タル企業者ニ優先權ヲ賦與スルコトヲ得
通常ノ經營トハ線路カ契約ノ締結ニ先チ六箇月間ニ兩終點間ニ於テ十五日ニ付少クトモ一往復ノ航空ヲ實施セラレタル場合ヲ謂フ

第一項ニ掲クル入札ノ手續キハ通常ノ經營ニ係ル線路ニ連絡シ直接其ノ支線及其ノ附屬線トナル新線路ニ關シテモ遵守セラルヘキモノトス尤モ前記ト同様ナル條件ニ於テ通常ノ經營ニ係ル當該線路上ニ於テ營業ヲ行フ企業ニ優先權ヲ賦與ス

補助線路ノ管理

第八條 國ヨリ補助金ノ支給ヲ受クル航空線路ノ經營ハ之ヲ自然人又ハ人的會社ニ委託スルコトナク專ラ佛蘭西ノ法律制度ニ依リテ設立セラレタル匿名會社ニ之ヲ委託ス

取締役會々長、代表取締役、取締役支配人及總支配人ハ佛國人タルヘク其ノ私權及公權ヲ證明スヘク且民間航空管掌大臣ニ依リテ承認セラルルコトヲ要スヘシ

少クトモ取締役ノ三分ノ二ハ佛蘭西人タルヘク且私權及公權ヲ證明スルコトヲ要スヘシ
公權剽奪ノ宣告ヲ受ケタル者又ハ窃盜、背任、詐欺又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ハ取締役タルコトヲ得ス

取締役會ノ決議ノ效力ハ定款ニ於テ定メラルヘシ但シ右會議ニ參加シタル會員數ハ會員總數ノ過半数ニ達セサルヘカラス

一切ノ株式ハ記名式トス株式ノ移轉ニ付テハ民間航空管掌大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス移轉拒否ノ場合ニハ右大臣ハ滿十五日以内ニ其ノ決定ヲ通告スヘク右讓渡申請ノ取下キトキハ議會ノ承認ヲ得テ右通告後一箇月以内ニ國ノ爲ニ當該株式ヲ取得スルコトヲ得

定款及其ノ一切ノ變更ハ民間航空管掌大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

國ノ代表

第九條 國ハ取締役會及之アル場合ニハ支配人會ニ資本株及株式總數ニ關シ國力最初ニ保留セル享有株ノ割合ニ比例スル數ノ代表者ヲ出席セシム

將來増資ノ場合ニハ國ハ少クトモ契約發生ノ時ニ於テ有シタルト同一割合ノ代表者數ヲ取締役會及支配人會ニ於テ保有スルモノトス

検査役ハ各控訴院又ハ「セイヌ」縣各裁判所ニ於テ認可セル計理士中ヨリ選任セラルヘシ
國ヲ代表スル取締役ノ任命條件ハ大統領令ニ依リ之ヲ定ム

國ヲ代表スル取締役ノ權限

第十條 國、殖民地、保護領又ハ佛蘭西委任統治地域ヲ代表スル取締役ハ個人的ニ當該會社ノ株式ノ所有者タルコトヲ得ス

右取締役ハ會社ノ技術的、營業的及財政的見地ニ於ケル前年度ノ成績ニ關シ民間航空管掌大臣ニ對スル報告ヲ作成スル爲毎年一回會合スルコトヲ要ス

大臣ハ議會ニ對シ當該年度終了後ノ年度中ニ於テ企業ノ一般狀態ヲ摘要セル報告ヲ爲スヘキモノトス

取締役會カ契約又ハ指令書ニ違反スル決議ヲ爲シ若ハ佛蘭西國、殖民地、保護領又ハ佛蘭西委任統治地域ノ利益ニ反スル決議ヲ爲シタルトキハ國ヲ代表スル取締役ハ之レニ反對スル旨ヲ議事録ニ留メシメ右決議ノ實施ヲ阻止シ且遲滯ナク民間航空管掌大臣ニ其ノ旨報告スルコトヲ要ス

右ノ場合ニアリテハ該決議ハ大臣ノ意見ヲ請ケ再議ヲ爲スニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス又再議ヲ爲ササル場合ニハ最初ノ決議ヨリ十五日ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス但シ此ノ場合ニ於テハ第二十三條ニ依リ大臣ニ屬スル權利ヲ留保スルモノトス

第二章 財政規定

資本、國ノ參加

第十一條 國ハ契約前又ハ契約時ニ於テ補助企業者ニ許與セル各種利益ヲ表示スルモノトシテ總株式ノ二割五分ニ當ル通

常ノ價格ヲ有セサル享有株ヲ受クルモノトス

會社ノ株式ノ所有者ハ其ノ株式ノ如何ヲ問ハス凡テ同一ノ投票權ヲ有ス

國ノ出資又ハ國ノ留保スル特別ナル利益ハ一八六七年七月二十四日附法律第四條ニ定ムル審査ヲ受ケサルモノトス

會社資本ノ増額ノ場合國ノ所有スル享有株數ハ國カ常ニ株式總數ノ二割五分ヲ保有スル如ク増加スルモノトス

新株ノ申込人ハ民間航空管掌大臣ヨリ承認セラルルコトヲ要ス

國ハ法律ノ授權ニ基キテ資本株又ハ増資株ノ引受ヲ爲スコトヲ得

國ハ其ノ代表トシテ民間航空管掌大臣ニ依リ任命セラレタル一又ハ多數ノ委員ヲ株主總會ニ出席セシムルモノトス

此ノ委員ハ會社ノ個人的株主タルノ資格ヲ有セサルモノトス

國ノ財政的保護

第十二條 國ノ支給スル補助金ハ請負契約ノ性質ヲ有シ各線路別ニ決定交付セラルヘシ

五箇年以上ノ契約ニ於テハ其ノ率ハ本法ノ條件ニ基ク修正契約ニ依リテ五年毎ニ修正セラルルコトヲ得

五箇年又ハ五箇年未滿ノ契約ニ於テハ其ノ率ハ第二年度目ヲ經過シタル時前項同様ノ條件ニ依リテ修正セラルルコトヲ得

請負契約ノ修正ハ期間滿了ニ先チ少クトモ六箇月前當事者ノ一方ヨリ之ヲ要求スルコトヲ要ス

當事者間ニ於テ意見一致セサルトキハ三名ノ委員ヨリ成ル一委員會ノ仲裁ニ附ス而シテ右委員ノ一名ハ民間航空管掌大臣、一名ハ關係會社又他ノ一名ハ參事院行政裁判部長ニヨリ任命セラルルモノトス

兩當事者ハ委員會ノ決定ノ通告ヲ受ケタル後配達證明付書留郵便ヲ以テ契約ヲ解除スル權利ヲ有ス而シテ右ノ解除ハ三

箇月ヲ經過スルニ非サレハ其ノ效力ヲ發生セス

補助金ノ支拂

第十三條 通常ノ經營ニ係ル線路ニ關スル請負契約補助金ハ其ノ月ニ實施セル航空ノ割合ニ應シテ毎月支給セラルルモノ

トス

社 債

第十四條 本法ノ適用ヲ受クル補助會社ノ手形及社債ノ發行ニ依ル借入行爲ハ凡テ民間航空管掌大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

會社ハ會社資本金ノ三倍以上ノ額ノ社債及手形ヲ發行スルコトヲ得ス

貸借對照表及會計書類

第十五條 補助會社ノ貸借對照表、損益計算書及營業計算書ハ民間航空管掌大臣及大藏大臣ノ命令ニ依リテ定メラルル書式ニ據ルヘシ

監 査

第十六條 民間航空管掌省ニ於ケル監査委員會ノ構成及任務ハ大統領令ヲ以テ之ヲ定ム而シテ補助會社ニ於テ國ヲ代表スル取締役ハ之ニ參加スルコトヲ得ス

右委員會ハ毎年技術的、營業的及財政的見地ニ於ケル補助會社ノ狀態ニ關スル報告書ヲ作成スルモノトス而シテ委員會ハ何時タリトモ會計帳簿及其ノ他一切ノ書類ヲ檢査スルノ權利ヲ有ス

第三章 行政規定

附帶業務

第十七條 一切ノ補助會社ハ補助セラルル企業ノ範圍外ニ亙リ佛蘭西、殖民地、保護領又ハ委任統治地域ニ於テ航空ニ關スル一切ノ企業又ハ取引ニ直接又ハ間接ニ從事スルコトヲ得ス

補助會社ハ専ラ委任業務ヲ良好ニ實施シ且民間航空管掌大臣ノ認可ヲ得タル場合ニ限り其ノ業務ノ發展ニ關係アル企業又ハ取引ニ直接又ハ間接ニ從事スルコトヲ得

社員トノ取引

第十八條 民間航空管掌大臣ハ補助企業ニ依リテ使用セラルル機材カ機體ノ五割及發動機ノ五割ヲ限度トシテ直接又ハ間接ニ何等當該會社ト關係ヲ有セサル特ニ株主ニ非サル製作者ヨリ購入セラルヘキコトヲ要求スルコトアルヘシ
右ノ割合ハ機材ノ購入價格ニ付之ヲ定ム

安全委員

第十九條 各補助會社ノ飛行勤務員及機關勤務員ハ夫々一名ノ安全委員ヲ指命スルモノトス
右委員ハ民間航空管掌大臣ノ副署アル大統領令ノ定ムル條件ニ基キ二箇年間選任セラルルモノトス委員ハ其ノ任務ノ達成ニ關シ一切ノ便宜ヲ有スヘク又其ノ檢査ノ實施ニ關シテハ何等ノ懲戒ヲ受クルコトナシ

委員ノ意見ハ之ヲ民間航空管掌大臣及會社ノ支配人ニ通達シ右支配人ハ意見ヲ附シテ之ヲ最近開催セラルル取締役會ニ傳達ス而シテ取締役會ノ決定ハ之ヲ委員ニ通告ス

委員ハ取締役會ニ於テ其ノ意見ヲ述フルコトヲ要求スルコトヲ得ヘク取締役會ハ其ノ傍聽ヲ拒否スルコトヲ得ス
一切ノ委員ハ其ノ職務執行上ノ怠慢、過失又ハ濫用ノ爲若ハ有罪ノ決定ニ依リテ大臣ノ命令ニ依リ職務ヲ停止セラレ又ハ免職セシメラルコトアルヘシ

人事規程

第二十條 補助會社ハ其ノ人事ニ關スル規程ヲ民間航空管掌大臣ニ提出スルコトヲ要ス右規程及其ノ變更ハ民間航空管掌大臣ノ認可ヲ得ルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

機材及動産設備並不動産設備ノ先取權

第二十一條 民間航空管掌大臣ハ契約ノ通常ノ滿期又ハ期限前ノ失效ニ際シ其ノ機材及動産設備並不動産設備ヲ當該會社ニ保有セシムヘキヤ、全部又ハ一部ヲ鑑定人ノ評價ニテ又ハ購入價格ヨリ指令書ニ定ムル償却ヲ爲シタル價格ヲ限度ト

シテ之ヲ會社ヨリ買收スヘキヤ又ハ前記ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ此ノ線路ノ新經營者ヲシテ買收セシムヘキヤヲ撰擇スルコトヲ得

飛行機材及其ノ附屬品ノ價格決定ニ付キテハ鑑定人ノ評價ノ權能ハ制限セララルコトナシ

保證金

第二十二條 一切ノ補助會社ハ契約認可ノ日ヨリ二十日以内ニ少クトモ年度補助金ノ四十分ノ一ニ等シク右契約ニ於テ定メタル保證金ヲ國庫ニ納付スヘシ

會社ハ民間航空管掌大臣ニ依リ沒收セラレタル保證金ヲ次月中ニ契約ニ定ムル金額ニ補填スルコトヲ要ス
此ノ保證金ハ指令書ニ特ニ定ムル場合又ハ國トノ一切ノ決算ノ場合ニ於テ企業ニ對シテ行使スヘキ請求權ヲ保證スルモノトス

罰則

第二十三條 本法、契約書及共通指令書ニ掲グル規定ニ違反シタルトキハ左ノ制裁ヲ加フルコトアルヘシ

一 警告

二 指令書ニ定ムル罰金

三 契約ノ解除

四 保證金ト同額ノ賠償金ヲ徵收シテ契約ノ解除

第一號及第二號ノ制裁ハ専ラ民間航空管掌大臣ニ於テ之ヲ科シ第三號及第四號ノ制裁ハ參事院ノ承認ヲ得タル大統領令ヲ以テ之ヲ科ス

失權

第二十四條 契約ニ定ムル實施率カ引續キ二期(一期ハ六箇月)ニ亘リ一定ノ割合ニ達セサルトキ又ハ事業者カ契約ニ定ム

ル期間以上ニ亘リ不可抗力ニ依ルニ非スシテ其ノ業務ヲ中止スルトキハ民間航空管掌大臣ハ第二十三條ニ定ムル條件ニ依リ賠償金ヲ請求シテ又ハ請求スルコトナクシテ契約ヲ解除スルコトアルヘシ
原因ノ如何ヲ問ハス商事裁判所カ管財人ヲ任命シタルトキハ大臣ハ參事院ノ承認ヲ得タル大統領令ニ依ルコトナク其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

破産ノ場合、裁判上ノ清算ノ場合、協議上ノ清算ノ場合又ハ一切ノ會社解散ノ場合ニ於テハ契約ハ當然解除セララルヘキモノトス民間航空管掌大臣ハ當該公共的航空業務經營ノ繼續ノ爲必要ナル一切ノ手段ヲ採リ之カ爲本法第二十一條又ハ第二十三條ニ依リ賦與セラレタル權利ヲ行使スルコトヲ得

特別ナル契約解除

第二十五條 國ハ國際的組織ヲ以テ航空線路ヲ經營セシムルコトヲ適當ト認ムルトキハ特別法ニ於テ定ムル條件ニ基キテ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

無資格

第二十六條 航空會社ヨリ何等カノ形式ニ依リ報酬ヲ受ケタル一切ノ者ハ其ノ會社ヲ去リテヨリ五箇年ヲ經ルニ非サレハ其ノ會社ノ國ヲ代表スル監査役又ハ取締役會員タルコトヲ得ス

本條ノ規定ハ溯及效ヲ有セス

一九一九年十月六日附法律第十條ニ依リテ修正セラレタル刑法第七十五條ノ規定ハ之ヲ事業ノ検査ニ參加シタル一切ノ官吏及會社ノ取締役會ニ出席スル國ノ代表ニ適用ス

第五章 雜則

公 告

第二十七條 一切ノ補助會社ハ其ノ定款設立趣意書、法定印刷物及證券上ニ會社カ本法ノ適用ヲ受クル旨明記スルコトヲ

要ス

前項ノ規定ニ違反スルトキハ第二十三條ノ規定ヲ適用ス

本法ノ適用區域

第二十八條 本法ハ「アルジェリア」、佛蘭西殖民地、保護領又ハ委任統治地域ニアリテハ直接佛蘭西本國ト右ノ地域トヲ連絡スル航空線路ノ經營ニ關シ之ヲ適用ス

經過規定

第二十九條 經過的ニ本法ハ現ニ定期航空線路ヲ經營スル補助會社ニ本法ノ施行後六箇月以内ニ於テノミ適用セラルヘシ但シ一九二〇年七月三十一日附豫算法第八條ニ基キテ締結セラレタル長期契約ノ當事者タル會社ニ關シテハ現行契約ノ期間滿了ニ於テノミ適用セラルヘシ

尤モ右長期契約ノ受益者タル會社ハ其ノ申請ニ依リ本法ノ利益ヲ容認セラルコトアルヘシ
上院及下院ノ協贊ヲ經タル本法ハ之ヲ國法トシテ施行ス
一九三二年十二月十一日巴里ニ於テ之ヲ作成ス

佛蘭西大統領

「アルベール、ルブラン」

内閣總理大臣、外務大臣

「エドゥアール、エリオ」

航空大臣

「ポール、パンルヴ」

内務大臣

「カミーユ、ショータン」

大藏大臣

「ジェルマン、マルタン」

豫算大臣

「モーリス、バルマード」

商工大臣

「ジュリアン、デュラン」

殖民大臣

「アルベール、サロー」

二 一九三二年十二月十一日法律ニ依リテ締結セラレタル契約ノ當事者タル航空運送企業ニ
適用スル共通指令書

第一章 總 則

第一條 本企業ハ一九三二年十二月十一日附佛蘭西商業航空法ノ適用ヲ受クルモノトス

依テ本共通指令書中ニ引用セラレタルトセラレサルトニ關セス右法律ノ一切ノ規定竝右法律施行ニ關スル各種ノ大統領
令及省令ハ左ノ第二條ニ定ムル契約ノ的確ナル實施ニ付之ヲ適用ス

第二章 確保セラルヘキ業務

第二條 契約ハ各企業別ニ經營線路及實施スヘキ定期業務ヲ定ムルモノトス

本企業ハ右定期業務ノ外且何等變更セラルルコトナク任意ニ其ノ經營線路上ニ於テ追加航空ヲ實施スルコトヲ得

第三章 國ノ財政的援助

第三條 國ノ與フル財政的援助ハ契約ニ於テ線路別ニ其ノ金額ヲ定ムル請負契約的補助金ノ形式ニ據ル

右補助金ハ當該契約及本指令書ニ定ムル諸條件ニ基キ一區間ニ付完全ニ「實施」セラレタル一切ノ定期航空ニ對シ支給セ
ラルモノトス

認可セラレタル時間表ニ定ムル所要時間ノ二倍ノ時間ヲ超過セサル航空ノミヲ「實施セラレタル航空」ト看做ス

補助金ハ又同一條件ニ基キ有償積荷(旅客、貨物又ハ郵便物)ノ運送又ハ區間ノ交通ニ依リテ證據立テラレタル追加又ハ
補充航空ニ對シ之ヲ支給ス但シ此ノ場合ニハ民間航空管掌大臣ノ裁定ニ依ルモノトス尤モ此ノ補助金ハ其ノ定期航空ニ
對シ一定ノ補助金ヲ支拂ヒタル後當該線路ニ對シ計上セラレタル年度豫算額ノ殘額内ニ於テノミ右ノ航空ニ付支給セラ
ルモノトス

補助金支拂命令ハ實施セラレタル航空及運送ヲ證據立ツル書類カ民間航空管掌大臣ニ提出セラレタル後毎月發セラルル
モノトス而シテ此ノ書類ハ官廳ノ定ムル書式ニ據リテ作成セラルヘキモノトス

第四章 國ノ參加

第四條 國ニ歸屬スル享有株

企業ハ契約及本指令書ニ依リテ與ヘラレタル各種利益及補助金ノ代償トシテ又必要アラハ其レ以前ニ賦與セラレタル各
種利益ノ代償トシテ總株式數ノ二割五分ニ當ル通常ノ價格ヲ有セサル享有株ヲ國ニ交付スルコトヲ契約ス

會社資本ノ増額ノ場合ニハ企業ハ國カ常ニ株式總數ノ二割五分ヲ保有スル如ク國ニ歸屬スル享有株數ヲ追加スルコトヲ
要ス

第五條 國ノ株式參加權

國ハ法律ノ授權ニ基キテ企業ノ資本株又ハ増資株ノ引受ヲ爲スコトヲ得

第六條 國ノ株式ノ交付

資本株タルト享有株タルトヲ問ハス國ニ屬スル株式ハ企業ニ於テ之ヲ其ノ會社所在地ニ於ケル收入官吏ノ手ニ交付スヘ
キモノトス

第七條 株主會ニ於ケル國ノ代表

國ハ民間航空管掌大臣ノ任命スル一名又ハ一名以上ノ代表ヲ會社ノ株主總會ニ出席セシムルモノトス右代表ハ個人的ニ
當該會社ノ株主タルコトヲ得ス

第八條 取締役會ニ於ケル國ノ代表

國ハ取締役會及之アル場合ニハ支配人會ニ資本株及資本株總數ニ對シ國カ最初ニ保留セル享有株ノ割合ニ比例スル數ノ
代表者ヲ出席セシム

將來増資ノ場合ニハ國ハ契約發生時ニ於テ有シタルト少クトモ同一割合ノ代表者數ヲ取締役會及支配人會ニ於テ保有スルモノトス

國、殖民地、保護領又ハ佛蘭西委任統治地域ヲ代表スル取締役ハ個人的ニ當該會社ノ株式ノ所有者タルコトヲ得ス

第九條 國ヲ代表スル取締役ノ權限

取締役會カ契約又ハ本指令書ニ定ムル規定ニ違反スル決議ヲ爲シ若ハ佛蘭西國、殖民地、保護領又ハ佛蘭西委任統治地域ノ利益ニ反スル決議ヲ爲シタルトキハ國ヲ代表スル取締役ハ之レニ反スル旨ヲ議事録ニ留メシメタル後右決議ノ實施ヲ阻止シ且遲滯ナク民間航空管掌大臣ニ其ノ旨報告スルコトノ權利ヲ有ス

右ノ場合ニアリテハ該決議ハ大臣ノ意見ヲ請ケ再議ヲ爲スニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス又再議ヲ爲ササル場合ニハ最初ノ決議ヨリ十五日ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス但シ此ノ場合ニ於テハ一九三二年十二月十一日附法律第二十三條ニ依リ大臣ニ屬スル權利ヲ留保スルモノトス

國ヲ代表スル取締役ハ其ノ職務又ハ委任事務施行ニ必要ト認ムル一切ノ證書又ハ書類ヲ當該會社ヨリ提示ヲ受クル權利ヲ有ス

第五章 會社ノ業務執行

第十條 經營

取締役會長、代表取締役、取締役支配人及總支配人ハ佛蘭西國タルヘク其ノ私權及公權ヲ證明スヘク且民間航空管掌大臣ニ依リテ承認セラルルコトヲ要ス

少クトモ取締役ノ三分ノ二ハ佛蘭西國タルヘク其ノ私權及公權ヲ證明スヘク且民間航空管掌大臣ニ依リテ承認セラルルコトヲ要ス

公權剝奪ノ宣告ヲ受ケタル者又ハ竊盜、背任、詐欺又ハ破産若ハ其ノ他禁錮ノ刑ニ當ル輕罰ノ宣告ヲ受ケタル者ハ取締

役タルコトヲ得ス

取締役會ノ決議ノ效力ハ定款ニ於テ定メラルヘシ但シ右會議ニ參加シタル會員數ハ會員現在數ノ過半數ニ達セサルヘカラス

第十一條 株式、移轉、募集、投票權、定款

會社ノ株式ハ記名式タルヘシ新ニ募集セムトスル新株ニ付テモ亦同シ

一切ノ株式ノ移轉ハ民間航空管掌大臣ノ承認ヲ得テ初テ有效トナリ會社帳簿上ニ此ノ旨記入セラレ實證セラルルモノトス移轉拒否ノ場合ニハ大臣ハ滿十五日以内ニ其ノ決定ヲ通告スヘク讓渡申請ノ取下キトキハ議會ノ承認ヲ得テ右通告後一箇月以内ニ國ノ爲ニ當該株式ヲ取得スルコトヲ得

資本増加ノ場合ニ於テモ新株ノ募集及移轉ニ關シ亦前項ノ規則ヲ適用ス

一切ノ會社株式ハ其ノ性質ノ如何ヲ問ハス其ノ所有者ニ對シ同一投票權ヲ附與ス

會社ハ契約ヲ裁可セル大統領令ノ官報掲載後四箇月以内ニ一九三二年十二月十一日附法律、本指令書及右契約ヲ遵守シテ諸規程ヲ定ムヘク且之ヲ右期間中ニ民間航空管掌大臣ニ通告シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

將來右ノ諸規程ヲ變更セムトスル場合ハ株主總會ニ之ヲ提出スルニ先チ民間航空管掌大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十二條 會社ノ通常株主總會ノ開催

會社ノ通常株主總會ハ會社ノ營業年度末ヨリ六箇月以内ニ之ヲ開催スルコトヲ要ス

第十三條 社債

企業ハ民間航空管掌大臣、大藏大臣及豫算大臣ノ明示ノ許可ヲ得テ社債又ハ手形ヲ發行スルコトヲ得

右發行額ハ理由ノ如何ヲ問ハス會社資本金ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 人事、規定、安全委員

技術的乘員ハ民間航空管掌大臣ノ認ムル者ニシテ且現行規則ニ依リテ要求セラルル證明書、免狀及技術證明書ヲ有シ、ハシ右乘員ハ完全ナル熟練ノ域ニアルコトヲ要ス

特ニ操縦士ハ承認セラルル爲ニハ左ノ條件ニ適合スルコトヲ要ス

一 郵便物及貨物ノ運送ニ付テハ操縦士トシテ少クトモ百時間ノ飛行ヲ行ヒタルコトヲ證明スルコトヲ要ス

二 旅客運送ニ付テハ一等又ハ二等操縦士トシテ少クトモ三百時間ノ飛行ヲ行ヒタルコトヲ證明シ其ノ中少クトモ百時間ハ公衆運送用飛行機ノ操縦裝置ト同様ナル操縦裝置ヲ具フル飛行機ニ搭乘シテ且航空線路上ノ平均區間ト同等ナル區間ニ於テ飛行シタルコトヲ證明スルコトヲ要ス

操縦士ハ操縦士又ハ旅客トシテ區間ノ二往復ヲ行ヒタルニ非サレハ當該區間ニ於テ旅客ヲ運送スル飛行機ヲ操縦スルコトヲ得ス

操縦士トシテ同一操縦士ニ依リテ行ハルル飛行ノ時間ハ通常二十四時間ニ付八時間ヲ超過スルコトヲ得ス

企業ハ契約ヲ裁可シタル大統領令ノ官報掲載後六箇月以内ニ其ノ人事規程ヲ民間航空管掌大臣ニ提出スルコトヲ要ス右規程及之ニ加フルコトアルヘキ一切ノ變更ハ官憲ノ承認ヲ得テ效力ヲ生スルモノトス

企業ハ一九三二年十二月十一日附法律第十九條ニ基キ其ノ飛行勤務員及機關勤務員ニ付右第十九條及之ニ依リテ定メラル大統領令ニ依リテ其ノ職務ノ定メラル安全委員ヲ任命スルコトヲ要ス

第十五條 留保職員

企業者ハ現行法規ニ基キ右法規ニ定ムル條件ニ適合スル豫後備役軍人ヨリ本指令書附屬表ニ定ムル如ク一定數ノ職員ヲ留保スルコトヲ要ス企業者ハ之カ爲當該法律ノ適用ニ關スル立法要件ヲ遵守スヘシ

第十六條 飛行機材

飛行機(註一)ハ佛蘭西ニ於テ登録セラレ、有效ナル堪航證明書及諸規則ニ依リテ強制セラルル一切ノ機上備付書類ヲ有

スヘク且民間航空管掌大臣ノ明示ノ裁決ニ依リテ承認セラレタル型式タルコトヲ要ス

右ノ承認ヲ受クル爲ニハ飛行機ノ型式ハ左ノ諸條件ニ適合スルコトヲ要ス

一 佛蘭西製タルコト即チ機體及動力推進裝置ハ

(イ) 佛蘭西ノ研究所ニ依リテ設計セラレタルモノタルコト

(ロ) 佛蘭西ノ會社ニ依リテ佛蘭西、殖民地、保護國又ハ佛蘭西委任統治地域ニ於テ製作セラレタルモノタルコト

(ハ) 佛蘭西名又ハ佛蘭西ノ會社名ヲ有スルコト

(ニ) 外國ノ特許ニ依リテ製作セラルル特別ノ場合ニ於テハ佛蘭西ノ製作者ハ特許權喪失ノ際ニ於テ必要ニ應シ實施シ得ル技術的方法及十分ナル固有ナル經驗ニ關シ之カ製作ノ繼續性ヲ證明スルコトヲ要ス

二 夫々佛蘭西ノ規格ニ準據セル附屬器具、機上備付機具及一般ニ安全ニ關スル機上裝置ヲ具フルコトヲ要ス

三 當該飛行機ノ出現時ニ於テ佛蘭西技術官憲ノ作成セル諸書類中ニ定ムル佛蘭西堪航證明書發給要件ニ既ニ適合シタルモノタルコトヲ要ス

四 其ノ他民間航空管掌大臣カ開設スヘキ線路ノ經營ニ關シ特別要件ヲ附スル爲特殊ナル場合強制スルコトアルヘキ補足的技術條件ニ適合スルコトヲ要ス尙旅客運送用飛行機ニアリテハ當該型式ノ飛行機カ既ニ少クトモ百時間ノ飛行ヲ實施シ其ノ中少クトモ五十時間ハ當該線路上ニ於ケル又ハ航空ノ見地(氣象、山岳等)ニ於テ之ト同一ナル狀況ニアル他ノ線路上ニ於ケル完全ナル區間ニ付飛行ヲ實施シタルモノタルコトヲ要ス而シテ右五十時間ノ中少クトモ二十五時間ハ單獨ニ同一飛行機ニ依リテ實施セラレタルモノタルコトヲ要ス尙右二十五時間ノ飛行中ニ於テ右飛行機ハ重大ナル改造ヲ加ヘラレサルモノタルコトヲ要ス

五 飛行機ハ又公衆ニ對シ最大ナル安全ト快適トヲ供與スル爲一切ノ適當ナル裝置及設備ヲ具フルコトヲ要ス

飛行機ノ承認及旅客運送ノ許可ハ右飛行機ニ對シ其ノ試驗中必要ト認ムル改造ヲ加フルコトノ條件ノ下ニ企業者ニ對シ與ヘラルコトアルヘシ

大臣ハ經營條件ヲ改善スル爲特ニ安全、速力、快適又ハ運送收入ノ點ニ關シ飛行機ノ型式ノ承認ノ停止又ハ取消ヲ爲シ若ハ其ノ使用ヲ制限スルノ權利ヲ留保ス

大臣ハ右ノ決定ヲ爲スニ當リテハ航空輸送最高諮問會ノ技術的經營評議委員會ノ意見ヲ徵スルモノトス承認ノ取消ハ其ノ堪航證明書ヲ引上タルトキニ於テノミ直ニ其ノ效力ヲ發生スルモノナルヲ以テ右決定ニ於テハ既ニ承認ヲ得タル同一型式ノ飛行機ノ使用期間ヲ定ムルコトヲ要ス

大臣ハ例外トシテ未タ承認セラレサル新型式ノ飛行機ノ使用ヲ許可スルコトアルヘシ

大臣ハ又特例トシテ外國製飛行機ヲ承認スルコトアルヘシ但シ右飛行機ハ本條二、三、四及五ニ定ムル認可條件ニ適合スルコトヲ要ス

一九三二年十二月十一日附法律第十八條ノ規定ニ依リ大臣ハ飛行機材ノ總體カ機體ノ五割及發動機ノ五割ヲ限度トシテ直接又ハ間接ニ特ニ株主トシテ何等當該企業者ト關係ヲ有セサル製作者ヨリ之ヲ購入スヘキコトヲ要求スルコトヲ得右ノ割合ハ機材ノ購入價格ニ付之ヲ定ム

使用飛行機及發動機ハ個々ノ特別ナル場合ニ付民間航空大臣カ特ニ許可ヲ與ヘサル限り企業者ノ所有物タルヘシ

飛行機材(機體及發動機)ノ購入、賣却、讓渡又ハ賃貸借ニ關スル契約ニ關シテハ其ノ價格ノ如何ヲ問ハス民間航空管掌大臣ノ認可ヲ受クヘシ大臣ハ右契約ニ關シ通告ヲ受ケタル日ヨリ八日以内ニ之ヲ決定スヘク右期間内ニ回答ナキ場合ニハ企業者ハ任意ニ右契約ヲ締結スルコトヲ得

第十七條 企業者ハ經營期間中民間航空管掌大臣ノ通告スル一切ノ安全ニ關スル新ナル規定ヲ遵守スルコトヲ要ス但シ大臣ハ此ノ義務ノ履行ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトナシ

第十八條 企業者ハ營業ノ安全ヲ確保スル爲一切ノ處置ヲ講スヘキモノトス

企業者ハ特ニ使用航空機ノ救援ニ努ムルコトヲ要ス

企業者ハ契約裁可ニ關スル大統領令ノ官報公示ノ日ヨリ一箇月以内ニ民間航空管掌大臣ニ特ニ左ノ事項ニ關スル規定ヲ含ム洋上及砂漠地ニ於ケル救援規則ヲ提出スルコトヲ要ス

救援ニ赴ク船舶及航空機、其ノ作業方法又必要ニ應シ航空會社ト船舶會社、海難救助會社等トノ協定地上又ハ機上ノ無線局及之レカ民間航空管掌省無線通信設備トノ連絡方法

必要ノ際ニ於ケル航空機上ノ傳書鳩ノ使用及從ツテ地上ニ於ケル鳩舎設備

尙著水セル航空機ノ火箭信號、煙火信號等ノ如キ其ノ他一切ノ必要ト認ムル處置

第十九條 飛行機材ノ使用

契約ニ定ムル營業ニ使用スル飛行機ハ右契約ニ定ムル以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス之ヲ嚴密ニ右營業ニ關スル業務ニ留保スヘキモノトス但シ民間航空管掌大臣ヨリ前以テ許可アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 動産設備又ハ不動産設備ノ先取權

國カ一九三二年十二月十一日附法律第二十一條ニ依リ國又ハ他ノ航空會社ノ爲認メラレタル先取權ヲ行使スル場合右條文ニ定ムル最高價格ノ決定ニ關シ考慮セラルヘキ年償却率ハ不動産、設備及器具ニ關シ夫々左ノ如ク之ヲ定ム

小器具ニ付 三割五分

器具ニ付 一割五分

什器ニ付 一割五分

木造「ブラック」及移動格納庫ニ付 二割

固定取付器具ニ付 二割

住宅ニ付 二分
 固定格納庫ニ付 一割五分
 工場ニ付 一割
 地上又ハ水上ノ自動推進器機ニ付 三割
 此等ノ償却率ハ各會計年度末ノ餘剩價格ニ付之ヲ適用ス

第六章 業務ノ實施

第二十一條 時間表

契約ニ定ムル定期航空ノ時間表ハ民間航空管掌大臣ニ依リテ決定セラルヘシ
 之カ爲企業者ハ特別ナル事情ナキ限り時間表ノ實施ニ先チ少クトモ一箇月前ニ其ノ提案ヲ當該官憲ニ提出スヘシ

第二十二條 運賃

會社ハ自ラ其ノ航空線路ニ適用スル運賃ヲ定ムル權利ヲ有ス會社ハ特別ナル事情ナキ限り運賃ノ實施ニ先チ少クトモ一箇月前ニ之ヲ民間航空管掌大臣ニ通告スルコトヲ要ス右運賃ハ大臣カ其ノ通告受領後十日以内ニ其ノ實施ニ反對セサル限り確定セラレタルモノトス
 右運賃ハ其ノ營業地域ニ於テ公衆ニ對シ之ヲ揭示スヘシ
 旅客運賃ハ都市ヨリ都市迄ノ運送ニ付之ヲ適用シ飛行場及都市間ノ運送ヲ含ム右運賃ハ各旅客ニ對シ十五疋ノ手荷物ノ無料運送ノ權利ヲ賦與ス

第二十三條 運賃割引

- 甲 片道切符五割引
- (イ) 一切ノ線路ニ付

民間航空管掌省ニ屬スル文官及現役軍人並少クトモ不具度五割ノ戰役扶助料受給者

- (ロ) 佛蘭西ヲ其ノ在任國又ハ其ノ國籍國ニ結フ線路ノ部分ニ付佛蘭西外交團及領事團ノ職員、佛蘭西ヲ在任國トスル外國ノ外交團及領事館ノ職員、「コルシカ」島、「アルジェリー」各殖民地、保護領又ハ在外策戰地ニ於テ職務ヲ執ル武官及文官

乙 一切ノ線路ニ付片道又ハ往復切符ニ付一割引

陸海現役士官、幹線鐵道ヨリ交付セラレタル優待券ヲ所持スル豫備役士官、航空團體（佛蘭西飛行俱樂部、佛蘭西航空聯合會、航空俱樂部、佛蘭西航空協會、佛蘭西航空聯盟、佛蘭西航空輸送協會）ノ會員、豫備役航空士官、協會會員、民間操縦士聯合會々員

丙 民間航空管掌大臣ハ特別ナル決定ニ依リ航空ニ關スル展覽會、會議又ハ競技會ノ際又一割引ヲ爲スコトヲ得而シテ此ノ場合ハ右割引ノ享受者及其ノ線路ヲ定ムルモノトス

割引ハ凡テ其ノ有權者ヨリ身分證明ヲ爲シタル時ニ於テノミ行ハルモノトス
 本條ニ定ムル割引ノ享受者ハ當該飛行機ノ有スル座席ノ四分ノ一迄ヲ限度トシテ其ノ座席ヲ留保セシムルコトヲ得但シ其ノ出發時ニ當リテハ何等制限ナク任意ニ使用シ得ル殘留座席ヲ占有スルコトヲ得
 本條ノ規定ハ一九三八年一月一日以降民間航空管掌大臣ノ命令ニ依リテ變更セラルコトアルヘシ但シ右享受者ノ種類及割引率ヲ増加スルコトナシ

第二十四條 官憲ニ留保セラルル通行

企業者ハ毎月各區間ニ付民間航空管掌大臣ノ申出ニ應シ優先權ヲ以テ無料及半額ノ通行ヲ許容スルコトヲ約ス
 右通行數ハ一箇月ニ付左ノ如ク之ヲ定ム
 契約航空回數一週ニ付六往復以上ノ航空線路ニアリテハ其ノ各方向ニ付無料十座席又ハ半額二十座席

契約航空回数一週ニ付三往復以上ノ航空線路ニアリテハ其ノ各方向ニ付無料五座席又ハ半額十座席
契約航空回数毎週ニ往復未滿ノ航空線路ニアリテハ其ノ各方向ニ付無料二座席又ハ半額四座席
右切符ニハ左ノ制限ヲ加フ

十座席以下ノ飛行機ニアリテハ一航空ニ付二座席、十一乃至二十座席ノ飛行機ニアリテハ一航空ニ付三座席、二十座席
ヲ超過スル飛行機ニアリテハ一航空ニ付四座席

航空官廳ノ官吏以外ノ公務ヲ帶ヒタル者ニ本條ニ定ムル無料又ハ半額切符ヲ發行スルトキハ會社ハ發行費及雜費トシテ
割引切符ノ購入額ノ一割ヲ超過セサル金額ヲ徵收スルノ權利ヲ有ス

第二十五條 郵便物ノ運送

企業者ハ郵政廳ヨリ委託セラレタル郵便行囊及之アラハ小包郵便ノ運送ヲ行フコトヲ要ス

右運送ニハ航空運送ノ外出發又ハ到着ノ飛行場及郵便局間ノ運送ヲ包含スルモノトス但シ郵政廳ニ於テ適當ト認ムルト
キハ自ら飛行場、郵便局間ノ運送ヲ組織シ之ヲ實施スルコトヲ得尤モ企業者ハ何時タリトモ右運送ノ開始ヲ要求セラル
ルコトアルヘク郵政廳ニ於テ既ニ自ラ之ヲ實施シタルノ事實ヲ理由トシテ之ヲ拒否スルコトヲ得ス

前項ニ定ムル運送ノ義務ハ會社ノ行フ一切ノ通常ノ及追加ノ航空ニ郵政廳ノ要求ニ依リ之ヲ適用ス

郵政廳ニ依リ委託セラレタル以外ノ行囊又ハ通信書類ヲ飛行機上ニ搭載スルコトヲ得ス但シ企業者ノ業務用通信書類ハ
此ノ限ニ在ラス尤モ業務用通信書類ノ運送ニ付テハ郵便獨占企業ニ適用スル法規ニ定ムル條件ニ基クコトヲ要ス

會社ハ郵政廳カ關係者タル第三者ニ對スルト同様ナル義務ヲ郵政廳ニ對シ負フモノナルヲ以テ會社ハ自己ノ責任ヲ以テ
行囊ノ運送ヲ實施セサルヘカラス企業者ノ責任ハ郵便局員ノ手ヨリ行囊ヲ受取リタル時ニ始リ正規ニ右局員ニ之ヲ引渡
シタル時ニ終ル

郵便行囊及之アル場合郵便小包ノ運送ニ適用スル詳細ナル條件ハ郵政廳、會社間ノ特別契約ニ於テ之ヲ定ム而シテ右契

約ニ於テハ特ニ行囊ノ運送ニ對シ會社ニ支拂フ報酬額ヲ定ムルモノトス但シ右報酬額ハ郵政廳ノ徵收スル増料金額ヲ超
過スルコトナシ

郵政廳、企業者間ニ於テ右契約ヲ作成セムトスルトキハ右草案ニ關シ民間航空管掌大臣ノ意見ヲ徵スヘシ
有效積載量ノ使用ニ關スル優先順位ハ郵便行囊ヲ第一位トシテ次テ國ノ其ノ他ノ運送ニ及フ(但シ國ハ其ノ他ノ運送ニ
付滿三日前企業者ニ豫告シ置クコトヲ要ス)

第七章 監督

第二十六條 技術的監督

機體並發動機、一般ニ一切ノ附屬具、機上備付器具及裝備計器等ハ其ノ有無ニ關シ、其ノ維持狀態ノ良否ニ關シ何時タ
リトモ検査セラルヘシ即チ企業者ハ民間航空管掌大臣及海事協會ノ代表者ノ請求ニ依リ何時タリトモ之ヲ提示スルコト
ヲ要ス

機體ノ臨檢ニ關スル經費ハ一九二三年六月三十日附會計法第五十九條ノ施行ニ關スル大統領令ノ規定ニ基キ企業者ニ於
テ之ヲ負擔スヘキモノトス

民間航空管掌大臣ハ必要ト認ムルトキハ機材ノ良好ナル狀態ヲ検査スル爲特別試験ノ實施ヲ命スルコトアルヘシ右試験
ハ特ニ企業者ノ飛行機ノ飛行試験(例ヘハ操縦性ノ試験)タルコトヲ得右試験ノ検査ハ大臣又ハ海事協會ノ代表者ニ依リ
テ實施セラルモノトス試験及鑑定ニ關スル經費(人、物又ハ第三者ノ損害ニ對スル保險ヲ含ム)ハ企業者ノ負擔トス
企業者ハ官憲ノ定ムル期間内ニ其ノ使用機材ニ關シ官憲ノ請求スルコトアルヘキ報告ヲ提出スルコトヲ要ス

毀損ノ爲機體ノ使用不可能トナリタルトキハ遲滞ナク民間航空管掌大臣及海事協會ニ之ノ旨通告スルコトヲ要ス又此ノ
場合ニハ毀損ノ原因及狀況ヲ報告スルコトヲ要ス事故ニ因ル毀損ノ場合ニハ大臣及海事協會ノ代表者ノ審査及調査ヲ可
能ナラシムル爲特ニ遲滞ナク前項ノ規定ニ從フコトヲ要ス

特ニ機體ノ大破ノ場合ニハ地方官憲ヲシテ破壊狀況ニ關スル調査書ヲ作成セシムルコトヲ要ス

第二十七條 運航ノ監督

運航ノ監督ハ佛蘭西ニ於テハ民間航空管掌省ノ官吏ニ依リ又外國ニ於テハ之カ爲資格ヲ附與セラレタル者ニ依リテ實施セラルヘシ

外國ニ於ケル運航ノ監督ハ企業者ノ責任ニ於テ之ヲ實施スヘク民間航空管掌大臣ノ認可セル表ニ依リテ之ヲ決定ス

第二十八條 行政及財政的監督

企業者ハ民間航空管掌大臣ニ左ノ書類ヲ提出スルコトヲ要ス

貸借對照表、損益計算書、會計檢査官ノ報告、株主總會ノ議事録企業者ハ又取締役會ノ組織、右組織ニ加ヘラレタル一切ノ變更及各持株數ヲ記入セル株主名簿ヲ通知スルコトヲ要ス企業者ハ六箇月毎ニ社長ノ確認セル會社ノ社員及機材一覽表ノ謄本ニ通テ送付スルコトヲ要ス

民間航空管掌大臣ハ一九三二年十二月十一日附法律第十六條ニ定ムル監査委員會ノ外本社所在地ニ於テ又ハ各降著地ニ於テ永久的又ハ臨時的監督ノ職務ヲ執ル官吏ヲ派遣スルコトアルヘシ企業者ハ右ノ官吏カ其ノ職務ノ執行ニ必要アリト認ムル一切ノ情報、書類又ハ證書ヲ右官吏ニ提出スルコトヲ要ス右官吏ハ如何ナル場合ニアリテモ當該會社ノ營業自體ニ關シ干渉スルコトヲ得ス

第八章 罰則

第二十九條 天候又ハ海洋ノ狀況若ハ不可抗力ニ依ルニ非スシテ時間表ニ定ムル定期航空ヲ一區間ニ付實行セサルトキハ當該會計年度ノ第一回ノ違反ニ付二千法、第二回ノ違反ニ付五千法又第三回以降ノ違反ニ付一萬法ノ罰金ヲ科ス一區間ニ付其ノ三分ノ一以上ノ飛行ヲ行フニ非サレハ其ノ飛行ハ實行セラレタルモノト見做サルコトナシ

不可抗力ノ場合又ハ他ノ線路ノ郵便物ヲ繰越ス必要アル場合ヲ除キ各區間ニ於テ出發ニ際シ五分以上ヲ遅刻セルトキ(水上飛行機ニハ十五分トス)ハ十五分毎ニ百法ノ罰金ヲ科ス但シ當該區間ノ罰金ノ最高額ハ千法ヲ超過スルコトナシ企業者カ本指令書第十六條、第十七條及第十八條ニ定ムル條件ニ適合セサル飛行機ヲ以テ又ハ同指令書第十四條ニ定ムル條件ニ適合セサル技術乗員ニ依リテ飛行ヲ行ヒタルトキハ右飛行ニ關シ支給シタル補助金ト同額ノ罰金ヲ科ス但シ前記第十六條、第十七條及第十八條ニ定ムル機上備付器具又ハ裝置ノ不具合又ハ缺欠ニ因リ違反セル場合ハ其ノ罰金ハ一飛行ニ付五百法ヲ超過スルコトナシ

企業者カ認可セラレサル時間表又ハ官憲ノ反對セル賃金ヲ實施セル場合又ハ時間表又ハ賃金ヲ其ノ實施期日前ニ適用シタル場合ハ第一回ノ違反ニ付五千法、第二回以降ノ違反ニ付一萬法ノ罰金ヲ科ス

企業者カ本指令書第二十一條及第二十二條ニ定ムル通告期間ヲ考慮スルコトナク時間表ノ草案ヲ提出シ又ハ其ノ賃金ヲ通告スル場合ハ遲滯一日ニ付百法ノ罰金ヲ科ス

企業者ノ取締役會カ第九條第二項ニ定ムル條件ニ關シ大臣ノ意見ヲ輕視スル場合ハ會社ニ對シ一箇月ヲ最大期間トシテ大臣ノ定ムル期間中支給セラレタル補助金ト同額ノ罰金ヲ科ス

第三十條 情狀酌量ニ依リ本指令書ニ定ムル罰金ヲ一部又ハ全部免除スルコトアルヘシ免除ハ必ス特殊ナル事狀ニ基クコトヲ要シ且民間航空管掌大臣直接ノ且自ラノ決定ニ依リテノミ行ハルモノトス

第三十一條 企業者ハ本指令書ニ定ムル罰金ノ外一九三二年十二月十一日附法律第二十三條ニ定ムル罰則ヲ適用セラルヘク尙又右法律ニ基キテ施行セラルル各種大統領令ノ違反ノ場合ニ於テモ此ノ罰則ヲ適用セラルヘシ

第三十二條 補助金ハ一九三二年十二月十一日附法律ニ定ムル一切ノ契約ノ解除ノ場合ニアリテハ企業者ニ對シ契約解除ノ通告ヲ爲シタル日迄又右法律第二十五條ニ定ムル特別ナル契約解除ノ場合ニアリテハ同條ニ於テ定ムル特別ナル法律ニ定ムル期日迄本指令書及其ノ契約書ニ定ムル條件ニ基キテ實施セラレタル輸送ニ付之ヲ支給ス

第九章 航空輸送最高評議會經費ノ支拂

第三十三條 企業者ハ一九二九年五月十日附大統領令第十七條ニ定ムル特別條件ニ基キ一九二九年十二月三十日附、一九三〇年一月三十日附及一九三〇年十一月二十八日附ノ各大統領令ニ依リテ修正セラレタル一九二九年五月十日附大統領令ニ依リテ創設セラレタル航空輸送最高評議會並航空輸送技術及商議諮問委員會ノ經費ヲ負擔スルコトヲ約ス

指令書附屬表 (指令書第十五條)

一九二八年七月二十一日附法律ニ依リテ修正セラレタル一九二三年一月三十日附法律及一九二八年七月十八日附法律ノ利益ヲ受クル者ニ關スル留保職員

職務	留保職員トシテ資格アル負傷又ハ廢疾ノ種類	特別資格	留保割合	
			一九二三年一月三十日附法律 (一九二八年七月二十一日附法律ニ依リテ修正セラレタル)	一九二八年七月十八日附法律
下級職員 會計、運送、稅關、航會、關	頭、眼、耳、腹、腕(右腕完全ナルコトヲ要ス)手(右手完全ナルコトヲ要ス)、腿、脚(一脚故障アルモ他脚完全)、足(片方完全ニテ歩行ニ差支ナシ)	讀方、書方及計算可能	五〇%	二五%
監守	同	同	五〇%	二五%

三 契約書

一方

國ノ爲且國ノ名ニ於テ行爲ヲ爲ス航空大臣ト

他方

資本金七五、〇〇〇法ヲ有スル株式會社ニシテ其ノ本社ハ「巴里」リスボンヌ」街四十四番地ニ在リテ一九三三年五月三十日附取締役會決議ニ依リ本會社ノ爲且其ノ名ニ於テ行爲ヲ爲ス取締役會長タル「エルネスト、ルーム」氏ニ依リテ代表セラルル航空線路ヲ經營スル中央航空會社、本會社ハ本契約ニ於テハ之ヲ單ニ企業者ト稱ス
他方最後ニ左ノ四航空會社

資本金五〇、〇〇〇法ヲ有スル株式會社ニシテ其ノ本社ハ「巴里」マルブフ」街二番地ニ在リテ取締役會ニ依リテ賦與セラレタル權限ニ基キ本會社ノ爲且其ノ名ニ於テ行爲ヲ爲ス取締役「ルイ、アレーグル」氏ニ依リテ代表セラルル「エール、オリアン」會社

資本金二五、〇〇〇法ヲ有スル株式會社ニシテ其ノ本社ハ「巴里」オーベ」街九番地ニ在リテ取締役會ニ依リテ賦與セラレタル權限ニ基キ本會社ノ爲且其ノ名ニ於テ行爲ヲ爲ス取締役「ブレイグ」氏ニ依リテ代表セラルル「エール、ユニオン」會社

資本金八、二五〇、〇〇〇法ヲ有スル株式會社ニシテ其ノ本社ハ「巴里」ピラミット」街二十二番地ニ在リテ取締役會ニ依リテ賦與セラレタル權限ニ基キ本會社ノ爲且其ノ名ニ於テ行爲ヲ爲ス取締役「ポローメ」氏ニ依リテ代表セラルル國際航空會社

資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇法ヲ有スル株式會社ニシテ其ノ本社ハ「セイヌ」懸」ブローニ、ピランクール、シリー」街百六

十七番地ニ在リテ取締役會ニ依リテ賦與セラレタル權限ニ基テ本會社ノ爲且其ノ名ニ於テ行爲ヲ爲ス取締役「ディック、
フアルマン」氏ニ依リテ代表セラルル空中輸送會社
トノ間ニ於テ契約スルコト左ノ如シ

總 則

第一條 企業者ハ何等例外及制限無ク一九三二年十二月十一日附商業航空法及一九三三年四月二十五日附大統領令ニ依リ
テ裁可セラレタル共通指令書ニ定ムル一切ノ條件並本契約ニ定ムル特別條件ニ從フコトヲ約ス

業務ノ設定及回数

第二條 實施スヘキ定期航空業務及其ノ回数ハ之ヲ左ノ如ク定ム

一、一九三三年六月一日以降

- A線 「ツールーズ」||「バルセロナ」||「アlicant」||「タンジール」||「ラバ」||「カザブランカ」..... 毎日一往復
- Aノ二線 「マルセイユ」||「バルセロナ」(「バルセロナ」ニ於テA線ニ連絡ス)..... 毎日一往復
- B線 「カザブランカ」||「ダカール」||「ナタル」||「リオ、デ、ジャネイロ」||「モンテヴィデオ」
||「ブエノス、アイレス」||「サンチャゴ」..... 毎週一往復
- C線 「マルセイユ」||「アルジェ」..... 毎日一往復
- D線 巴里||「ブラーグ」||「維納」..... 日曜ヲ除キ毎日一往復
維納||「ブタベスト」||「ベルグラード」||「ブカレスト」
..... 二月一日ヨリ九月三十日迄日曜ヲ除キ毎日一往復、十月一日ヨリ二月二十八日迄毎週三往復
- E線 「ブラーグ」||「ブレスラウ」(必要ニ應シ著陸ス)||「ワルソー」..... 毎週三往復
- F線 「ブカレスト」||「スタンブール」..... 五月一日ヨリ八月三十一日迄毎週三往復

G線 「ベルグラード」||「ソフィア」..... 四月一日ヨリ九月三十日迄毎週三往復
(必要アレハ「スタンブール」迄延長ス)

Gノ二線 「ソフィア」||「サロニカ」..... 五月一日ヨリ八月三十一日迄毎週三往復
(本線ノ代リニ「ベルグラード」||「スコプリ」||「サロニカ」線ヲ開設スルコトアルヘシ)

H線 巴里||「バーゼル」..... 五月一日ヨリ十月三十一日迄毎週三往復

I線 巴里||「ブラッセル」||「アンヴェルス」(必要ニ應シ著陸ス)||「ロッテルダム」(必要ニ應シ著陸ス)||
「アムステルダム」..... 毎日一往復

J線 巴里||「ケルン」||「伯林」..... 毎週三往復

K線 巴里||「ザールブリュッケン」||「フランクフルト」||「ハルレ、ライプツヒ」||「伯林」..... 九月一日ヨリ三十日迄毎週三往復

L線 「ブラッセル」||「エッセン」||「ハンブルヒ」||「コペンハーゲン」||「マルメ」..... 五月一日ヨリ九月三十日迄毎週三往復

M線 「マルセイユ」||「ペイルート」||「バグダッド」||「西貢」..... 毎週一往復

二、一九三五年一月一日以降

N線 巴里||倫敦..... 十月一日ヨリ四月三十日迄毎日二往復(日曜ハ一往復)及五月一日ヨリ九月三十日迄毎日三往復(日曜ハ一往復)

O線 巴里||里昂||「マルセイユ」..... 毎日一往復

Oノ二線 里昂||「カンヌ」(里昂ニ於テO線ニ連絡ス)..... 毎日一往復

Oノ三線 里昂||「ジ、ネ、イ、ヴ」(里昂ニ於テO線ニ連絡ス)..... 毎日一往復

P線 「マルセイユ」―「アジャクシオ」―「チニス」……………毎日一往復
 前記航空線路ニ依リテ飛行セラルル外國カ其ノ版圖上ノ飛行許可ニ關シ業務ノ廢止ヲ伴フ變更ヲ加ヘ又ハ本條ニ定
 ムル如キ航空回數ニ關シ變更ヲ加フル場合ニ於テハ前記航空線路ニ關スル兩當事者ノ相互的義務ハ互ニ何等賠償ノ
 責ニ任スルコトナク當然消滅又ハ輕減セラルヘキモノトス
 他方前記ノ航空回數ハ特ニ外國企業者トノ經營ノ協定ヨリ生スル新ナル狀勢ヲ考慮シテ企業者ノ提案ニ依リテ變更
 セラルルコトアルヘシ右變更ハ航空省民間航空局長ヲ會長トシ航空大臣ノ任命セル委員二名及企業者ノ任命セル委
 員二名ヨリ成ル航空輸送委員會ニ依リ決定セラルヘシ
 右委員會ハ企業者ノ提案ノ提出セラレタル日ヨリ八日以内ニ其ノ意見ヲ決定スルモノトス右決定ニ對シテハ三日以
 内ニ航空大臣ニ抗告スルコトヲ得ヘク航空大臣ハ之カ最終ノ決定ヲ爲ス
 右委員會ノ決定ハ何等左ノ第四條ニ定ムル補助金最高額ノ増加ニ關シ效力ヲ有セサルモノトス

降著地及距離ノ決定

第三條 前記航空線路ノ降著地及其ノ降著地間ノ距離(補助金支給ノ基準トシテ使用スル距離)ハ左ノ如ク之ヲ定ム

A線

區間ノ距離

- 「ツールーズ」 三八〇(里)
- 「バルセロナ」 四八〇
- 「アリカント」 五〇五
- 「マラガ」 一六五
- 「タンジエール」 二二五

九〇

Aノ二線

- 「ラバ」 九〇
- 「カザブランカ」 九〇
- 「マルセイユ」 四九五(里)
- 「バルセロナ」 四九五(里)

補助金ハ二七五軒(「マルセイユ」―「ベルビニアン」間)ニ付テノミ之ヲ支給ス

B線

- 「カザブランカ」 四七〇(里)
- 「アガデール」 四九五
- 「カッブ、ジュビー」 六二〇
- 「ヴィラ、シスネロス」 三九〇
- 「ポート、エチエンヌ」 六五〇
- 「サン、ルイ」 二二五
- 「ダカール」 三、三三三
- 「ナタル」 二六〇
- 「レンフェ」 二〇五
- 「マセイオ」 四八五
- 「バヒア」 五六〇
- 「カラヴェラス」 三二五

「ヴィクトリア」	四五五
「リオ、デ、ジャネイロ」	三五〇
「サントス」	五二〇
「フロリアノポリス」	四〇五
「ポルト、アレグレ」	二二〇
「ペロタス」	五五五
「モンテヴィデオ」	三一〇
「ブエノス、アイレス」	九六〇
「メンドサ」	二四〇
「サンチャゴ」	
C 線	
「マルセイユ」	八〇三
「アルジエ」	
(「アルクディア」ニ降著スルコト任意ナリ)	
D 線	
巴里	
「ストラスブール」	四〇三
「ブライグ」	五三二
維納	二七九
	二二七

「ブタベスト」	三二八
「ベルグラード」	四七一
「ブカレスト」	五三〇
「ワルソー」	
E 線	
「ブカレスト」	五一六
「スタンブール」	
G 線	
「ベルグラード」	三三〇
「ソフィア」	
Gノ二線	
「ソフィア」	二五〇
「サロニカ」	
又ハ「ベルグラード」	三九〇
「スコプリ」	二〇〇
「サロニカ」	
H 線	

巴里

「バーゼル」

線

巴里

「ブラッセル」

「アンヴェルス」

「ロッテルダム」

「アムステルダム」

線

巴里

「ケルン」

伯林

線

巴里

「ザールブリュッケン」

「フランクフルト」

「ライプツヒ」

伯林

線

三四

四二一(等)

二七五(等)

四五

八〇

六〇

四〇八(等)

四八〇

三九五(等)

一六〇

三〇〇

一五五

「ブラッセル」

「エッセン」

「ハンブルヒ」

「コペンハーゲン」

「マルメ」

線

「マルセイユ」

「バスチア」

「ナポリ」

「コルフィー」

雅典

「カステルロツツオ」

「バイルート」

「ダマス」

「バグダッド」(「ルッパ」ヲ經由ス)

「バスラ」

「プシール」

「リング」

(此ノ間ニ於テ自動車連絡ヲ行フヘシ)

一九〇(等)

三一五

二八〇

三〇

三九四(等)

四六〇

六八五

四三五

六二五

六五五

八四五

五二〇

四〇〇

五四〇

四〇〇

三五

「ジャスケ」	四六〇
「グワダール」	五四〇
「カラチ」	七〇〇
「ジョドビニア」	九五〇
「アラハバッド」	七五〇
「カルカッタ」	六二〇
「アキアブ」	七三〇
「ラングーン」	七五〇
「バンコック」	八三〇
西貢	
N 線	
巴里	三七五 ^(秤)
倫敦	
O 線	
巴里	四四五 ^(秤)
里昂	二八五
「マルセイユ」	
Oノ二線	
里昂	三五〇 ^(秤)

「カンヌ」

Oノ三線

里昂

「ジュネーヴ」

一一三^(秤)

P 線

「マルセイユ」

三七〇^(秤)

「アジャクシオ」

六三〇

「チュニス」

右降著地ノ中實施スヘキ業務ヲ定ムル第二條記載ノ地ニハ必ス降著スヘキモノトス

補助金

第四條 國ハ本契約期間中一九三二年十二月十一日附法律第十二條ニ定ムル修正ヲ留保シテ第二條ニ掲クル業務ニ對シ共通指令書第三條ニ定ムル條件ニ基キ企業者ヲ補助スルコトヲ約ス

企業者ニ支給スル補助金ハ左ノ如ク之ヲ定ム

A 線 一籽ニ付一法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額一四、九〇〇、〇〇〇法ニ當ル

Aノ二線 一籽ニ付一法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額二、二〇〇、〇〇〇法ニ當ル

B 線 「カザブランク」||「ダカール」間一籽ニ付一四法

特別船舶ヲ以テ行ハルル「ダカール」||「ナタル」間ノ一航海ニ付一五〇、〇〇〇法

「ナタル」||「サンチャゴ」間一籽ニ付一九法即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハB線總體ニ付年總額三七、九〇〇、〇〇〇法ニ當ル

〇〇法ニ當ル

- 「ダカール」II「ナタル」間一航海ニ付一五〇、〇〇〇法ノ補助金ハ航空大臣カ航空ヲ以テ右業務ノ實施ヲ決定スルトキ迄適用セラルルモノトス而シテ此ノ場合ニ於テハ本契約修正書ヲ以テ企業者ニ支給スル補助金ヲ定ムルモノトス
- C 線 一籽ニ付一二法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額七、〇〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - D 線 一籽ニ付一四法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額一六、三〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - E 線 一籽ニ付一〇法五〇參 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額一、八〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - F 線 一籽ニ付一〇法五〇參 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額六〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - G 線 一籽ニ付一五法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額八〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - Gノ二線 一籽ニ付一五法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額四〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - H 線 一籽ニ付一〇法五〇參 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額七〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - I 線 一籽ニ付一〇法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額三、六〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - J 線 一籽ニ付一〇法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額二、九〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - K 線 一籽ニ付一〇法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額一、四〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - L 線 一籽ニ付一〇法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額一、一〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - M 線 一籽ニ付二八法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額三九、〇〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - N 線 一籽ニ付七法五〇參 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額六、一〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - O 線 一籽ニ付八法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額四、六〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - Oノ二線 一籽ニ付八法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額二、〇〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - Oノ三線 一籽ニ付八法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額六〇〇、〇〇〇法ニ當ル
 - P 線 一籽ニ付一五法 即第二條ニ定ムル回數ヲ以テスレハ年總額一〇、九〇〇、〇〇〇法ニ當ル

右ノ如ク企業者ニ支給スル補助金ノ總計ハ如何ナル場合ニ於テモ一九三三年六月一日以降十二月三十一日迄ノ期間ニ付九四、五〇〇、〇〇〇法ヲ超ユルコトヲ得ス而シテ此ノ總計ハ完全會計年度トシテ最高額一五四、八〇〇、〇〇〇法ニ當ル右最高額ハ各次ノ會計年度ニ付左ノ如ク遞減セラル

- 一九三三年度 一五〇、〇〇〇、〇〇〇法
- 一九三三年度 一四五、〇〇〇、〇〇〇法
- 一九三六年度 一四〇、〇〇〇、〇〇〇法
- 一九三七年度以降毎年度 一三五、〇〇〇、〇〇〇法

此ノ補助金ハ國ノ豫算ニ計上セラレタル其ノ他ノ補助金ト重複シテ支給セラルルコトナシ

前記ノ各最高額ハA線乃至P線ノ總體ニ付適用セラルルモノニシテ企業者自ラN線乃至B線ノ經營ヲ實施スルトキ迄N線乃至P線ニ關スル各金額ハ前記遞減割合ヲ以テ減額セラルルモノトス

第四條ノ二 企業者ハ一九三六年一月一日以降基準タル一九三三年度ニ於ケル商業收入(旅客、貨物及郵便物)ニ比較シテ前年度收入ノ超過額ノ半額ヲ國ニ拂戻スコトヲ要ス

此ノ拂戻金額ハ國ニ留保セラルルコトナク當時ノ會計年度補助金ノ内金トシテ會社ニ殘置セラルヘシ但シ第四條ニ定ムル年度補助金最高額ハ割増セラルルコトナシ

第四條ノ三 企業者ハ「ダカール」II「ナタル」間(B線)ノ船舶ニ據ル業務ノ實施ニ關スル總計費ヲ一覽スル特別會計ヲ制定スヘシ此ノ經費總額カ第四條ニ定ムル補助金額以下ナル場合ニハ企業者ハ此ノ補助金超過額ヲ横斷飛行ニ關スル研究及試験ニ充當スルコトヲ約ス

第四條ノ補助金最高額ニ付定ムル遞減ハ同一割合ヲ以テ船舶業務ニ關シテモ亦之ヲ適用ス

會計規定

第五條 國ハ本契約ノ履行ヨリ生スル金額ヲ企業者ノ準備スヘキ振替帳ニ郵便爲替局ニ於テ又ハ國庫出納事務取扱所ニ於テ振替ヲ爲シテ之ヲ支拂フモノトス

支拂證明書ニ添付スヘキ計算書ノ印紙ノ費用ハ企業者ノ負擔トス

取締役ニ對スル國家ノ同意

第五條ノ二 共通指令書第十條第二項ノ規定ノ適用ニ依リ企業者ノ一切ノ取締役ハ民間航空管掌大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

外國人職工ノ使用

第六條 內國人職工保護ニ關スル一九三二年八月十二日附法律第一條ノ適用ニ依リ企業者ハ百分ノ二以內ノ割合ニ於テノミ佛蘭西ニ在ル工場ニ於テ外國人職工ヲ雇傭スルコトヲ得

罰則

第七條 共通指令書ニ定ムル罰則トハ關係ナク本契約ハ引續キ二期(一期ハ六箇月)ニ亙リ經營航空線路ノ一ニ於ケル實施航空回數カ第二條ニ定ムル航空回數ノ百分ノ七十五未滿ニ減少セルトキ若ハ企業者カ不可抗力ノ場合ニ非シテ又ハ航空大臣ノ同意ヲ受クルコトナク契約航空回數カ一週三往復以上ノ航空線路ニ於テハ引續キ十日間又契約航空回數カ一週三往復未滿ノ航空線路ニ於テハ引續キ一箇月間其ノ航空ヲ止メタルトキハ一九三二年十二月十一日附法律第二十四條ノ適用ニ依リ及同條ニ定ムル條件ニ基キ解除セラルルコトアルヘシ

保證金

第八條 企業者ハ一九三二年十二月十一日附法律第二十二條ニ定ムル保證金ヲ國庫ニ拂込ムコトヲ約ス

雜則

第九條 業務ノ組織及經營ニ關スル一切ノ經費、實施セラレタル又ハ實施セラルヘキ諸規則ノ施行ヨリ生スル一切ノ費用

竝原因ノ如何ヲ問ハス一切ノ賠償金ハ何等國ニ對スル請求權ナク企業者ノ負擔トス

國ハ何等競争ニ對シ企業者ヲ保障スルコトナシ但シ國ハ本契約ノ存續スル限り第二條ニ定ムル線路ニ關シ他ノ企業者ニ補助金ヲ支給セサルコトヲ約ス

第十條 豫メ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外本契約ヨリ生スル利益ハ之ヲ他ノ企業者ニ讓渡スコトヲ得ス 企業者ハ一切ノ場合官憲ニ對シ業務ノ良好ナル經營ニ關シ直接其ノ責ニ任ス

第十一條 企業者ハ第三者ト既ニ締結シタル契約及將來締結スルコトアルヘキ契約ヲ以テ國ニ對抗スルコトヲ得ス

特別規定

第十二條 本契約ハ中央航空會社ト「エール、オリアン」會社、「エール、ユニオン」會社、國際航空會社及空中輸送會社トノ間ニ於テ合併ノ目的ノ下ニ口頭ヲ以テ爲サレ且必要ナル限り茲許表現セララルル協定ヲ考慮シテノミ締結セラルルモノトス

第十三條 右口頭ノ協定ニ定ムル合併ハ一九三三年九月一日前ニ行ハルヘク其ノ當日ヲ以テ關係會社ハ解散セラルヘシ而シテ中央航空會社ハ一九三三年六月一日迄ノ遡及效ヲ以テ本契約ノ履行ニ付定メラレタル合併ノ結果生スル單一會社ヲ代理ス先ニ中央航空會社ニ對シ國ノ爲シタル補助金ノ支拂ハ有效ニ單一會社ニ對シ爲サレタルモノト看做サルヘシ

第十四條 一九三三年九月一日ニ於テ右合併力完了セラレサルトキハ本契約ハ無効トナリ右日附ヲ以テ賠償無ク適法ニ解除セラルヘシ

合併カ單ニ中央航空會社ト前記四航空會社ノ中一又ハ一以上ノモノトノ間ニ於テノミ完了セラレタルニ過キサルトキハ本契約ハ有效ニ存續スヘシ但シ其ノ設立セラレタル單一會社ハ少クトモ一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法ノ資本金ヲ有スヘシ

第十五條 本契約ニ關係アル四航空會社ハ各々一九三三年四月二十五日附大統領令ニ依リテ裁可セラレタル共通指令書第十一條ニ定ムル如ク其ノ株式ヲ自ラ國ノ監督ノ下ニ置クコトヲ承認ス

第十六條 本特別規定ノ條項ハ一九三五年一月一日迄ハN線乃至P線ニ關シ之ヲ適用セサルモノトス但シ國及「エール、ユ

ニオン」會社間ニ於テ締結セラレタル一九二五年三月一日附契約ノ修正契約カ期間滿了前ニ右契約ヲ解除スル場合ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニアリテハ前記各條項ハ必要ニ應シ解除ノ日ヨリ且早クモ一九三三年六月一日ヨリ遡及效ヲ以テ適用セララルモノトス尙此ノ場合企業者ハ一九三五年一月一日ノ代リニ右期日ヨリ第二條ニ定ムルN線乃至P線ノ業務ヲ實施スルコトヲ要ス

登記

第十七條 本契約ノ印紙、登記及官報公示ニ關スル經費ハ企業者ノ負擔トス

本契約及附屬書類ハ一九三二年十二月十一日附法律第五條末項ニ從ヒ二十二法五〇參ノ料金を以テ登記セラルヘシ

公示

第十八條 企業者ハ自己ノ經費ヲ以テ本契約裁可後一箇月以内ニ本契約書及附屬書三百部並共通指令書三百部ヲ航空大臣ニ送付スルコトヲ約ス

契約期間

第十九條 本契約ノ有効期間ハ之ヲ一九三三年六月一日以降一九四八年五月三十一日迄トス

契約ノ效力發生

第二十條 本契約ハ一九三二年十二月十一日附法律第五條ニ定ムル條件ニ依リ大統領令ニ依リテ裁可セラレタル後ニ於テノミ其ノ效力ヲ發生スルモノトス

一九三三年五月三十日 巴黎ニ於テ之ヲ作成ス

航空大臣

「ビエール、コット」

「ファルマン」

閱覽ノ上承認

「ブレーゲ」

「アレーグル」

「ルーム」

「ポローメ」

「エール、フランス」會社ノ創立

一九三三年五月三十一日附大統領令ニ依リテ裁可セラレタル一九三三年五月三十日附補助契約ノ當事者タル航空線路ノ經營ニ任スル中央航空會社ハ右契約第十二條以下ノ條文ニ依リ九月一日迄ニ「エール、オリアン」會社、「エール、ユニオン」會社、國際航空會社及空中輸送會社ノ合併ヨリ生スル單一航空會社ニ依リテ交替セラレサルヘカラス

右單一會社ハ「エール、フランス」會社ノ名稱ノ下ニ前記諸會社ノ合併ニ依リテ遂ニ八月三十日創立セラルルニ至リ中央航空會社ハ同日ヲ以テ解散セラレタリ

依テ資本金一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法ヲ擁シ「マルブフ」街ニ番地ニ在ル「エール、フランス」會社ハ爾後前記中央航空會社ニ代リ一九三三年五月三十日附契約ノ履行ニ任スルコトナレリ

定期航空回數ノ變更

一九三三年五月三十日附契約書第二條末尾ヨリ第三番目ノ項ニ依リテ構成セラレタル航空輸送委員會ハ一九三三年八月二日ノ會議ニ於テ右第二條ニ定ムル航空回數ヲ左ノ如ク變更スルコトニ決定セリ

I線 巴里「阿姆斯特ダム」間日曜一往復ノ航空ハ一九三三年十月一日以降一九三四年四月三十日迄之ヲ廢止ス
 O線 巴里「マルセイユ」間日曜一往復ノ航空ハ一九三三年九月一日以降一九三四年四月三十日迄之ヲ廢止ス
 Oノ二線 里昂「カンヌ」間日曜一往復ノ航空ハ一九三三年九月一日以降一九三四年四月三十日迄之ヲ廢止ス
 Oノ三線 里昂「ジュネーヴ」間日曜一往復ノ航空ハ一九三三年九月一日以降一九三四年四月三十日迄之ヲ廢止ス
 P線 「マルセイユ」「チュニス」間日曜一往復ノ航空ハ一九三三年九月一日以降巴里「マルセイユ」間ニ於テ夜間郵便飛行カ定期ニ實施セラルルニ至ル迄之ヲ廢止ス

四 補助航空輸送會社取締役會

佛蘭西共和國大統領ハ

航空大臣及豫算大臣ノ報告ニ依リ

會社ニ關スル一八六七年七月二十四日附法律ニ依リ一九三二年十二月十一日附商業航空法特ニ其ノ第九條及第十條(第一項及第二項)

即チ

第九條 國ハ取締役會及之アル場合ニハ支配人會ニ資本株及株式總數ニ關シ國カ最初ニ保留セル享有株ノ割合ニ比例スル數ノ代表者ヲ出席セシム

將來増資ノ場合ニハ國ハ少クトモ契約發生ノ時ニ於テ有シタルト同一割合ノ代表者數ヲ取締役會及支配人會ニ於テ保有スルモノトス

検査役ハ各控訴院又ハ「セイヌ」縣各裁判所ニ於テ認可セル計理士中ヨリ選任セラルヘシ

國ヲ代表スル取締役ノ任命條件ハ大統領令ニ依リ之ヲ定ム

第十條 國、殖民地、保護領又ハ佛蘭西委任統治地域ヲ代表スル取締役ハ個人的ニ當該會社ノ株式ノ所有者タルコトヲ得ス

右取締役ハ會社ノ技術的、營業的及財政的見地ニ於ケル前年度ノ成績ニ關シ民間航空管掌大臣ニ對スル報告ヲ作成スル爲毎年一回會合スルコトヲ要ス

ニ依リ

航空輸送最高諮問會、航空輸送技術評議會及航空輸送監理評議會ノ組織及變更ニ關スル一九二九年五月十日附、一九二

九年十二月三十日附、一九三〇年一月三十日附、一九三〇年三月二十六日附、一九三〇年十一月二十八日附及一九三三年五月十一日附ノ各大統領令ニ依リ

左ノ大統領令ヲ公布ス

第一條 補助航空會社ノ取締役會ニ於ケル國ノ代表ハ左ノ者ヨリ之ヲ選任ス

(イ) 航空省ノ局長、次長及課長、航空技監、航空技師長、航空省監督官並民間航空ノ發達又ハ航空省ノ設立ニ寄與シタル者

(ロ) 少クモ五箇年間其ノ職務ニ従事セル會計検査監又ハ會計検査官、豫算本省ノ局長、次長

國ノ第一代表(イ)項(航空)中ノ者ヨリ、第二代表(ロ)項(豫算)中ノ者ヨリ、第三及第四代表(イ)項中ノ者ヨリ、第五代表(ハ)項中ノ者ヨリ以下之ト同一ナル順位及割合ヲ以テ選任セラルルモノトス

第二條 國ヲ代表スル取締役(イ)項ニ屬スル者ニ付テハ航空大臣ノ指名ニ依リ又(ロ)項ニ屬スル者ニ付テハ豫算大臣ノ指名

ニ依リ航空及豫算兩大臣ノ命令ニ依リテ任命セラルルモノトス

右取締役ハ又之ト同一ノ形式及條件ノ下ニ交替セラルルモノトス

取締役ノ任命ハ株主總會ニ依リテ追認セラルルモノトス

第三條 支配人會ヲ設クル場合ニハ國ヲ代表スル取締役ハ其ノ中ヨリ支配人會ニ於ケル代表ヲ任命ス右代表ノ數ハ一九三二年十二月十一日附法律第九條ニ定ムル割合ニ依ルヘク且航空及豫算兩省ノ代表ノ任命ノ順位並割合ハ本令第一條ニ明示セル所ニ依ルヘシ

技術委員會ヲ設クル場合ニハ國ヲ代表スル取締役(イ)項ニ屬スル代表中ヨリ右委員會ニ於ケル代表ヲ指命ス

第四條 會社ノ規程ニ於テ取締役カ其ノ職務執行ノ保證トシテ一定數ノ株式ヲ所有セサルヘカラサルコトヲ規定スル場合ニ於テハ國ハ其ノ任命セル取締役ニ代ル國ハ右保證トシテ其ノ取締役ニ對シ要求セラルル數ノ株式ヲ充當ス

右株式ハ法律ニ從ヒ所在地官憲ノ手ヲ經テ寄託セラルルモノトス

第五條 國ヲ代表スル取締役ハ會社及第三者ニ對シテハ其ノ他ノ取締役會員ト同等ノ權能ヲ有スルモノトシテ其ノ地位ヲ占メ其ノ職務ヲ執ル

右ノ取締役委任事務ノ執行ヨリ生スル民事上ノ責任ハ國ニ歸屬ス然レトモ刑事上ノ責任ハ右取締役自ラ之ヲ負フモノトス

第六條 國ヲ代表スル取締役ハ會社ノ定時總會後一箇月中ニ一九三二年十二月十一日附法律第十條ニ定ムル年度報告ヲ航空大臣ニ提出ス

右取締役ハ右ノ年度報告ノ外航空及豫算兩大臣ニ對シ各取締役會ノ議事録ヲ送付ス議事録ハ會議ノ後八日以内ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條 國ヲ代表スル取締役ノ任期ハ通常ノ取締役ノ任期ニ同シ前記第二條所定ノ形式及條件ニ從ヒ交替ヲ行フトキハ其ノ任務ハ何時タリトモ之ヲ終了セシムルコトヲ得

右任務ハ第二條ニ定ムル形式及條件ニ從ヒ之ヲ更新スルコトヲ得

同一ノ取締役會又ハ支配人會ニ於ケル國ノ代表ハ一部のニ交替セラルルコトヲ得

第八條 國ヲ代表スル取締役ハ其ノ任命セラレタル資格ヲ失フトキ解任セララル

委任事務ヲ執行スルコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

第九條 國ヲ代表スル取締役ハ會社ノ規程ニ依リ取締役ニ支給スルコトアルヘキ出席日當又ハ手當ヲ取得スル權利ヲ有スルコトナシ右出席日當又ハ手當ハ會社ニ於テ國庫ノ雜收入ノ項ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス右取締役ハ航空大臣及第一條(ロ)項ニ屬スルモノニアリテハ其ノ外豫算大臣ノ許可ナク特別委任事務ヲ執ルコトヲ得ス右取締役ハ前記同様ノ許可ナク社長、副社長、代表取締役又ハ支配人ノ如キ會社ノ重要ナル職務ニ就クコトヲ得ス

右取締役ハ其ノ職務ノ報酬トシテ航空大臣及豫算大臣ノ副署アル大統領令ニ定ムル手當ヲ受クルコトヲ得右手當ハ航空省豫算中ニ計上セラルヘシ

右ノ如クシテ支給セラルル手當合計ハ會社ニ依リ國庫ニ拂込マルル前記出席日當及手當ノ總額ヲ超ユルコトナシ

第十條 航空大臣及豫算大臣ハ各々其ノ管掌事項ニ付本令施行ノ責ニ任ス本令ハ之ヲ官報ニ公示ス

一九三三年六月十三日 巴里ニ於テ之ヲ作成ス

大統領	「アルベール、ルブラン」
航空大臣	「ピエール、コット」
豫算大臣	「リュシアン、ラムール」

航空大臣、豫算大臣及大藏大臣ハ
一九三二年十二月十一日附法律第十五條ノ左ノ條文ニ依リ
「補助航空會社ノ貸借對照表、損益計算書及營業計算書ハ航空管掌大臣及大藏大臣ノ命令ニ依リテ定メラルル書式ニ據ルヘシ」
左ノ省令ヲ公布ス

五 一九三二年十二月十一日附商業航空法ニ依リテ補助セラルル會社ノ貸借對照表、損益計算書及營業計算書ノ作成條件ヲ定ムル省令

航空大臣、豫算大臣及大藏大臣ハ
一九三二年十二月十一日附法律第十五條ノ左ノ條文ニ依リ
「補助航空會社ノ貸借對照表、損益計算書及營業計算書ハ航空管掌大臣及大藏大臣ノ命令ニ依リテ定メラルル書式ニ據ルヘシ」
左ノ省令ヲ公布ス

第一條 補助航空會社ハ其ノ貸借對照表、損益計算書及營業計算書ノ作成ニ當リテハ左ノ規定ニ依ルヘシ

(一) 貸借對照表

會社ノ會計年度末ニ於テ作成スル貸借對照表ニハ左ニ定ムル科目ノ下ニ其ノ殘高ヲ明示スヘシ

資産ノ部

甲 創設費勘定 此ノ勘定ハ左ノ二ノ内譯ヨリ成ル

(イ) 資本ノ設定及増加ニ關スル經費

(ロ) 研究及組織費

此ノ勘定ニハ一九三二年十二月十一日附法律ニ定ムル契約ノ實施セラレテヨリ直接補助線路又ハ業務開始ニ先立テテ許可且實施セラレタル附帶企業ニ關係アル費用ノミヲ記入スルモノトス其ノ他一切ノ研究又ハ派遣費ハ之ヲ直接損益計算書ニ記入スルモノトス

前記二内譯ニハ之ヨリ償却費ヲ差引キテ實價ノミヲ對照表ニ記載スルモノトス

乙 不動産勘定ニハ破壊又ハ改造セラレタル要部ノ價格ニ關シ減價ヲ爲シテ各種不動産ノ財産目録ニ記入セラルル價格ヲ記入ス不動産ノ科目左ノ如シ

- (イ) 廻轉機材即チ陸上機、水上機、發動機、機上備付機具及無線電信機
- (ロ) 飛行場即チ著陸場(購入及設備)建物及各種工作物、地上無線電信局
- (ハ) 工具即チ工作機械及各種大器具、小器具
- (ニ) 什器
- (ホ) 水陸自動機材即チ自動車、船舶、艇、舢舨
- (ヘ) 在庫品即チ取換部分品、豫備品

此ノ勘定ニ記載スル價格ハ原則トシテ純購入價又ハ純工作費總額トシ附帯經費、運賃、關稅、不時ノ經費又ハ一般經費ヲ附加セムトスルトキハ民間航空管掌大臣ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

丙 換價セラレ得ル資産勘定左ノ如シ

- (イ) 流動資産ハ左ノ如ク之ヲ區分ス
 - (一) 現金及佛蘭西銀行預金
 - (二) 當座預金及短期預金(三箇月以内)
- (ニ) 收受スヘキ補助金
- (ハ) 各種債權
- (ホ) 必要アラハ未拂込株金ニ對スル株主勘定

丁 契約價格勘定此ノ勘定ハ主トシテ左ノモノヨリ成ル

- (イ) 進行中ノ賣買ニ關スル前渡金

(ハ)(ロ) 有價證券ノ價格

戊 見返勘定特ニ

- (イ) 未受注文機材價格
- (ロ) 正確ヲ期スル爲記入スル各種勘定
- (ハ) 擔保契約、手形保證、保證金寄託ノ如キ必要ニ應シ要求セラルル一切ノ會社ノ契約
- 己 必要ニ應シ計算殘高即チ前期缺損金ノ繰越及損益計算書ノ缺損金

負債ノ部

負債ノ部ニハ左ノ順序ニ記載スヘシ

甲 資本金

- 乙 各種準備金 此ノ勘定ハ必要アラハ法定準備金、發行ニ關スル割増金及一般準備金ニ區分ス
- 丙 各種豫備金 此ノ勘定ハ係争債權ニ關スル豫備金及必要ニ應シ機材保險資金、大修理資金ニ區分ス
- 丁 破壊又ハ改造セラレタル不動産ニ對シ當該會計年度終了前ニ適用セラレタル償却費ヲ控除シタル後資産ノ部ニ詳説セル各種不動産ニ對スル償却勘定
- 戊 第三者ニ對スル負債勘定此ノ勘定ハ之ヲ左ノ如ク區分ス
 - (イ) 支拂フヘキ手形及社債
 - (ロ) 國庫ヨリノ短期契約借入金、特ニ信用借、流通手形等ノ形式ヲ具フルモノ
 - (ハ) 取引者ヨリ振出サレタル支拂手形ノ總額
 - (ニ) 取引者ノ送付セル未拂勘定書ノ總額

(ホ) 各種債務

(ヘ) 支拂フヘキ配當金

已 見返勘定 此ノ勘定ハ特ニ左ノ如ク區分ス

(イ) 進行中ノ賣買ニ關シ未タ勘定書ノ作成セラレサル契約額ヲ明記スル「進行中ノ賣買」勘定

(ロ) 正確ヲ期スル爲記入スル各種勘定

(ハ) 擔保契約、手形保證、保證金寄託ノ如キ必要ニ應シ要求セララルル一切ノ會社ノ契約

庚 計算殘高 即チ前期利益金繰越及當期損益計算書ノ利益金

(二) 損益計算書

損益計算書ハ左ノ科目ヨリ成ル

收入ノ部

一 國ノ補助金

二 各種補助金

三 商業輸送收入

四 雜收入

五 有價證券及銀行勘定ノ利子及收益

一、二及三項ニハ後ニ定ムル營業計算ヨリ生スル如キ固有ナル補助金ヲ受クル各線路別ノ及各附帶企業別ノ補助金及收入ノ金額並其ノ總額ヲ明瞭ニ記入スルモノトス

支出ノ部

一 營業費

二 本社以外ニ於ケル管理及營業所ノ費用(代理店、著陸場等)

三 飛行機材償却費

四 其ノ他ノ不動産償却費

前記各項ニハ營業計算ヨリ生スル如キ一定ノ補助金ヲ受クル各線路別ノ又ハ認メラレタル各附帶企業別ノ金額並其ノ總額ヲ記入スルモノトス

五 本社諸經費(本社ニ於ケル管理、取締及營業、各種一般費)

六 金融ニ關スル經費此ノ經費ハ之ヲ左ノ如ク區分ス

(イ) 長期借入金ノ利子

(ロ) 流通資金ヨリ直接支出セラレサル場合ノ長期借入金ノ償却費

(ハ) 利子及各種經費(債務利子、銀行手数料、手形割引費)

七 利益金ヨリ控除セララル豫備金

八 創設費ニ關スル償却費及其ノ他(前期缺損金、貸倒金等)

九 創設費ニ歸屬セサル試驗費及派遣費

(三) 營業計算書

營業計算書ハ國家ヨリ一定ノ補助金ヲ受クル各線路別ニ及認メラレタル各附帶企業別ニ統計的ニ作成セララルモノトス

右計算書ハ線路又ハ當該附帶企業ノ經營ニ關スル收益額又ハ缺損額ヲ明示スルヲ目的トシ左ニ掲クル科目ニ依リテ右線路固有ノ收入及支出ヲ詳細ニ示スモノトス營業計算書ノ作成ニ付存置スヘキ營業收入及營業費ハ損益計算書ノ收入ノ部一、二、三及支出ノ部一、二、三、四ニ掲クル收入及費用トス

各營業計算書ハ左ノ科目ヨリ成ル

收入ノ部

- 一 國ノ補助金
- 二 各種補助金
- 三 商業收入
 - (イ) 旅客
 - (ロ) 貨物
 - (ハ) 郵便物

支出ノ部

甲 營業費

- 一 營業ニ携ル職員(乗員並飛行場、工場、無線電信局等ノ職員)ノ俸給及手當
- 二 燃料、滑油及其他消耗品ニ關スル經費
- 三 飛行機材ノ賃借、維持、修理及修復ニ關スル經費
- 四 之アル場合ニハ大修理用準備資金ノ繰入金
- 五 營業ニ關スル家屋及諸設備ノ賃借及維持ニ關スル費用
- 六 支拂保險料ニ相當スル保險費又ハ必要ニ應シ會社カ自ラ保險業務ヲ營ム場合ニハ其ノ準備資金繰入額ニ相當スル保險費即チ
 - (イ) 職員ノ保險
 - (ロ) 飛行機材ノ保險

(ハ) 家屋及諸設備ノ保險

(ニ) 第三者ニ對スル危險負擔ニ關スル保險

七 營業ニ關スル各種一般費(公課、事務用品、郵便電電話費等)

乙 本社以外ニ於ケル管理及營業所ノ費用

一 職員ノ俸給及手當

二 家屋ノ賃借及維持(代理店及著陸場事務所)

三 各種一般費(租稅、事務用品、保險、地方的廣告等)

丙 飛行機材償却費 此ノ償却費ハ之ヲ左ノ如ク區分ス

(イ) 會社ニ於テ定ムル様式及率ニ依リテ計算セラレタル通常ノ償却費

(ロ) 破壊、改造又ハ賣却セラレタル機體及發動機ニ關スル償却セラレサル資産ノ部ノ金額ニ相當スル特別償却費

丁 會社ノ採用セル様式及率ニ依リテ計算セラレタル且必要アラハ本會計年度中ニ於テ破壊、改良又ハ賣却セラレタル諸設備及機材ニ關シ償却セラレサル資産ノ部ノ金額ニ相當スル追加償却ノ加ヘラレタル自動車、船舶、工具、設備及各種機材ニ關スル償却費

第二條 營業計算書ハ損益計算書及貸借對照表ニ附屬スルモノニシテ株主總會ニ提出セラルヘキモノトス

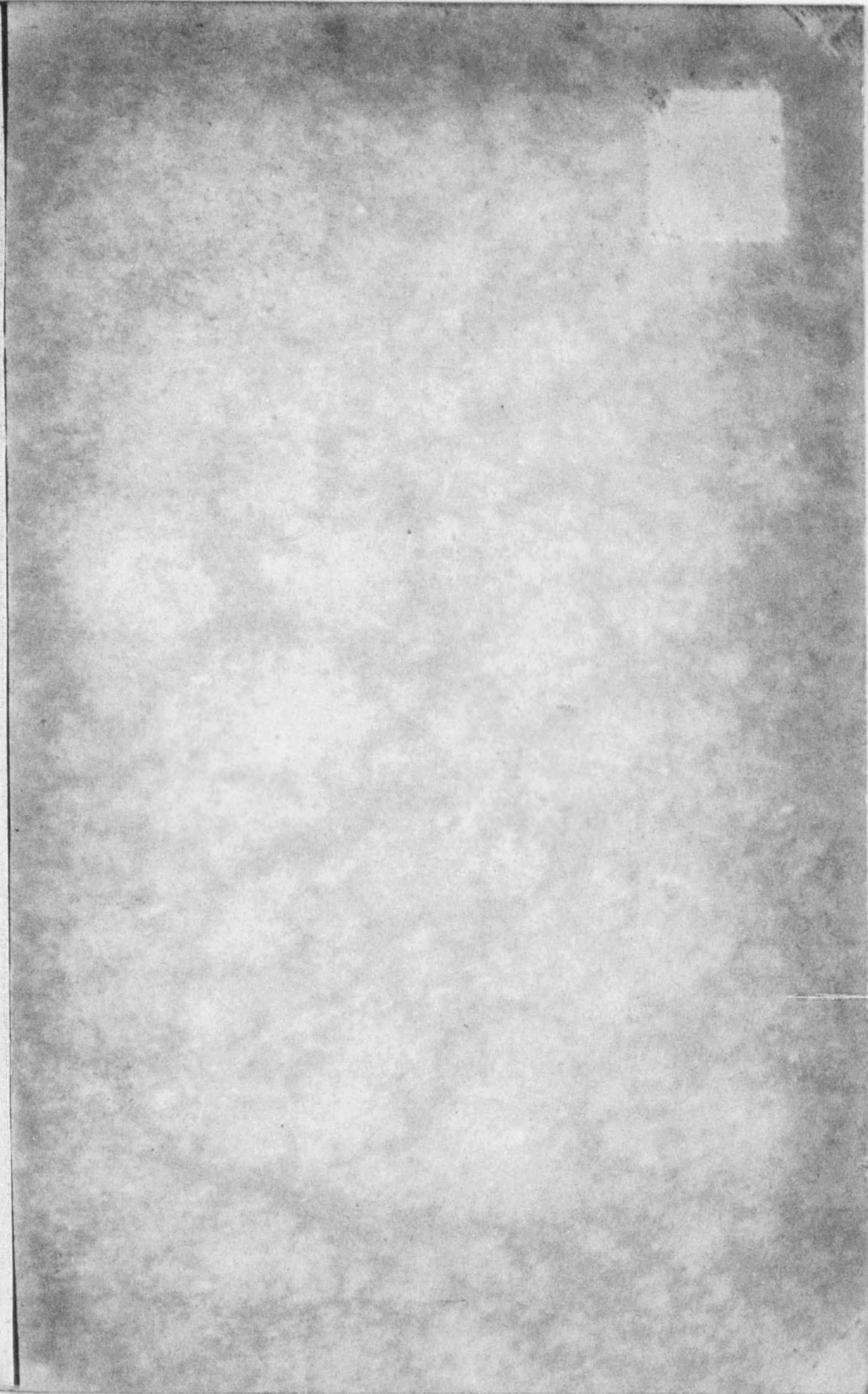
一九三三年五月十一日 巴里ニ於テ之ヲ作成ス

航空大臣 「ビエール、コット」

豫算大臣 「リュシアル、ラムール」

大藏大臣 「ジュールジュ、ボネ」

14.4
996



終

